

第2期  
天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画  
(素案)

天理市  
天理市社会福祉協議会

【校区別懇談会の様子】



## 目 次

---

### p 1 第1章 計画策定にあたって

---

- p 1 1 地域福祉とは
- p 2 2 計画策定の背景・趣旨
- p 3 3 計画の位置づけ
- p 4 4 計画の期間
- p 5 5 計画の策定方法
- p 5 6 地域福祉活動圏域

### p 7 第2章 天理市の地域福祉を取り巻く現状

---

- p 7 1 統計データからみる天理市の状況
- p 22 2 校区別懇談会からみる天理市の状況
- p 31 3 アンケート調査及び関係団体ヒアリング調査からみる天理市の状況

### p 40 第3章 計画の基本的な考え方

---

- p 40 1 基本理念
- p 41 2 基本目標
- p 42 3 施策の体系
- p 43 4 地域福祉の推進に向けた重点課題
- p 45 5 市民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進

### p 46 第4章 施策の展開

---

- p 46 基本目標Ⅰ みんなで支え合う地域福祉の推進（人づくり）
- p 56 基本目標Ⅱ 誰ひとり取り残さない地域福祉施策の推進（仕組みづくり）
- p 71 基本目標Ⅲ いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進（環境づくり）

### p 84 第5章 成年後見制度利用促進基本計画

---

- p 84 1 成年後見制度とは
- p 84 2 計画策定の背景・趣旨
- p 86 3 施策の基本方針

### p 88 第6章 再犯防止推進計画

---

- p 88 1 計画策定の背景・趣旨
- p 88 2 再犯防止を取り巻く現状
- p 89 3 施策の展開

**p92 第7章 認知症施策推進計画** 

---

- p92 1 計画策定の背景・趣旨
- p94 2 認知症に関する現状
- p98 3 計画の基本的な考え方
- p102 4 施策の展開

**p114 第8章 計画の推進に向けて** 

---

- p114 1 計画の普及啓発
- p114 2 地域福祉の推進体制
- p114 3 計画の進行管理・評価





# 計画策定にあたって

## 1 地域福祉とは

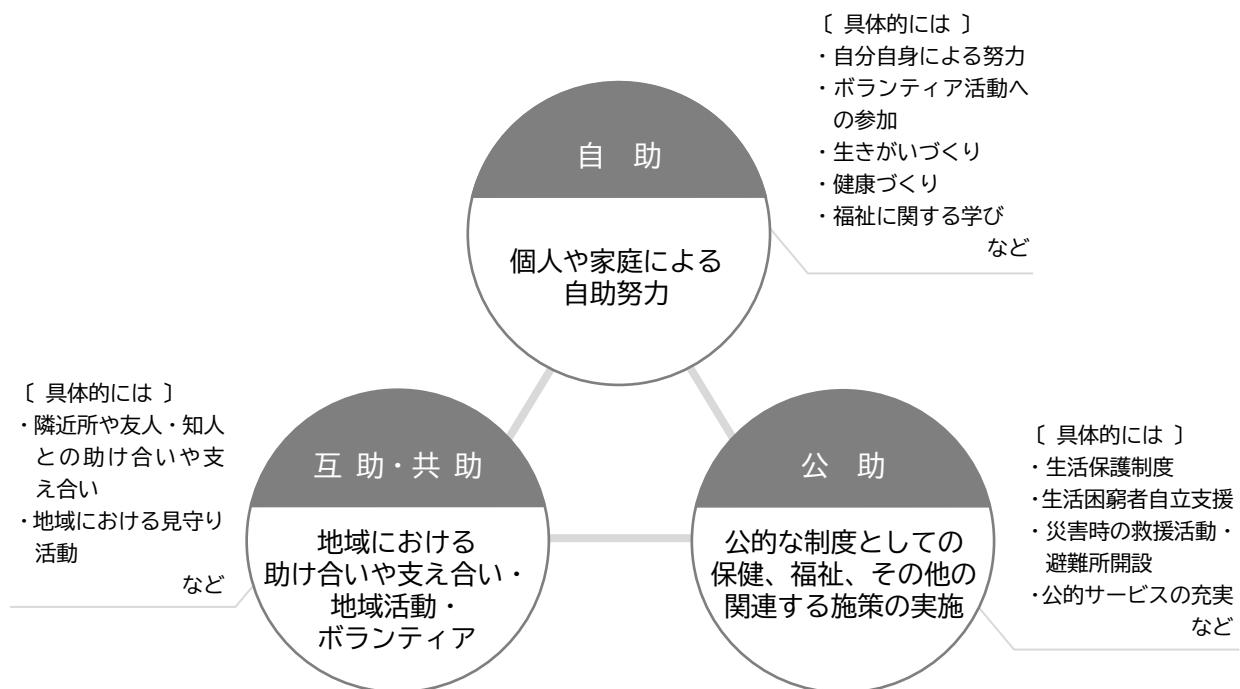
私たちを取り巻く社会環境は、超少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢福祉、障害福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まっています。

地域の住民一人ひとりが安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現していくためには、それぞれの地域の特性に合わせた福祉サービスの提供だけでなく、地域住民がともに支え合い、助け合っていくことが大切です。

「地域福祉」とは、こどもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが連携・協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉を推進するためには、住民自身による「自助」、地域住民がお互いに助け合う「互助・共助」、行政などが取り組む「公助」を基本とし、住民と行政がそれぞれの役割を担い、支え合っていくことが重要です。

また、平成27年の国連サミットにおいて、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むことを目指しています。



## 2 計画策定の背景・趣旨

近年、我が国では少子高齢化や人口減少が進行しています。さらに、生活スタイルや価値観の多様化、核家族化などの背景から、地域の相互扶助の基盤となる人と人のつながりや、家庭や地域における支え合いが希薄化しています。このことが社会的孤立を招き、様々な問題が増加傾向にあります。これらの問題は複雑に絡み合っており、容易に解決に至らないケースも少なくありません。このような課題は、本市においても身近な問題となっています。

そのため、「地域福祉」の充実と推進は、これまで以上に重要な課題となっています。ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、孤独・孤立など、多様化した課題に対し、地域の基盤を整え、人々と地域に対する理解と協力の輪を広げていくことが求められています。

また、従来の縦割りによる公的な支援制度の枠組みでは、十分な支援が受けられない、いわゆる「制度の狭間」の問題が存在しています。これらの問題に対し、包括的な分野横断的支援を必要としている人々には、地域共生社会の理念に基づき、制度化されたサービスと地域の助け合いによる支援を両輪として、一体的かつ重層的に支援を実施していく必要があります。

さらに地域の中では社会経済の担い手が減少しているなかで、国では、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍することができる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働しながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指しており、本市でもその実現に向けて施策を実施していきます。

これから地域福祉のあり方としては、地域コミュニティが持つ役割や機能を見直すとともに、地域の中の居場所づくりを行うなど、地域や人とのつながりを感じられる社会を実現していくことが求められており、分野を超えて関係者が連携し、対応していくことが必要です。

本市においては、令和3年6月に「天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第1期計画）」を策定し、個別の保健福祉計画を内包する総合的・包括的な計画として位置付け、地域福祉に関わる取組の実施状況や社会経済情勢、市民のニーズなどを踏まえつつ、地域福祉計画と地域福祉活動計画とを一体的に策定した計画として、福祉の推進を図ってきました。

このたび、第1期計画が令和7年度に終了することから、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本市のさらなる地域福祉の推進を目指して「天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期計画）」を策定します。

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づいて市町村が策定する計画です。

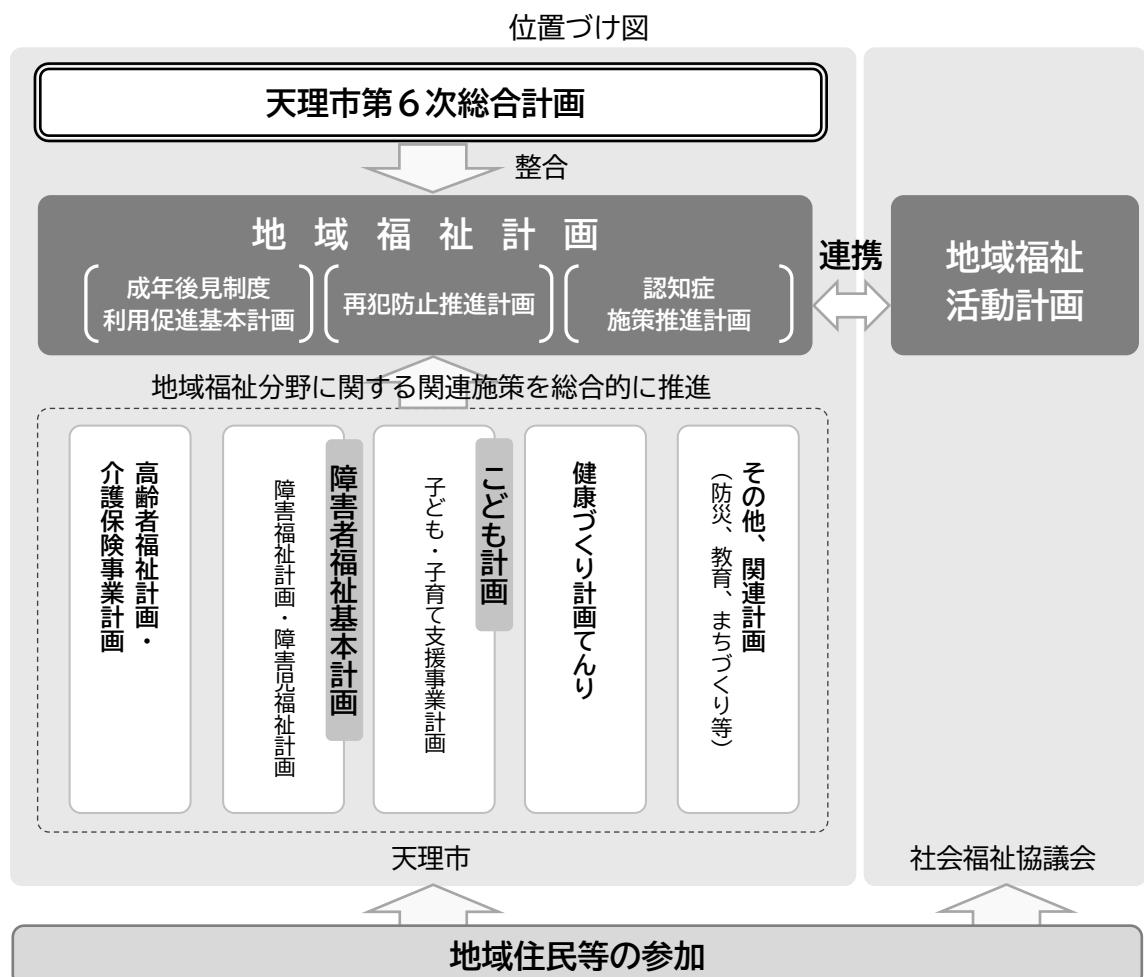
「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進するまでの実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。

また、本計画は、地域福祉計画とかかわりの深い、「成年後見制度利用基本促進計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条）」、「再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第8条）」、「認知症施策推進計画（認知症基本法第13条）」を包含して策定し、推進を図ります。

#### (2) 市の他計画との関係

地域福祉計画は、総合計画を上位計画とし、地域福祉を推進するための目標を定め、取組を体系化する基盤としての計画の性格を持つものです。

地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、天理市の地域福祉の推進を目的として相互に連携する必要があることから、行政と社会福祉協議会の協働により、両計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性をもって天理市の地域福祉を推進していくものとします。



### (3) SDGsとの関係

SDGsの理念は、人々が安心して暮らせるような持続的なまちづくりを推進する地域共生社会の実現と関連の深いゴールも多く、本計画では、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」などの視点をもって、地域福祉を推進していきます。



### 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度を初年度として令和12年度までの5年間を計画期間とします。

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)				
天理市総合計画	第6次総合計画									⇒次期計画へ				
	後期基本計画													
天理市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画	第1期計画			本計画（第2期計画）									⇒次期計画へ	
天理市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	第9期計画				第10期計画			第11期計画			⇒次期計画へ			
天理市障害者福祉基本 計画	第3次計画					⇒次期計画へ								
天理市障害福祉計画 ・障害児福祉計画	第7期計画				第8期計画		第9期計画			⇒次期 計画へ				
	第3期計画				第4期計画		第5期計画							
天理市こども計画	第1期計画					⇒次期計画へ								
天理市子ども・子育て 支援事業計画	第3期計画					⇒次期計画へ								
健康づくり計画てんり	第3次計画 (～令和18年度)													

## 5 計画の策定方法

この計画は、現状を把握するために校区別懇談会を実施するとともに、計画の策定にあたっては審議会での協議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定します。

### (1) 市民参画による計画づくり

校区別懇談会を実施するとともに、支援機関・関係団体・高校生アンケート及びパブリックコメントを行い、市民参画を図ります。

### (2) 計画の策定体制

地域福祉施策は行政組織の幅広い部門に関連するため、地域福祉に携わる住民代表、学識経験者等で構成する「天理市地域福祉計画審議会」を開催し、今後展開する施策についての協議を行いながら策定します。

## 6 地域福祉活動圏域

地域福祉活動は、近所というごく小さな範囲から、市全域を俯瞰する大きな圏域までのいくつかの階層に分かれて行われ、それぞれの階層に応じた機能や役割が求められます。また、各層をまたいだ円滑な情報共有や連携が行われることにより、市全体としての地域福祉が推進されます。

### (1) 第1層 近所

日常の挨拶や近所付き合いを通じて、お互いの変化や異変に気づいたり、災害などの緊急時には、実際に助け合ったりすることが期待できる圏域です。

### (2) 第2層 小圏域

およそ町レベルの圏域で、町内会や自治会、長寿会、自主防災組織等を通じて、地域の防犯や防災活動をはじめ、趣味や特技を生かしたサークル活動や付き合いが日常的に行われている範囲です。日常の活動や交流の中で、お互いの変化や求めていることへの気づきが期待されます。

### **(3) 第3層 中圏域**

およそ小学校区の範囲にあたり、民生児童委員協議会や商工連盟等が組織されるレベルで、公民館や幼稚園、保育所、こども園、小学校等を拠点として行政機関や地域の事業所等とも連携しながら、組織的な自治活動や福祉活動が行われる圏域です。より小さな圏域からの情報共有や、ボランティアによる見守り活動などを通じて、地域での課題の把握や解決を試みるとともに、より大きな圏域へつなぐ取組が期待される圏域です。地域包括支援センターは2～3圏域を統括して高齢者福祉の総合相談窓口として設置されています。

また「みんなの学校プロジェクト」を通して地域とともにある学校づくりを目指していきます。

### **(4) 第4層 大圏域**

市全体にわたる基幹的な相談支援機関を運営するほか、各種計画の企画や施策を推進する役割があり、社会福祉協議会や行政機関が担います。専門的かつ複合的で高度な課題への対応を行い、各層の役割を整理していくことを通じて、包括的な支援体制の構築を推進します。

# 天理市の地域福祉を取り巻く現状

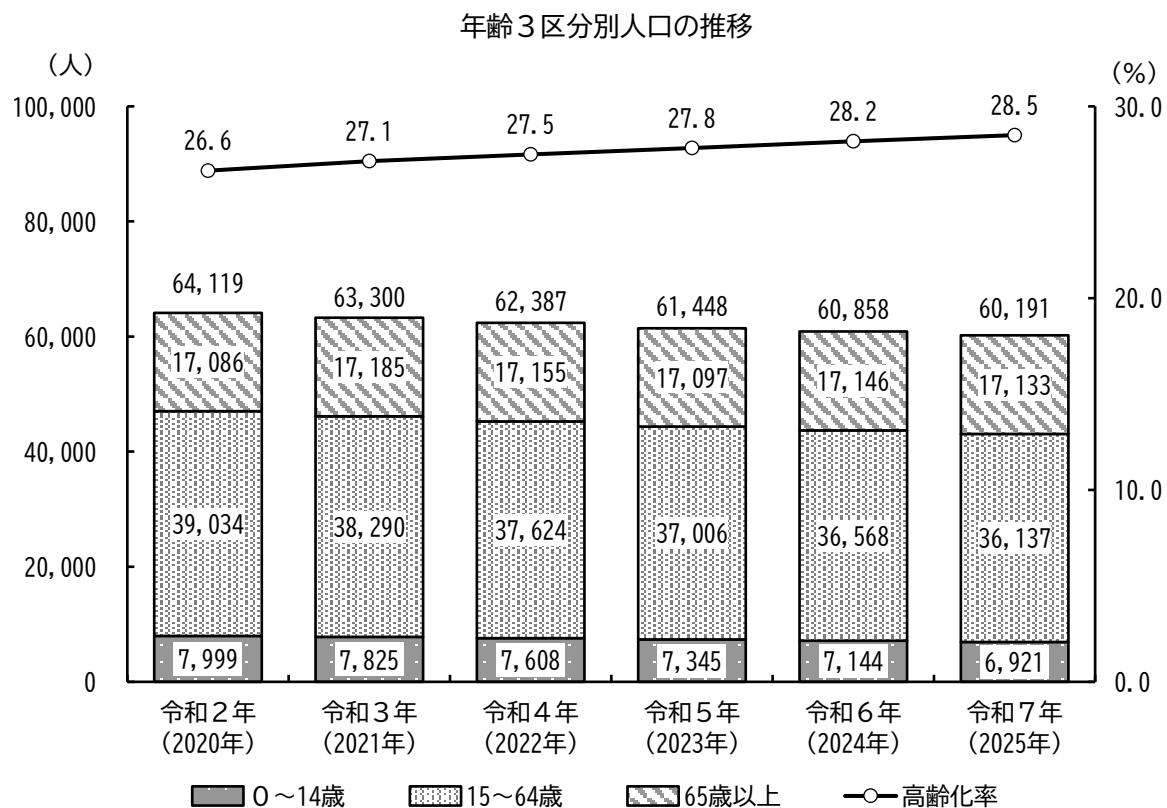
## 1 統計データからみる天理市の状況

### (1) 人口の推移

#### ① 人口の推移

人口は、令和2年以降、減少しており、令和7年に60,191人となっています。人口を年齢3区分別にみると、0～14歳、15～64歳人口はともに減少しているのに対し、65歳以上人口は概ね横ばいで推移しています。

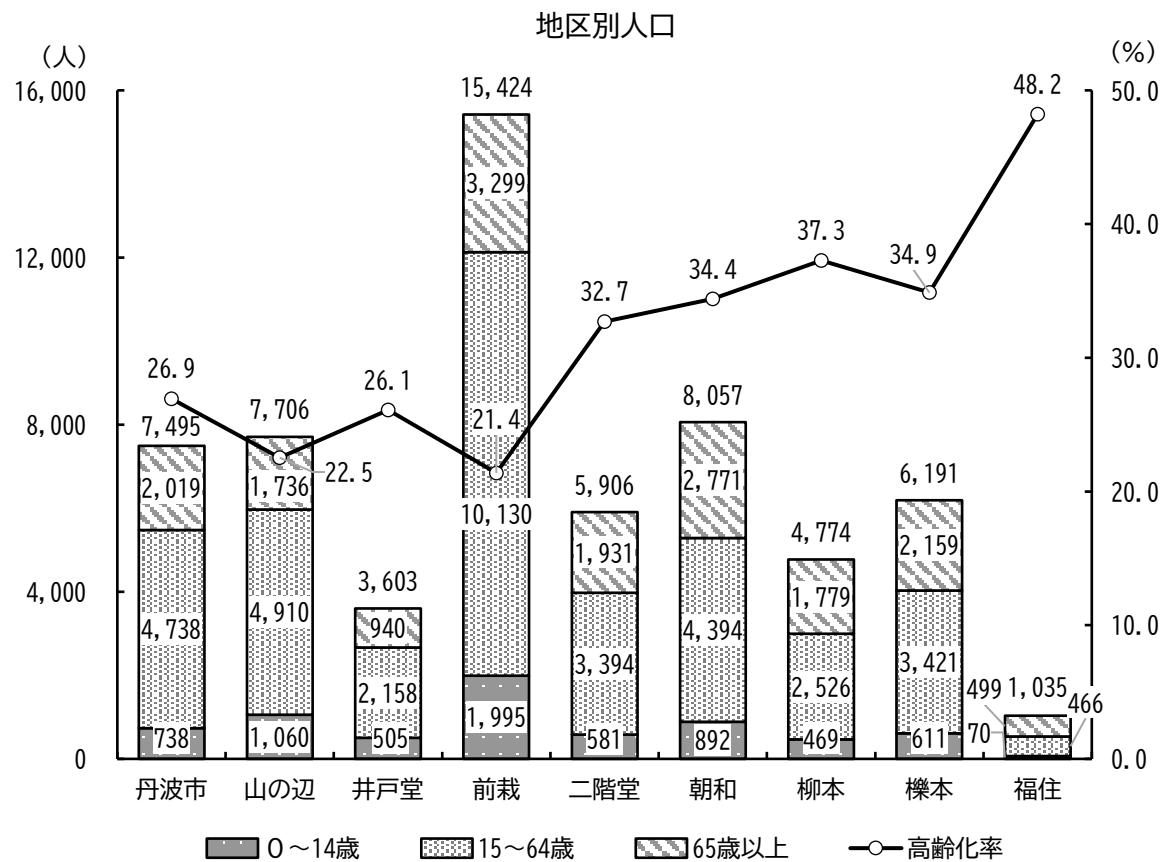
また、高齢化率は上昇しており、令和7年に28.5%となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

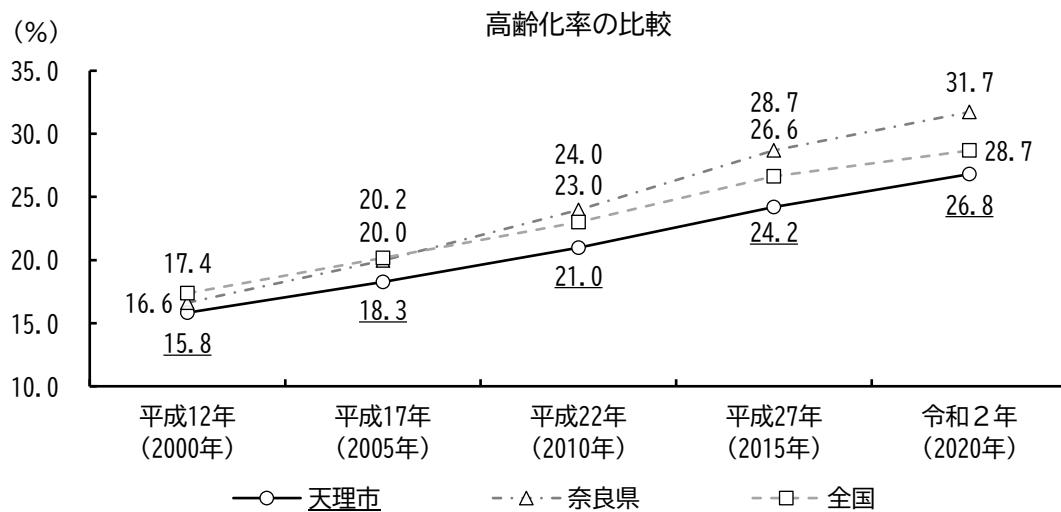
※ 年齢3区分別人口とは、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老人人口(65歳以上)の区分を指します。

地区別人口は、前栽校区が最も多く15,424人となっており、最も少ないので福住校区の1,035人となっています。高齢化率は、前栽校区が最も低く21.4%となっており、最も高いのが福住校区の48.2%となっています。



資料：住民基本台帳（令和7年3月末現在）

高齢化率は、平成12年以降増加していますが、いずれの年も奈良県と全国の数値を下回っています。令和2年で26.8%となっています。



※ 総数は不詳を除いた数で算出しています。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## ② 昼夜間人口、比率の状況

昼夜間人口はどちらも減少しており、令和2年で夜間人口は63,889人、昼間人口は63,891人となっています。

昼間人口指数は、平成22年、令和2年で1.0を超えており、いずれの年も奈良県の昼間人口指数を上回っています。

昼夜間人口、比率（天理市）

単位：人

	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)
(a)夜間人口	69,178	67,398	63,889
(b)流出人口	14,008	15,023	14,188
(c)流入人口	15,182	14,985	14,190
(d)流入超過人口 (c)-(b)	1,174	-38	2
(e)昼間人口 (a)+(d)	70,352	67,360	63,891
(f)昼間人口指数 (e)/(a)	1.01697	0.99944	1.00003

資料：国勢調査

昼夜間人口、比率（奈良県）

単位：人

	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)
(a)夜間人口	1,400,728	1,364,316	1,324,473
(b)流出人口	197,223	193,837	171,912
(c)流入人口	56,012	57,947	53,864
(d)流入超過人口 (c)-(b)	-141,211	-135,890	-118,048
(e)昼間人口 (a)+(d)	1,259,517	1,228,426	1,206,425
(f)昼間人口指数 (e)/(a)	0.89919	0.90040	0.91087

資料：国勢調査

昼夜間人口、比率（全国）

単位：人

	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)
(a)夜間人口	128,057,352	127,094,745	126,146,099
(b)流出人口	-	-	-
(c)流入人口	-	-	-
(d)流入超過人口 (c)-(b)	-	-	-
(e)昼間人口 (a)+(d)	128,057,352	127,094,745	126,146,099
(f)昼間人口指数 (e)/(a)	1.00000	1.00000	1.00000

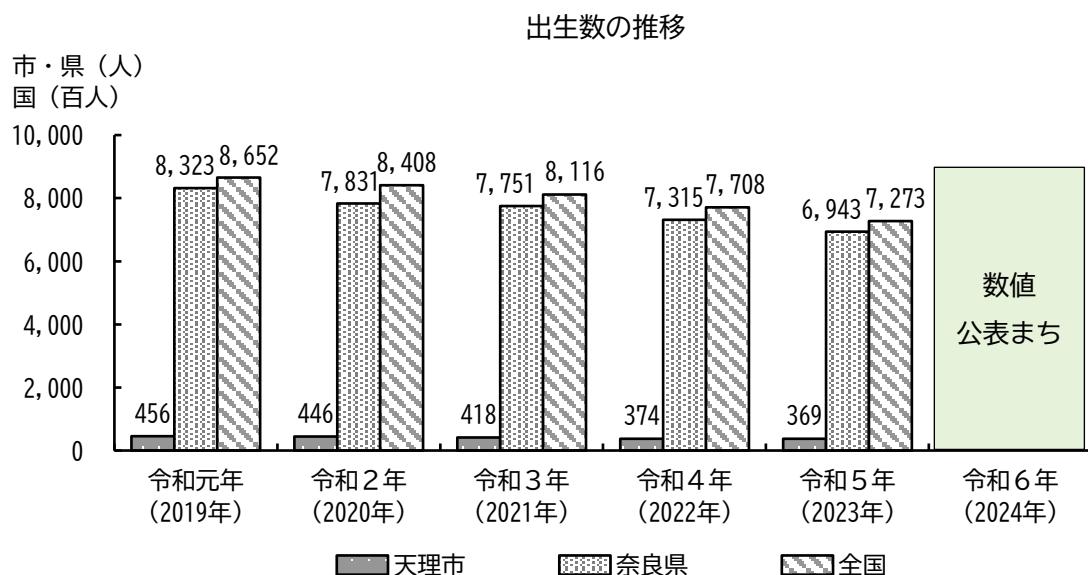
資料：国勢調査

## (2) 出生の現状

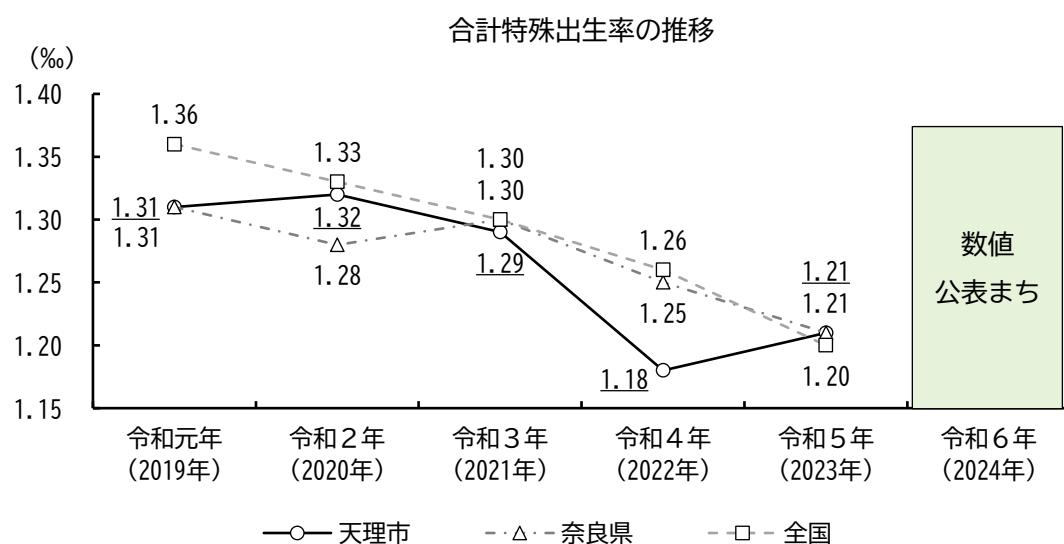
### ① 出生の状況

出生数は、年々減少しており、令和5年で369人となっています。

また、合計特殊出生率は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年で1.21%となっています。奈良県・全国の数値と比較すると、令和4年では奈良県・全国に比べ低かったものの、令和5年では同程度となっています。



資料：市・県 奈良県人口動態統計  
国 人口動態統計

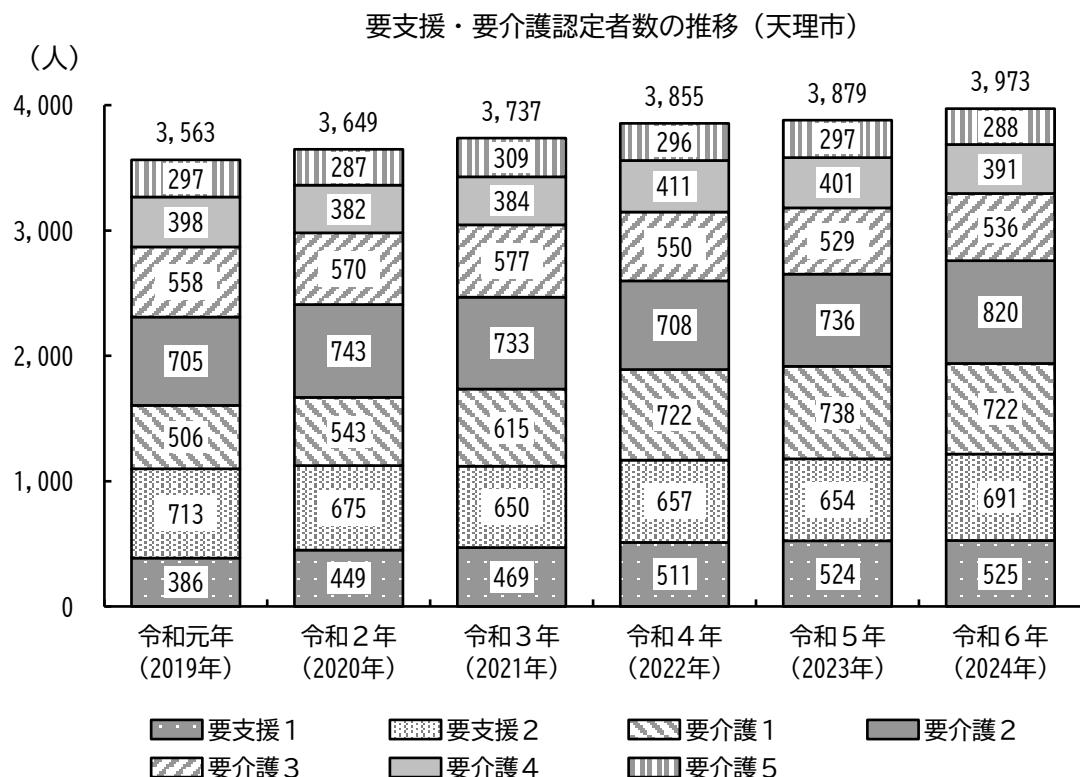


資料：令和元年～令和5年は天理市人口ビジョン参照

### (3) 地域で支援を必要とする人の現状

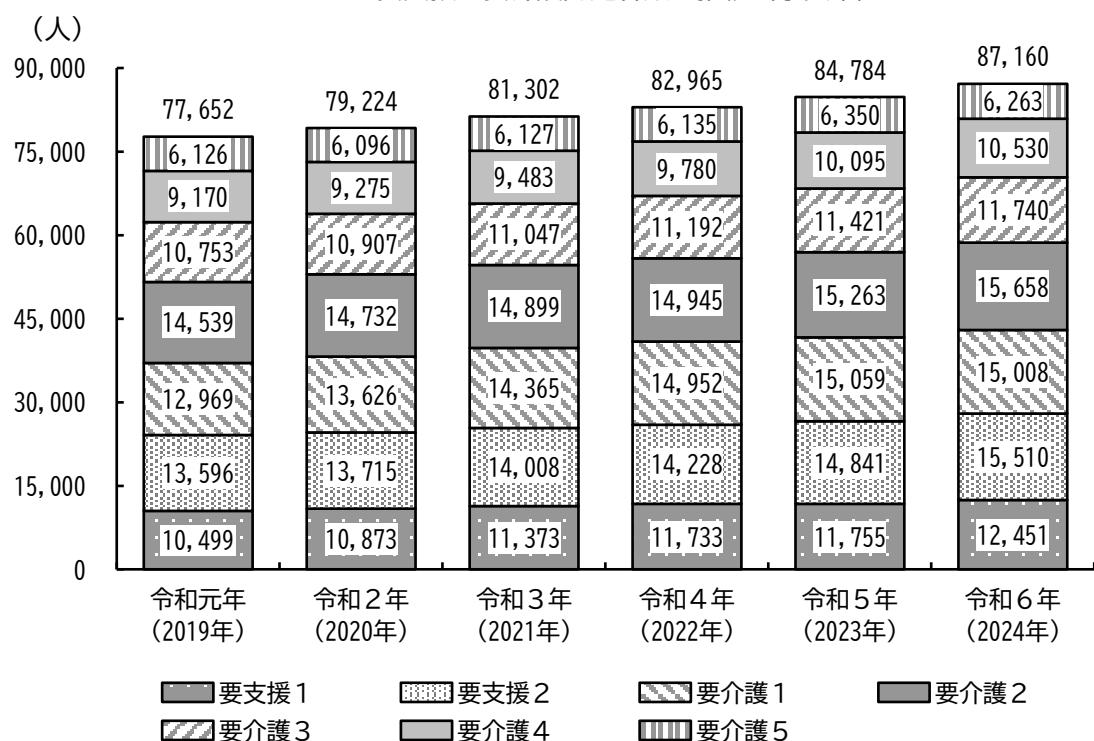
#### ① 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数の推移をみると、令和元年以降増加しており、令和6年には3,973人となっています。奈良県・全国も同様に推移しています。



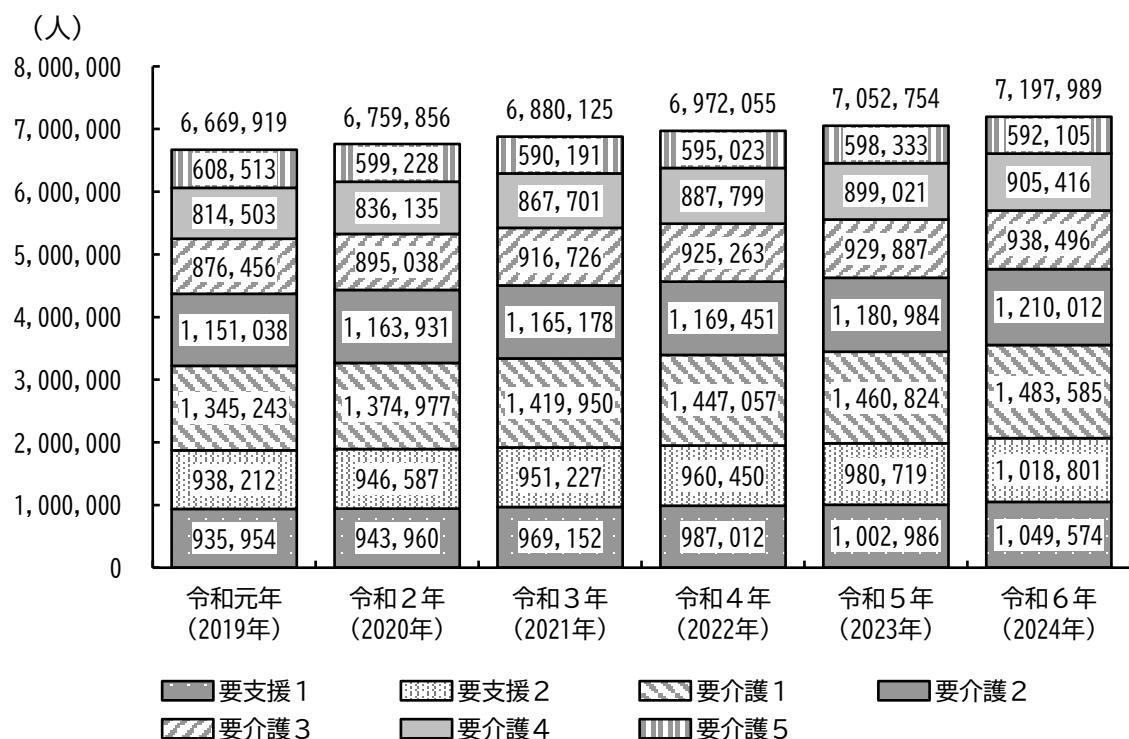
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

### 要支援・要介護認定者数の推移（奈良県）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

### 要支援・要介護認定者数の推移（全国）

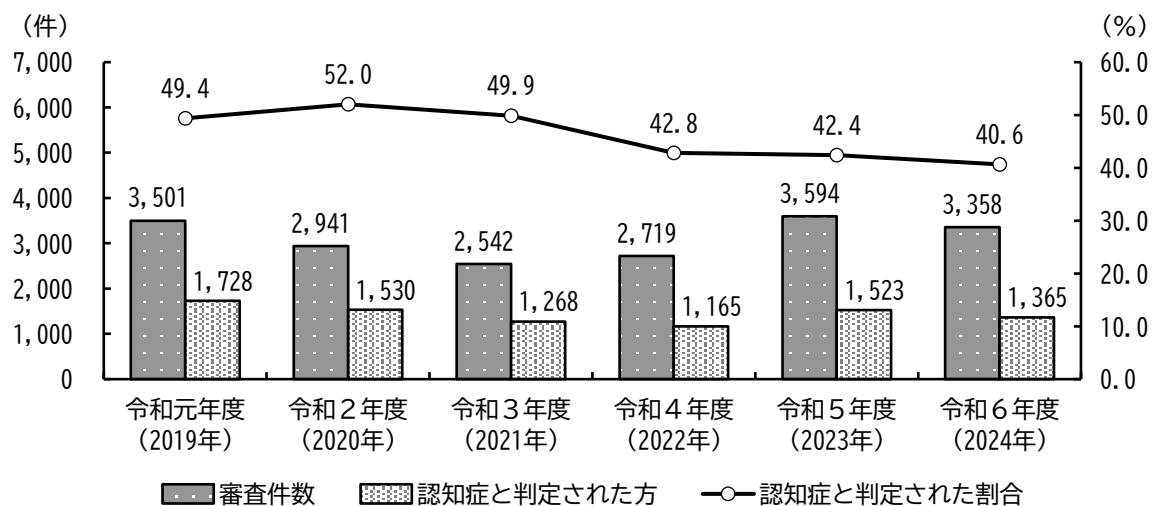


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

## ② 認知症の人に関する状況

要介護認定の審査件数から、認知症高齢者の状況をみると、令和4年度までは減少傾向が続いており、令和5年度以降も1,600件を下回っています。令和6年度は要介護認定にかかる審査件数は3,358件で、そのうち40.6%（1,365件）が日常生活に支障をきたす認知症の症状のある人でした。

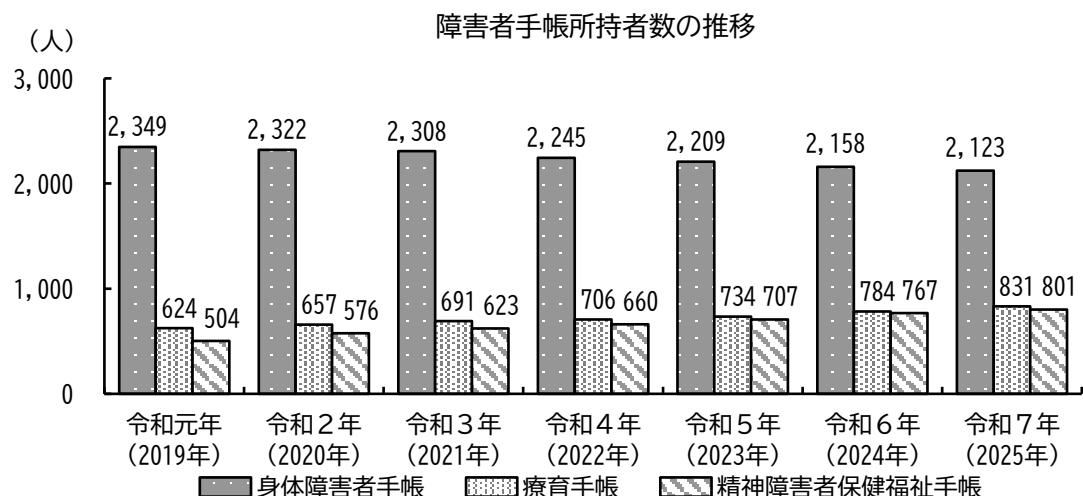
要介護認定審査件数と認知症の判定数の推移



資料：介護福祉課（各年度3月末現在）

## ③ 障害のある人の状況

障害のある人の状況は、身体障害者手帳所持者は減少傾向となっているのに対し、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

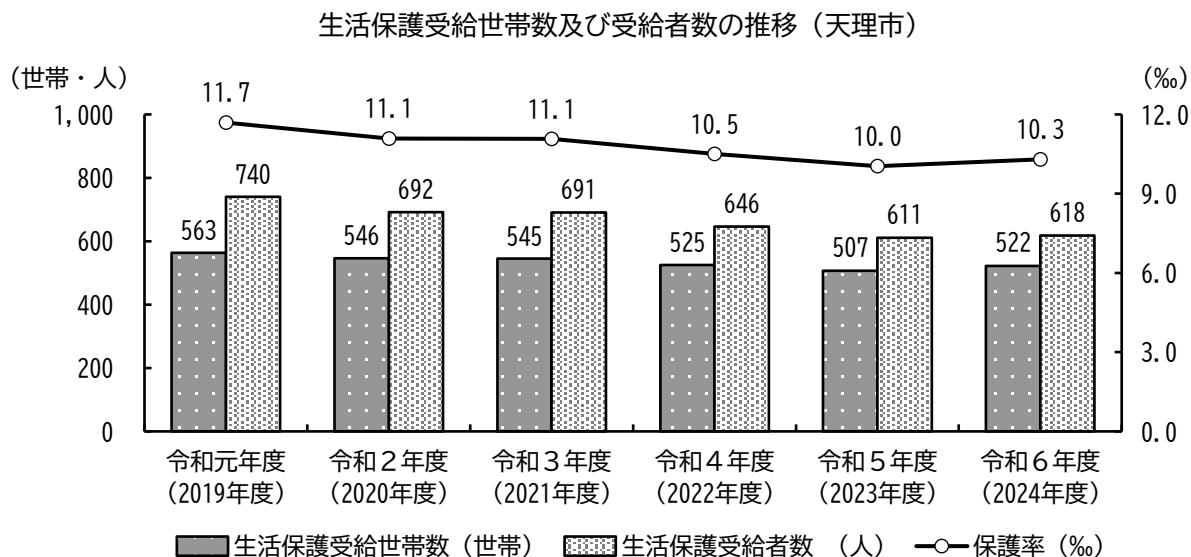


資料：社会福祉課（各年3月末現在）

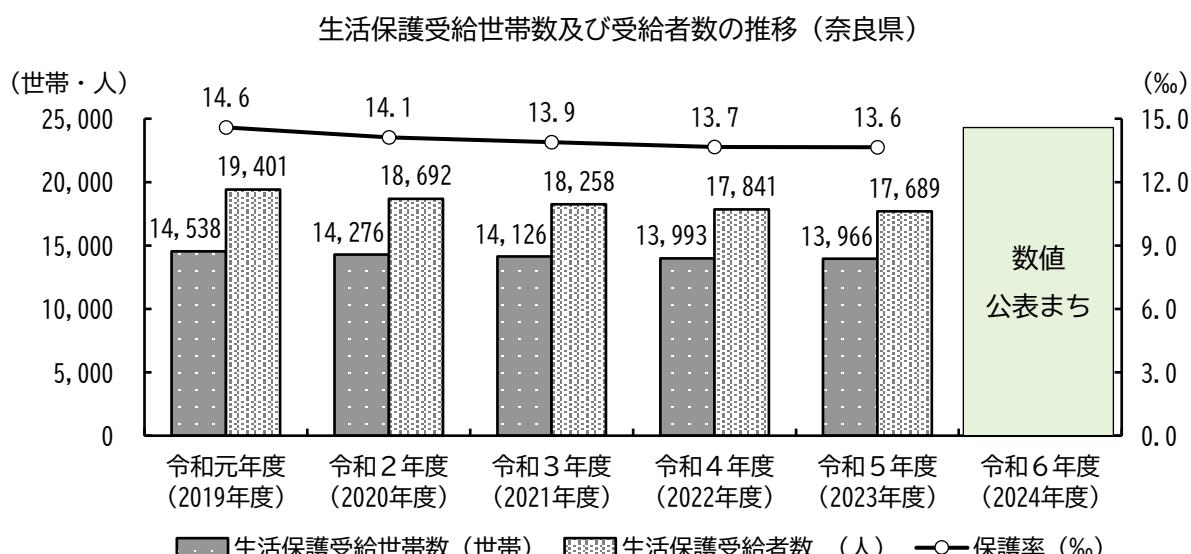
#### ④ 生活保護の状況

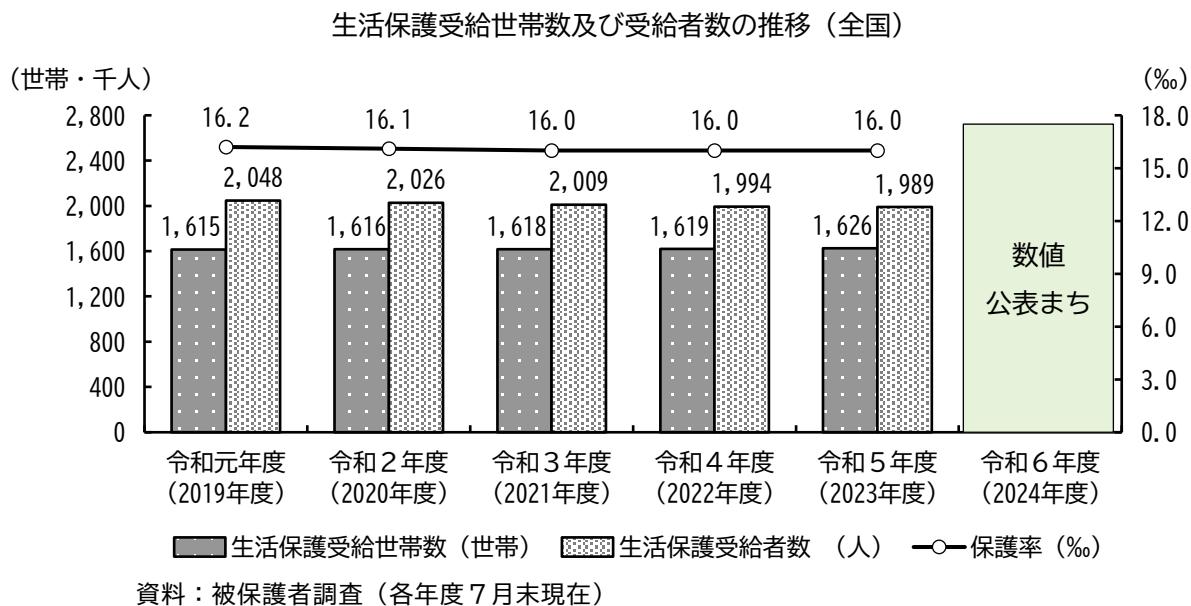
生活保護受給世帯数及び受給者数の状況は、令和元年度以降減少傾向にあり、令和6年度末現在で受給者は522世帯、618人となっています。

また、人口に対する保護率をみると、10.3%となってています。奈良県・全国より低い値で推移しています。



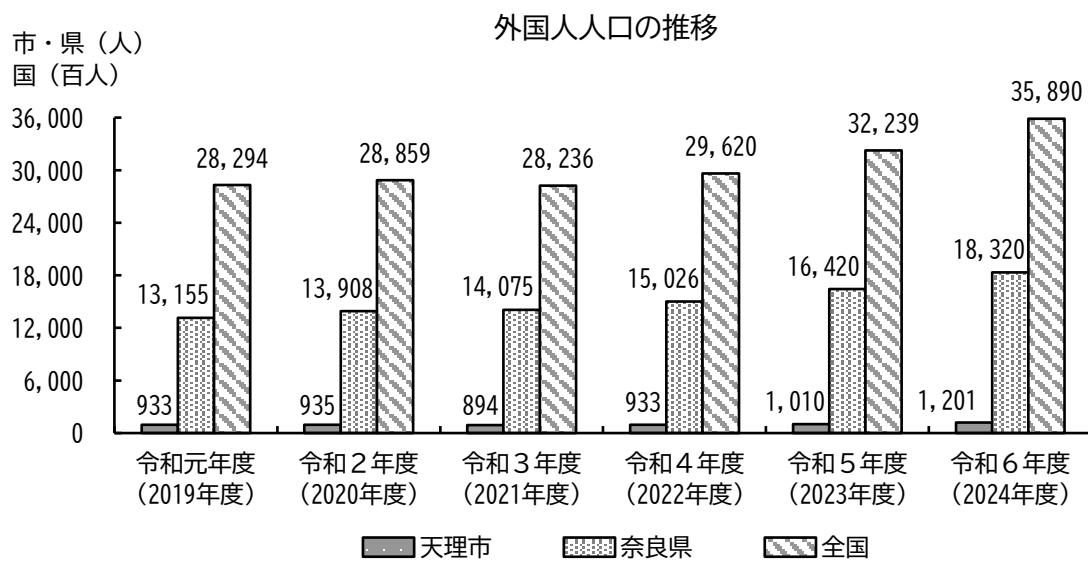
資料：社会福祉課（各年度3月末現在）





## ⑤ 外国人口の状況

外国人人口の状況は、令和4年度以降増加しており、令和6年度で1,201人となっています。奈良県の外国人人口は年々増加しています。



## (4) 地域の支援体制の現状

### ① 自治会加入率の推移

自治会の加入数は、令和6年度で17,215世帯となっており、総世帯数（29,456世帯）に占める割合は、58.4%となっています。

自治会加入率の推移

単位：%・世帯

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
自治会加入率	59.4	58.9	59.6	59.0	58.4
自治会加入世帯数	17,731	17,543	17,543	17,287	17,215
住基世帯数	29,837	29,792	29,417	29,309	29,456

資料：市民課、市民総活躍推進課（各年度9月末現在）

### ② ボランティア団体数と人数の推移

ボランティアセンターへのボランティア登録団体数と人数は、令和6年度で68団体、960人となっています。

また、個人の人数は天理市・全国ともに減少傾向にあり、令和6年度の人数は天理市で50人、全国で736,885人となっています。

ボランティア団体数と人数の推移（天理市）

単位：団体、人

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
団体	57	59	63	61	63	68
所属人数	1,093	959	1,021	999	961	960
個人	61	64	66	51	50	50

資料：市民総活躍推進課（各年度3月末現在）

ボランティア団体数と人数の推移（全国）

単位：団体、人

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
団体	168,625	169,641	170,883	175,046	189,387	188,124
所属人数	6,934,180	6,771,819	5,593,360	5,916,408	5,359,774	5,791,278
個人	1,002,242	944,865	748,833	761,267	767,043	736,885

資料：全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター（各年度4月末現在）

### ③ 市民活動ネットワーク団体数と人数の推移

市民活動ネットワーク団体数と所属人数は、令和6年度で24団体、500人となっています。また、個人の人数は微減傾向にあり、令和6年度の人数は16人となっています。

市民活動ネットワーク団体数と人数の推移（天理市）

単位：団体、人

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
団体	27	27	27	25	26	24
所属人数	558	553	561	549	525	500
個人	20	19	19	19	16	16

資料：市民総活躍推進課（各年度3月末現在）

### ④ 地域での相談支援件数の推移

民生委員・児童委員の分野別相談支援件数は、令和元年度以降、増減を繰り返し、令和6年度で2,506件となっており、うち、高齢者に関するこの相談支援件数が944件と、全体の約4割を占めています。

社会福祉協議会および心配ごと相談件数は、令和6年度で255件となっており、増加傾向となっています。

民生委員・児童委員の分野別相談支援件数の推移（天理市）

単位：件

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
高齢者に関すること	1,429	891	1,215	1,054	720	944
障害者に関すること	165	62	59	69	109	151
こどもに関すること	856	735	749	749	715	712
その他	724	536	590	663	585	699
合計	3,174	2,224	2,613	2,535	2,129	2,506

資料：社会福祉協議会（各年度3月末現在）

民生委員・児童委員の分野別相談支援件数の推移（奈良県）

単位：件

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
高齢者に関すること	28,991	27,010	25,744	27,080	24,698	
障害者に関すること	2,528	2,043	1,839	2,090	1,805	
こどもに関すること	15,376	11,701	11,428	11,930	11,135	
その他	10,792	9,480	8,671	9,298	9,426	
合計	57,687	50,234	47,682	50,398	47,064	

数値  
公表まち

資料：福祉行政報告例（各年度3月末現在）

### 民生委員・児童委員の分野別相談支援件数の推移（全国）

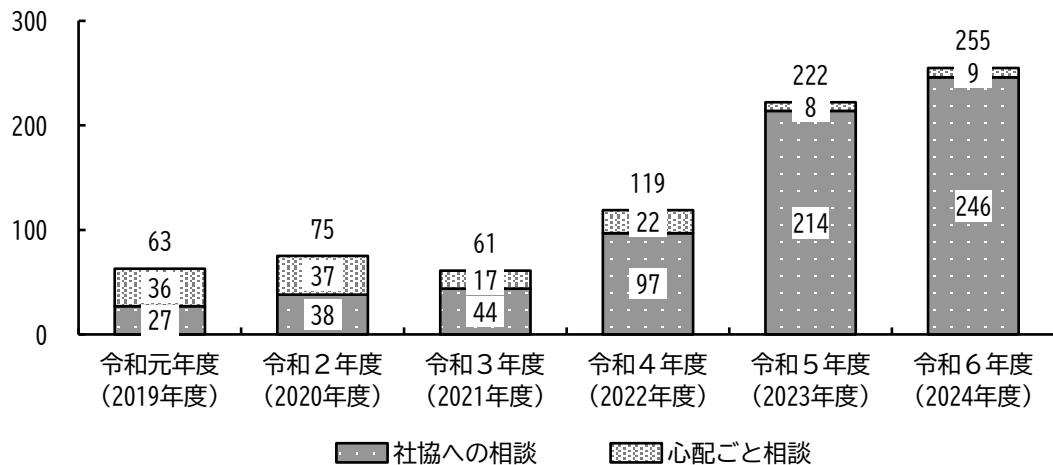
単位：件

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
高齢者に関すること	3,088,119	2,765,957	2,988,135	2,892,486	2,780,923	
障害者に関すること	258,437	219,256	224,769	218,651	201,921	
こどもに関すること	1,459,035	1,161,032	1,234,083	1,265,836	1,297,471	
その他	1,001,669	909,818	926,600	924,717	904,127	
合計	5,807,260	5,056,063	5,373,587	5,301,690	5,184,442	

資料：福祉行政報告例（各年度3月末現在）

(人)

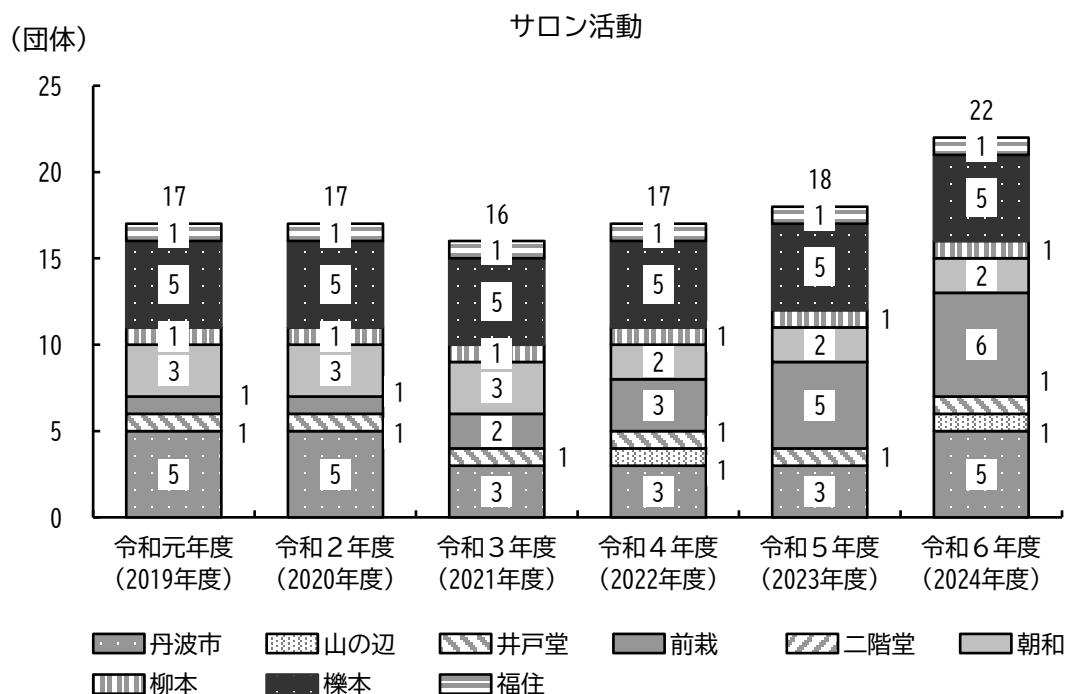
### 社会福祉協議会・心配ごと相談での相談件数



資料：社会福祉協議会（各年度3月末現在）

## ⑤ サロン活動の状況

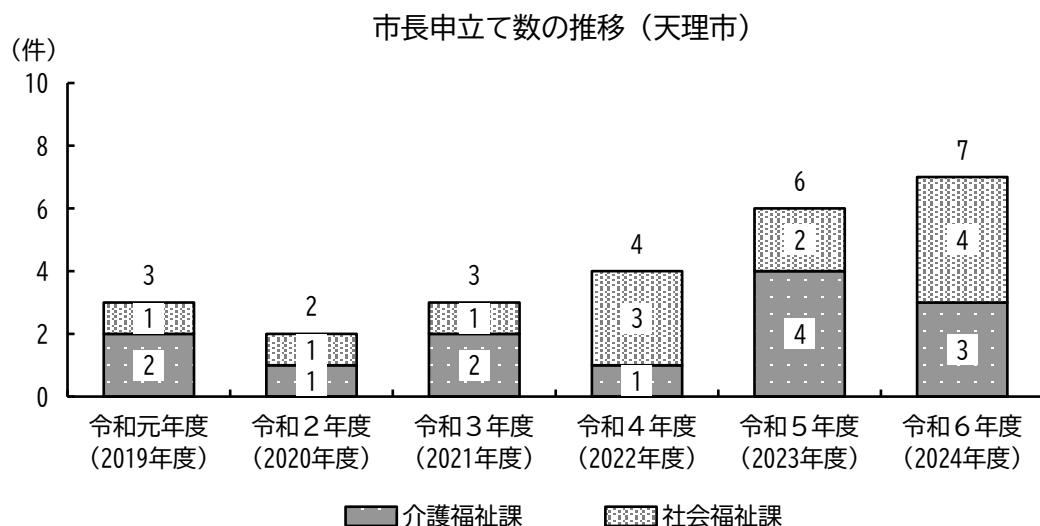
サロン活動は令和元年度以降、概ね横ばいで推移していましたが、令和6年度に22団体と増加しています。



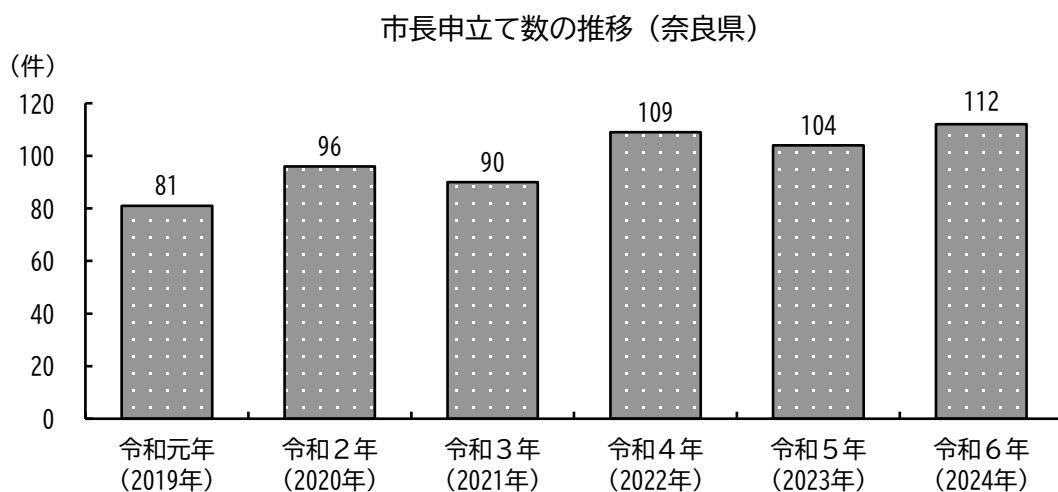
資料：社会福祉協議会（各年度3月末現在）

## ⑥ 市長申立て数の状況

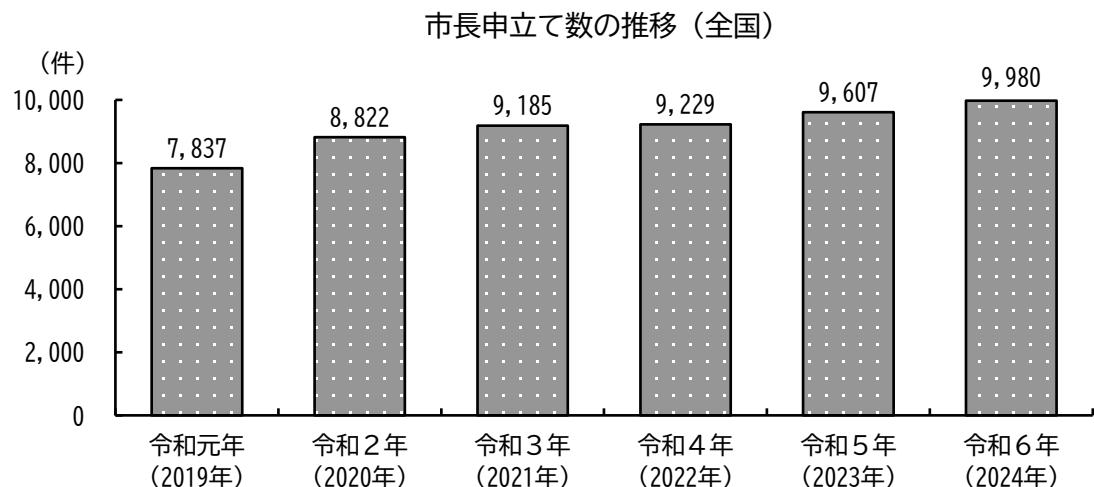
市長申立て数は、令和2年度以降増加しており、令和6年度に7件となっています。全国は令和元年以降増加しており、奈良県は増減を繰り返しながら推移しています。



資料：介護福祉課・社会福祉課（各年3月末現在）



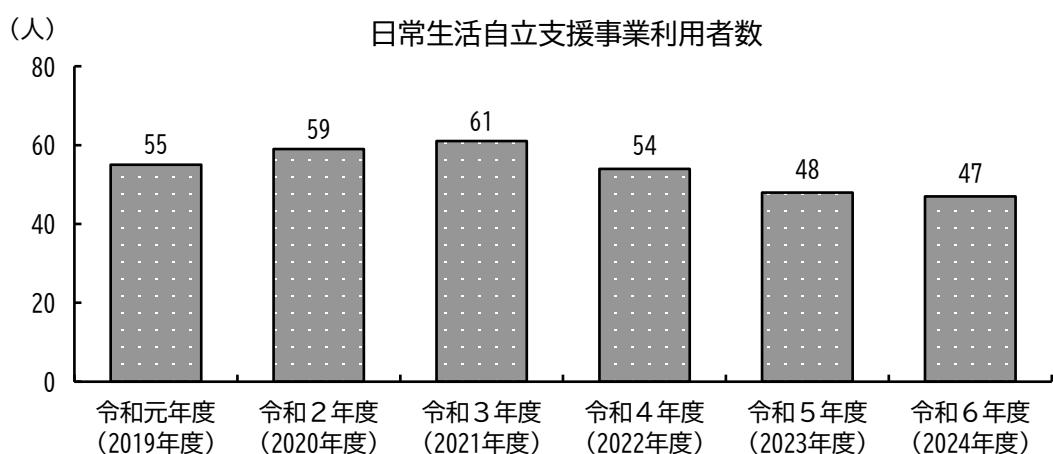
資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」（各年12月末現在）



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」（各年12月末現在）

## ⑦ 日常生活自立支援事業利用者の状況

日常生活自立支援事業利用者数は、令和3年度以降減少傾向にあり、令和6年度は47件となっています。



資料：社会福祉協議会（各年度3月末現在）

## 2 校区別懇談会からみる天理市の状況

### （1）目的

参加者同士の自由な意見交換や提案により、地域資源の発掘や地域課題の把握を行い、課題解決の方策をともに考えることを目的に、校区別地区懇談会を開催しました。

### （2）実施場所

天理市役所 5階 533会議室

### （3）実施手法

グループワーク形式での意見交換を行いました。

### （4）実施日程

- ① 令和7年8月29日（金） 13時30分～櫟本・山の辺 校区
- ② 令和7年9月1日（月） 13時30分～丹波市・前栽 校区
- ③ 令和7年9月2日（火） 13時30分～朝和・柳本 校区
- ④ 令和7年9月3日（水） 10時00分～二階堂・井戸堂・福住 校区

### （5）実施テーマ

テーマ①：「私達の地区のいいところ（地区の魅力、できていること）」

「私達の地区の気になるところ（不安・問題に感じること）」

テーマ②：「私達がこれからできること」

（テーマ①の意見を組み合わせてできること）

### （6）参加者人数

日程：地区	人数
1日目：櫟本・山の辺 校区	18名
2日目：丹波市・前栽 校区	24名
3日目：朝和・柳本 校区	18名
4日目：二階堂・井戸堂・福住 校区	24名

## (7) 意見の概要

### 【櫟本・山の辺 校区】

#### 『テーマ① 私達の地区のいいところ（地区の魅力、できていること）』

##### （1）地域のつながり

住民同士のつながりが強く、特に高齢者間での交流が多い。また、地域活動やイベント・行事などが活発に行われている。（櫟本・山の辺）

##### （2）街の美しさと歴史的的魅力

ゴミ出しのルールを守っている人が多く、街が美しい。（櫟本）

自然が豊かで、石上神宮や山の辺の道などの歴史・文化遺産が近くにある。（山の辺）

##### （3）施設の充実

総合病院、クリーンセンター、公民館、教育施設など施設が充実している。（櫟本・山の辺）

##### （4）通いの場の充実

地域でのサロン活動や通いの場が充実しており高齢者同士の交流が多い。（櫟本）

近年通いの場が増加している。（山の辺）

##### （5）交通の便

天理駅前に活気があり、駅に近いため交通の便が良い。（山の辺）

#### 『テーマ① 私達の地区の気になるところ（不安・問題に感じること）』

##### （1）少子高齢化

高齢化に伴い空き家や単身世帯が増加しており、自宅にひきこもりがちな高齢者の状況を把握するのが難しい。（櫟本・山の辺）

##### （2）地域での交流機会の不足

若い世代が忙しく地域活動やイベントに関心を持つ人が少ないため、高齢者と若い世代の交流が不足している。（櫟本・山の辺）

##### （3）交通・道路の問題

山間部と平野部で交通の便の差が大きく、山間部では交通手段が少ない。また救急車が入りづらい道が多い。（山の辺）

##### （4）農業の課題

農業者の高齢化や放置田地の増加、規制の緩和による産廃業者の土地購入に対して不安がある。（櫟本）

##### （5）防災・防犯

自治会に入らない人もいるなど、防災時のつながりが不安である。（櫟本）

空き家や空き地が増加している。（櫟本・山の辺）

## 『テーマ② 私達がこれからできること（テーマ①の意見を組み合わせてできること）』

### （1）多世代交流の場の創出

ラジオ体操など多世代が参加できるイベントを開催する。（櫻本）

いちょう体操やゆるスロなどを通じて多世代交流を促進する。（山の辺）

### （2）情報共有と発信

SNSやインターネットを活用して地域の魅力やイベントを広く発信し、地域内外の関心を高める。（山の辺）

### （3）防災・防犯対策

ご近所への声かけなど見守り体制の強化に加え、防犯カメラの設置や通いの場での情報共有を行う。（櫻本）

防災活動を定期的に開催する。（山の辺）

### （4）地域資源の活用

空き家のリノベーションやゲートボール場などの施設を利用した活動を行う。（櫻本）

チラシ配布や口コミを用いて地域観光地の活性化につなげる。（山の辺）

### （5）行政との連携強化

行政との連携を密にし、交通便や農業支援などの対策を進める。（山の辺）

【グループ発表の様子】



## 【丹波市・前栽 校区】

### 『テーマ① 私達の地区のいいところ（地区の魅力、できていること）』

#### （1）地域の活気と若者の存在

天理駅（JR・近鉄）が近く、商店街や大学・高校があるため、若者が多く活気がある。天理駅前広場コフフンもこどもたちが遊べる場として賑わっている。（丹波市）

#### （2）地域活動の充実

公民館や自治会を拠点に住民同士の交流が盛んである。サロン活動や地域イベント（天大フェスタ、体育祭など）の開催も活発である。（丹波市・前栽）

#### （3）施設の充実

市役所や銀行、郵便局、医療機関が徒歩圏内にある。また、駅前広場や公民館など集まる場が多い。（丹波市）

#### （4）社会貢献活動

フードバンクやこども食堂・多世代食堂などの支援活動が行われている。（丹波市・前栽）

#### （5）住民の協力性と街の美しさ

住民が地域活動に協力的である。清掃活動にも協力的で街が美しい。（丹波市・前栽）

### 『テーマ① 私達の地区の気になるところ（不安・問題に感じること）』

#### （1）商店街の衰退

閉店している店舗が多く活気が減少している。天理駅前などでイベントが開催されても商店街と連携できておらず、商店街の活性化が課題である。（丹波市）

#### （2）高齢化に伴う課題

高齢化に伴い空き家や単身世帯が増加しており、自治会や民生委員などの地域活動の担い手が不足している。また、空き家も増加している。（丹波市・前栽）

#### （3）少子化と人口減少

少子化による影響で子ども会がなくなる地域もあり、こどもの外遊びの減少や人口減少が課題である。（丹波市・前栽）

#### （4）地域内外の連携不足

ワンルームマンションに外国人労働者や県外からの移住者などが増加しており、安否状況などを把握するのが難しい。（丹波市）

自治会に加入するように促すのが難しい。また、行事など人が集まる場を設けることが難しく、自治会としての防災訓練を実施できていない。（前栽）

#### （5）交通の便

地区によっては駅までのアクセスが不便であり、信号の整備などが必要な場所がある。（丹波市）

## 『テーマ② 私達がこれからできること（テーマ①の意見を組み合わせてできること）』

### （1）空き家・商店街の活用

空き家・空き店舗を利用して、デイサービスやミニサロンなどの交流の場を設ける。  
(丹波市・前栽)

空き家・空き店舗を大学生に活用してもらう。また、音楽、ダンス、光イベントなど商店街の活性化を図る。(丹波市)

### （2）支え合い活動

元気な高齢者に支え手としてボランティア活動に参加してもらう。小学生の交通安全見守り活動や高齢者施設や単身世帯の訪問・安否確認を行う。(丹波市・前栽)

### （3）若者の力を活用

大学生や高校生にボランティア登録してもらい、行事・イベントなどの地域活動に参加を促す。ボランティア活動を通して多世代交流を促進する。(丹波市・前栽)

### （4）地域の魅力発信と連携

情報交換の場所・機会を増やし、SNSを活用し地域の魅力を発信する。(丹波市)  
大学や自治体との連携を深め、小さな規模から交流の場やイベントを始める。(前栽)

### （5）防災・防犯対策

防災訓練を行い防災への意識を向上させる。天理駅前の地下空間の活用や防犯カメラの増設により安全性を高める。(丹波市)

## 【朝和・柳本 校区】

### 『テーマ① 私達の地区のいいところ（地区の魅力、できていること）』

#### （1）自然や歴史の豊かさ

山の辺の道、大和神社などがあり、自然が豊かで柿の名産地である。（朝和）

自然が豊かで村の神社のお祭りを昔から続けている。（柳本）

#### （2）地域のつながり

地域のつながりが強く、声掛けや助け合いが自然と行われている。（朝和・柳本）

#### （3）地域活動の活発さ

サロン、長寿会、スポーツ（モルックなど）などの地域活動、町おこし、地域の行事やイベントが活発に行われている。（朝和・柳本）

#### （4）穏やかな地域性

住民が穏やかで優しい人が多い。（朝和・柳本）

#### （5）住民が集まる場の存在

公民館や集会所など町の共有スペースが充実しており、サロンやこども食堂など住民が集まる場がある。（朝和・柳本）

### 『テーマ① 私達の地区の気になるところ（不安・問題に感じること）』

#### （1）少子高齢化

こどもや若い世代が減少し、単身高齢者が増えている。自治会や長寿会などの担い手不足も懸念されている。（朝和・柳本）

#### （2）空き家や空き地の増加

空き家や管理されていない畠が増加しており、その活用が進んでいない。（朝和・柳本）

#### （3）交通の便

駅から離れている地区では交通の便が悪く、高齢者や車を持たない住民の移動が困難となっている。（朝和・柳本）

#### （4）地域活動の停滞や参加者の固定化

行事や地域活動の参加者が固定化しており、新しい参加者が少ない。また、自治会からの脱退や未加入が増えている。（朝和・柳本）

#### （5）孤立化のリスク

高齢者の単身世帯が増加しており、見守りが十分にできていない不安がある。（朝和・柳本）

## 『テーマ② 私達がこれからできること（テーマ①の意見を組み合わせてできること）』

### （1）地域活動の活性化と多世代交流

こどもから高齢者までが参加できるイベントや地域活動を増やし、多世代交流を促進する。（朝和・柳本）

### （2）空き家や土地の有効活用

空き家をサロンやカフェ、コミュニティースペースとして活用する。また、ため池の有効活用（水上太陽光パネル設置など）で収入を得る案も検討する。（柳本）

### （3）交通手段のサポート

免許返納後の得点など移動に困難を抱える住民への支援を考える。（朝和）

### （4）孤立防止と見守り体制の強化

単身高齢者への訪問、安否確認やサロン参加を促す声かけなどを行い、地域での見守り体制を強化する。（朝和・柳本）

### （5）地域資源や収入の活用

農作物などの地域資源を活かして地域活性化を図る。また、活用できる補助金・助成金があれば活用する。（柳本）

## 【校区別懇談会の様子】



## 【二階堂・井戸堂・福住 校区】

### 『テーマ① 私達の地区のいいところ（地区の魅力、できていること）』

#### （1）自然や歴史的資源の豊かさ

自然が豊かで、多くの伝統行事が続いている。（井戸堂・福住）

なら歴史芸術文化村をはじめ、歴史的資源が共存している。（福住）

#### （2）地域活動

サロンなどの地域活動が活発に行われている。（二階堂・井戸堂・福住）

ふくふく市や炊き出しなど地域独自のイベントを行っている。（福住）

#### （3）教育とこども見守りの取組み

こどもの登下校を支援する見守り隊を実施している。（二階堂・井戸堂）

小中学校がユネスコスクールに選ばれている。（福住）

#### （4）インフラの利便性

駅があるため交通の便が良く、商業施設が充実している。（二階堂）

商業施設が充実しており、買い物しやすい。（井戸堂）

#### （5）地域のつながり

住民同士の心が温かく穏やかで、また、住民同士の会話や助け合いが自然に行われるなど地域のつながりが強い。（二階堂・井戸堂・福住）

### 『テーマ① 私達の地区の気になるところ（不安・問題に感じること）』

#### （1）少子高齢化

高齢化に伴い単身世帯が増加している。（二階堂・井戸堂・福住）

こどもの人数が減っている。（井戸堂・福住）

#### （2）交通の便

特に駅から遠い地域での交通手段が限られている。スーパーなどが徒歩圏内にないため、車に乗れない人や免許返納後の対応が必要である。（井戸堂・福住）

#### （3）自然管理の課題

シカやイノシシによる農作物被害、森林の倒木問題、休耕田の増加など、管理する人手が不足している。（福住）

#### （4）地域活動の担い手不足

自治会や長寿会などの地域活動や農業の担い手が不足している。また、若い世代の関心が薄い。（二階堂・井戸堂・福住）

#### （5）医療の充実性の欠如

近くに病院がなく、不安である。（二階堂・福住）

スーパーなどの商業施設が徒歩圏内にない。（井戸堂・福住）

## 『テーマ② 私達がこれからできること（テーマ①の意見を組み合わせてできること）』

### （1）地域活動を支える仕組みづくり

地域行事の復活や、こどもから高齢者まで参加できる交流の場を増やす。また、担い手やボランティアの確保に向けた呼びかけを行う。（二階堂・井戸堂）

### （2）交通・移動支援の強化

高齢者や交通弱者に向けて乗合などの移動支援を行ったり、受診や買い物の付き添いを行う。（二階堂・井戸堂）

地域独自の移動支援を検討する。（福住）

### （3）自然資源と空き家の活用

休耕田や森林を管理するための地域協力や、空き家を移住促進や地域拠点化として再利用する取り組みを検討する。（福住）

### （4）医療・福祉インフラの拡充

地域に医療・福祉施設の誘致、宅地整備など地域で街づくりについて検討する。（二階堂・井戸堂）

地域包括支援センターを活用して各地域で将来を考える機会を設ける。（福住）

### （5）多世代交流と教育の強化

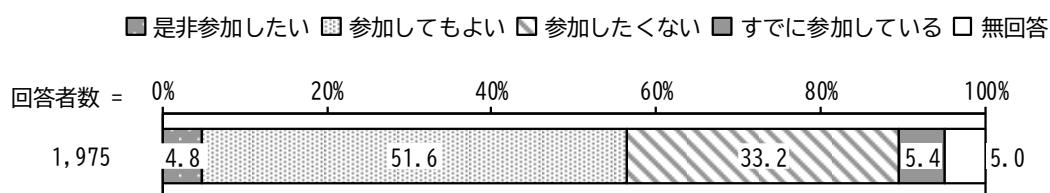
農作業の協力や多世代交流イベントを通じて、こどもや若者の地域活動への参加を促進する。また、地域の歴史や自然の魅力を若い世代に伝える取組みを強化する。（二階堂・井戸堂）

3

## アンケート調査及び関係団体ヒアリング調査からみる 天理市の状況

### 【地域住民の有志による地域づくり活動への参加意向（高齢者）】

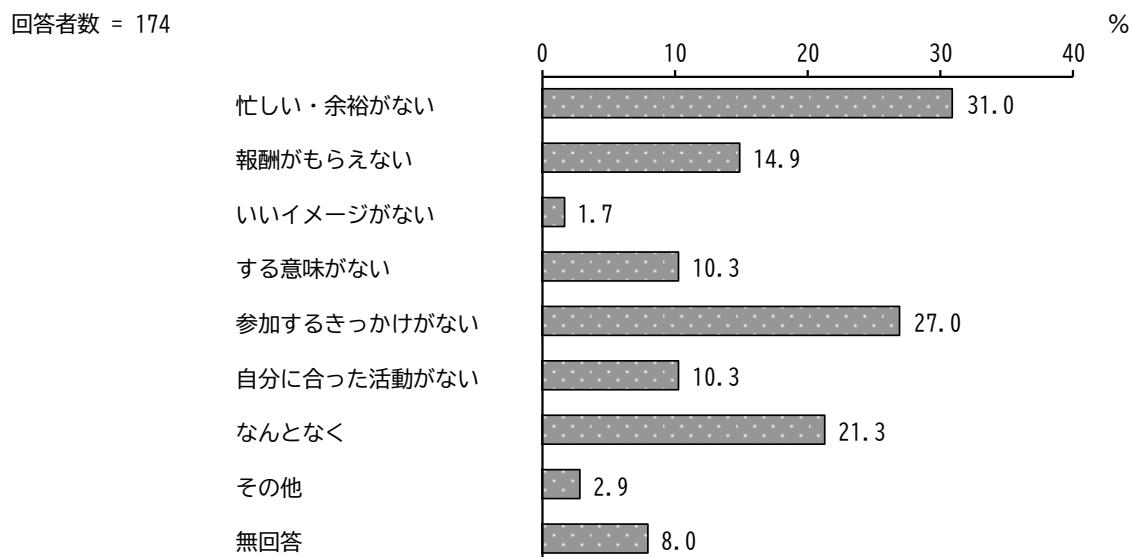
地域住民の有志による地域づくりの活動が進められる場合、参加意向がある人（「是非参加したい」 + 「参加してもよい」 + 「すでに参加している」）は 61.8%となつており、ある程度の参加意向を確認することができます。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和4年度）

### 【ボランティア活動に参加したくない理由（高校生）】

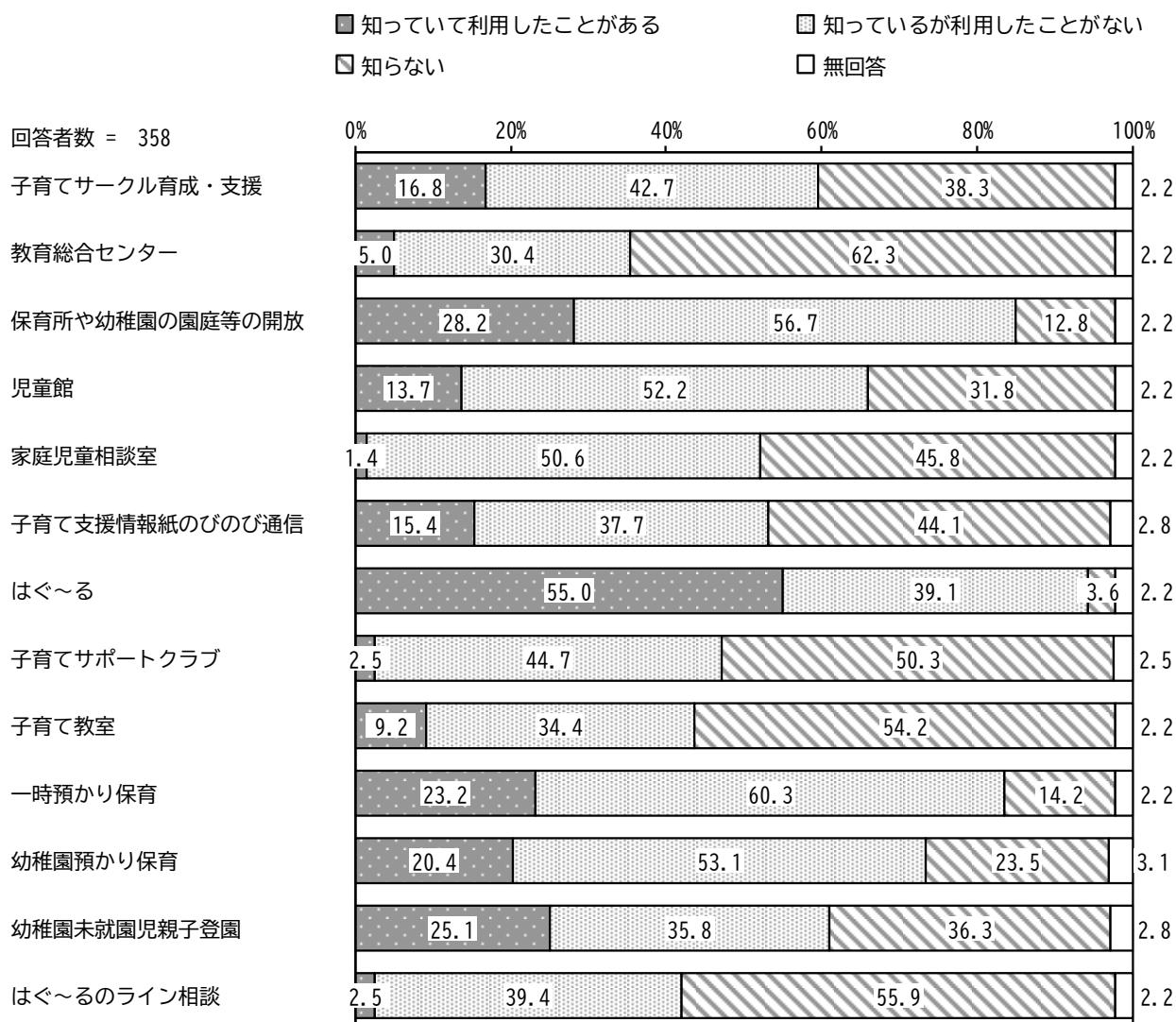
「忙しい・余裕がない」の割合が 31.0%と最も高く、次いで「参加するきっかけがない」の割合が 27.0%、「報酬がもらえない」の割合が 14.9%となつています。



資料：第2期天理市地域福祉計画の策定に向けたアンケート調査結果報告書（高校生調査）

### 【子育て支援サービスの認知度・利用状況（就学前児童）】

就学前児童について子育て支援サービスの認知度・利用状況をみると、「はぐ～る」では「知つていて利用したことがある」が55.0%で最も多く、それ以外の子育て支援サービスでは「知っているが利用したことがない」または「知らない」が最も多くなっています。なお、「教育総合センター」、「子育てサポートクラブ」、「子育て教室」、「はぐ～るのライン相談」は「知らない」が5割以上となっています。

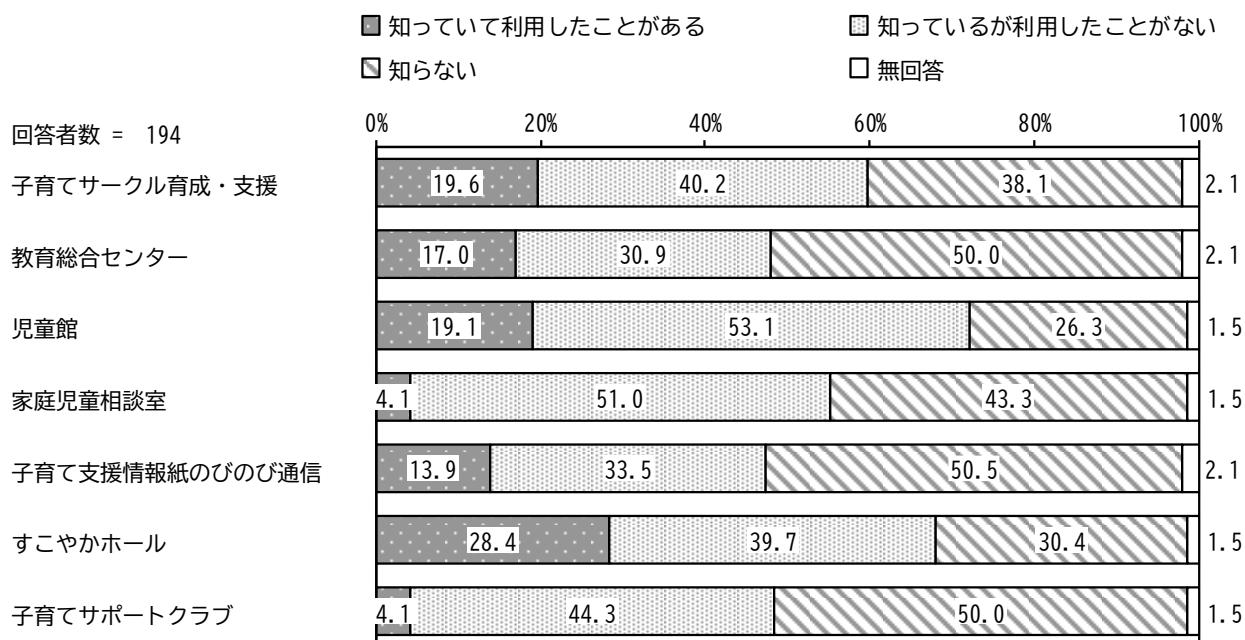


資料：令和6年度 天理市子育てアンケート調査

## 【子育て支援サービスの認知度・利用状況（小学生）】

小学生について子育て支援サービスの認知度・利用状況をみると、「子育てサークル育成・支援」、「児童館」、「家庭児童相談室」、「すこやかホール」では「知っているが利用したことがない」、

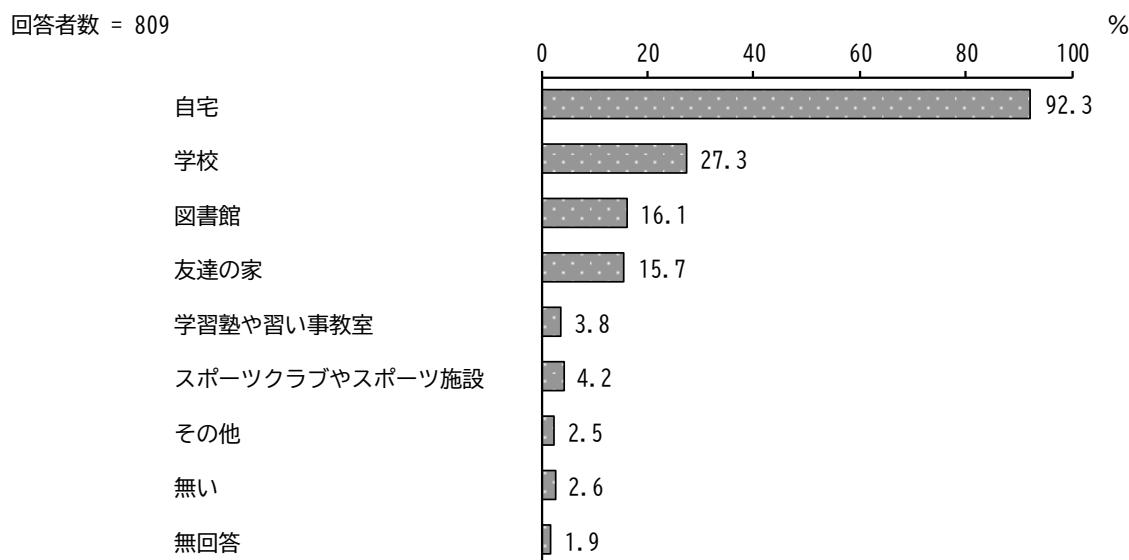
「教育総合センター」、「子育て支援情報紙のびのび通信」、「子育てサポートクラブ」では「知らない」がそれぞれ最も多くなっています。また、「知っていて利用したことがある」が最多多いのは「すこやかホール」（28.4%）となっています。



資料：令和6年度 天理市子育てアンケート調査

## 【安心して過ごすことができる場所（高校生）】

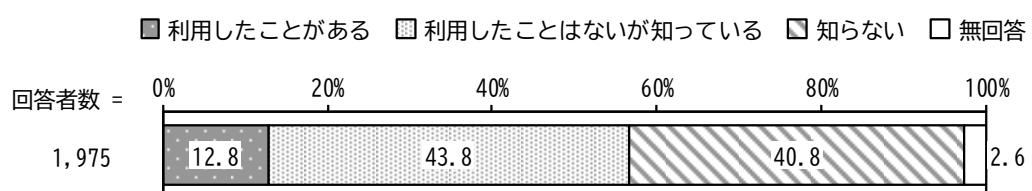
「自宅」の割合が 92.3% と最も高く、次いで「学校」の割合が 27.3%、「図書館」の割合が 16.1% となっています。



資料：第2期天理市地域福祉計画の策定に向けたアンケート調査結果報告書（高校生調査）

## 【地域包括支援センターの認知度（高齢者）】

地域包括支援センターについては、「利用したことがある」が 12.8%、「利用したことはないが知っている」が 43.8%となっており、地域包括支援センターの認知度は 56.6%となっています。

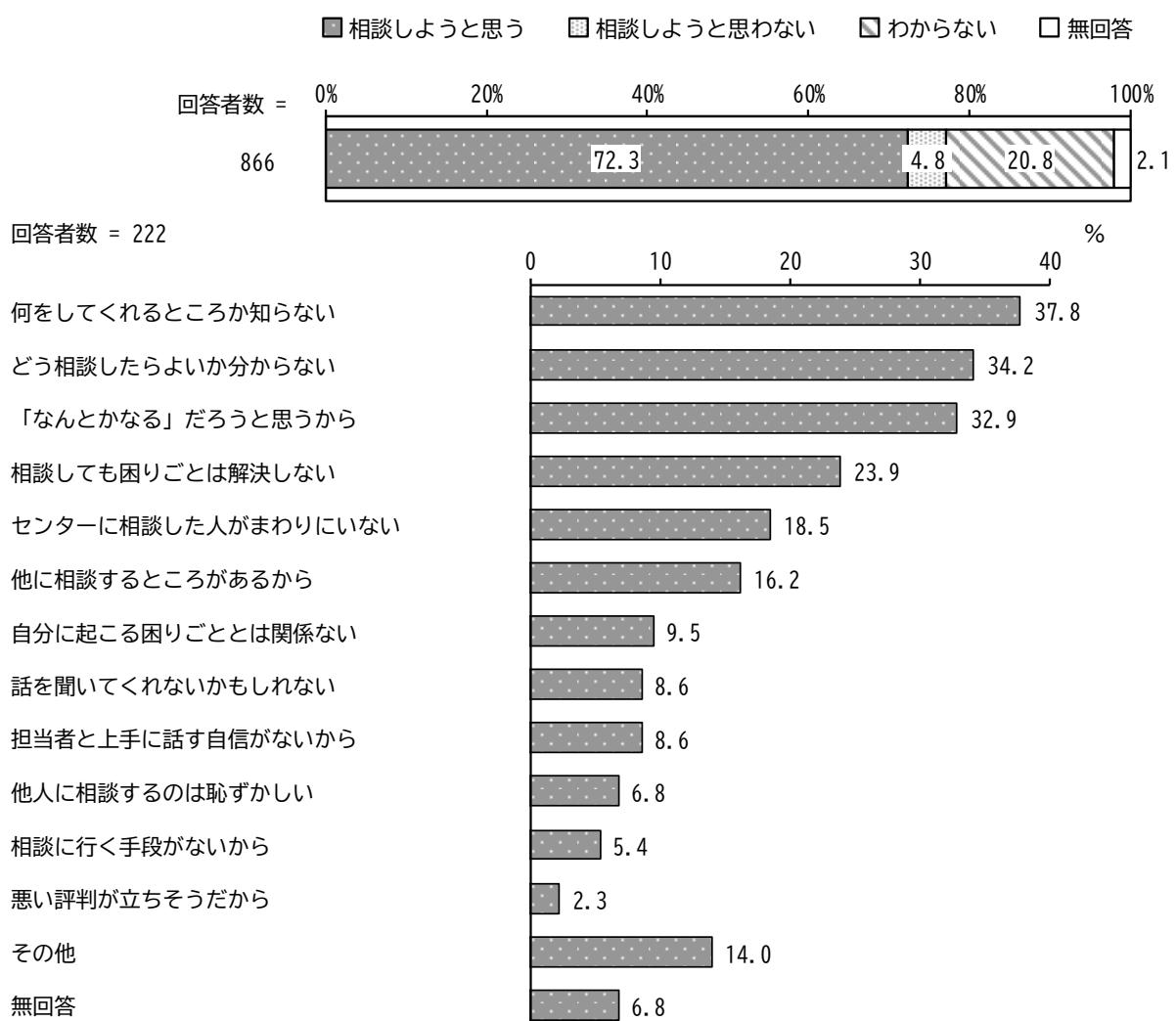


資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和4年度）

## 【地域包括支援センターへの相談意向（高齢者）】

地域包括支援センターについて「利用したことはないが知っている」と答えた人のうち、困りごとが起きたときに地域包括支援センターに「相談しようと思う」人は 72.3%となっています。

「相談しようと思わない」「わからない」と回答した人の理由は、「何をしてくれるところか知らない」が 37.8%で最も高く、次いで「どう相談したらよいか分からぬ」が 34.2%、「『なんとかなる』だろうと思うから」が 32.9%となっています。

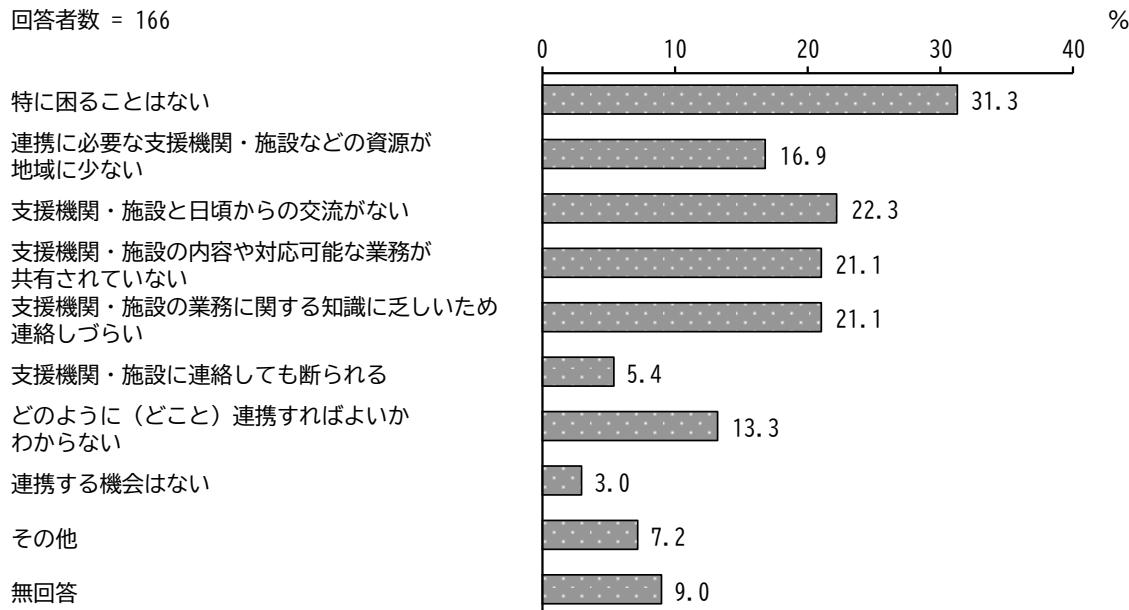


資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和4年度）

### 【支援機関間の連携においての課題（支援機関）】

「支援機関・施設と日頃からの交流がない」の割合が22.3%と最も高く、次いで「支援機関・施設の内容や対応可能な業務が共有されていない」、「支援機関・施設の業務に関する知識に乏しいため連絡しづらい」の割合がともに21.1%となっています。

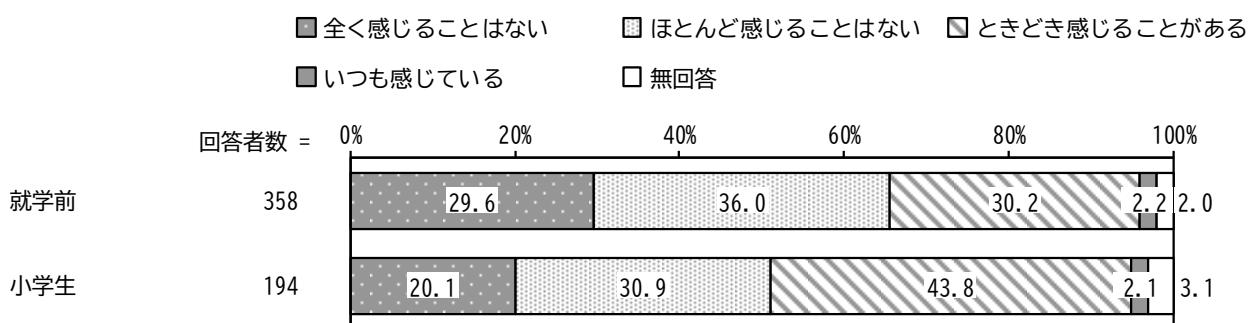
回答者数 = 166



資料：第2期天理市地域福祉計画の策定に向けたアンケート調査結果報告書（支援機関調査）

### 【子育てに関する考え方、意識について】

自身がしているしつけが虐待ではないかという不安をみると、就学前児童の家庭では「ほとんど感じることはない」が36.0%で最も多く、次いで「ときどき感じることがある」(30.2%)となっています。小学生の家庭では「ときどき感じることがある」が43.8%で最も多く、次いで「ほとんど感じることはない」(30.9%)となっています。「ときどき感じることがある」と「いつも感じている」を合わせると、虐待の不安を感じことがある人は就学前児童が32.4%、小学生が45.9%となっています。

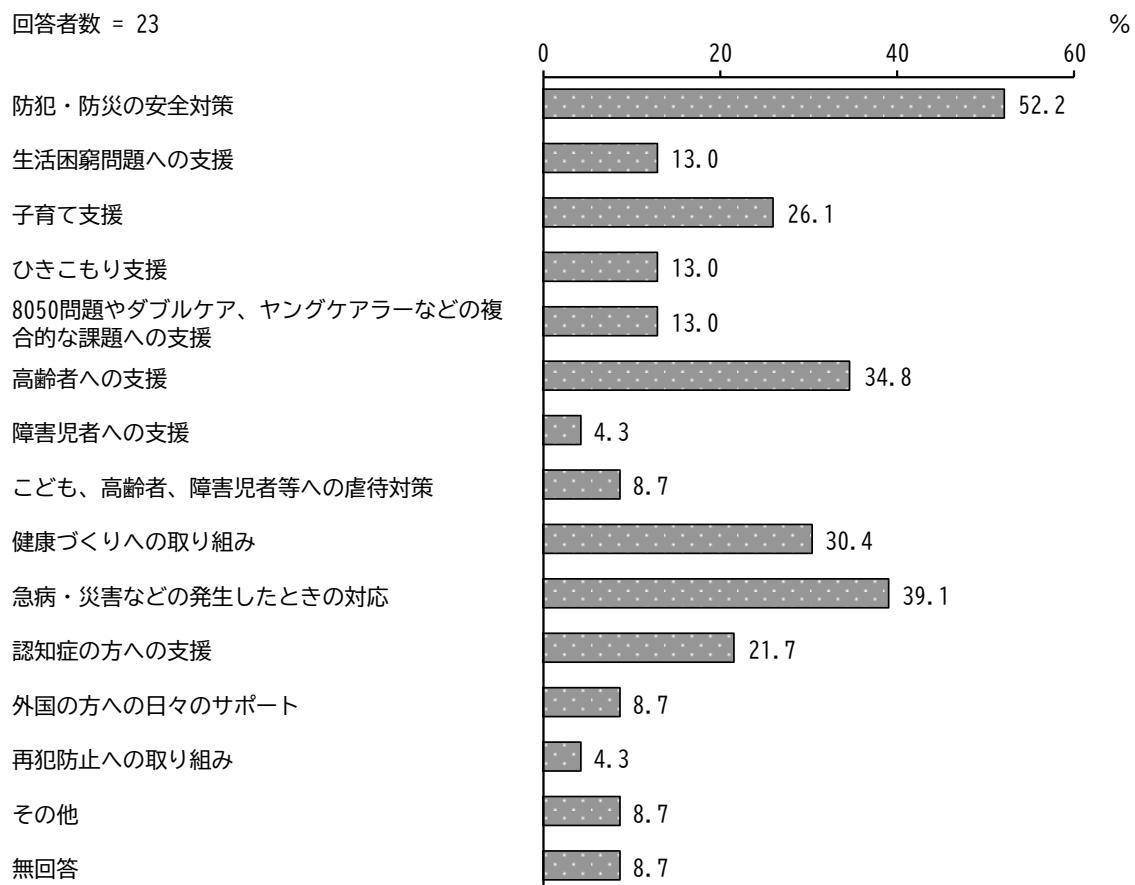


資料：令和6年度 天理市子育てアンケート調査

### 【地域が取り組むべき課題や問題（関係団体）】

「防犯・防災の安全対策」の割合が52.2%と最も高く、次いで「急病・災害などの発生したときの対応」の割合が39.1%、「高齢者への支援」の割合が34.8%となっています。

回答者数 = 23

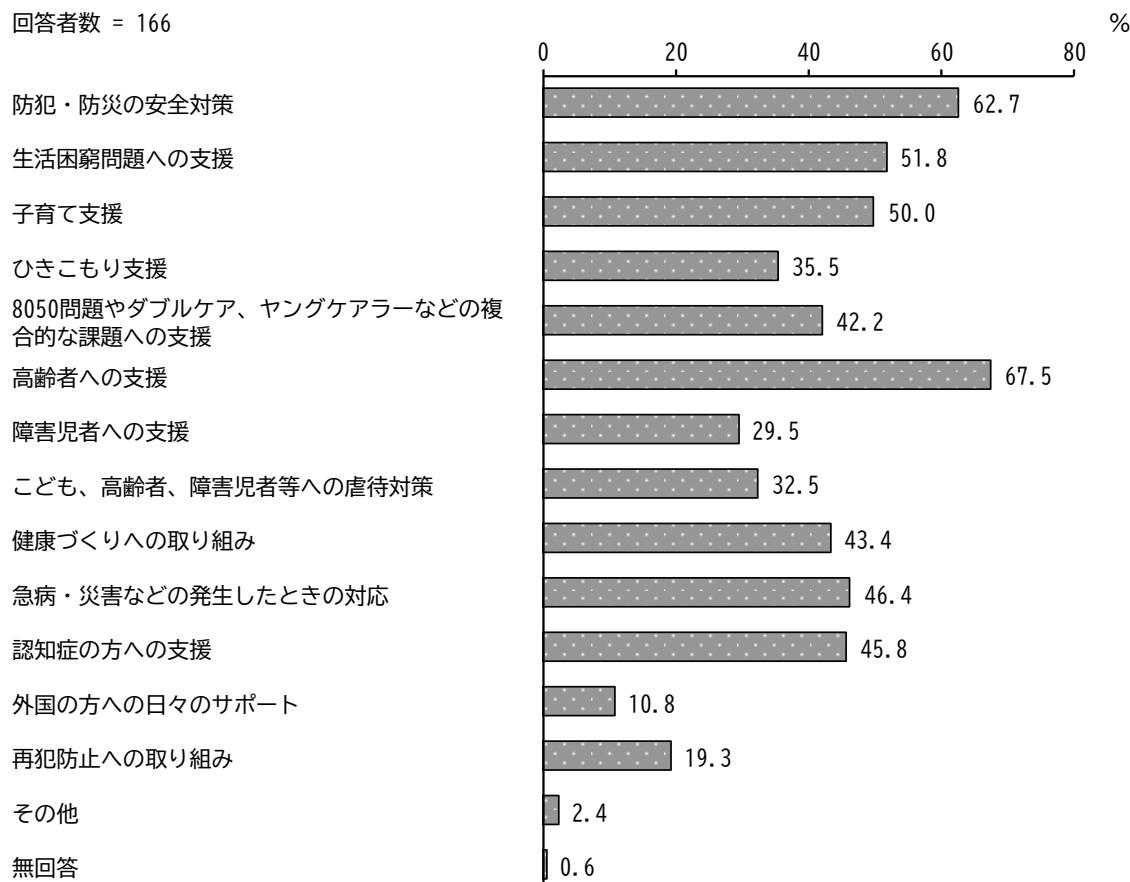


資料：第2期天理市地域福祉計画の策定に向けたアンケート調査結果報告書（関係団体調査）

### 【地域が取り組むべき課題や問題（支援機関）】

「高齢者への支援」の割合が 67.5%と最も高く、次いで「防犯・防災の安全対策」の割合が 62.7%、「生活困窮問題への支援」の割合が 51.8%となっています。

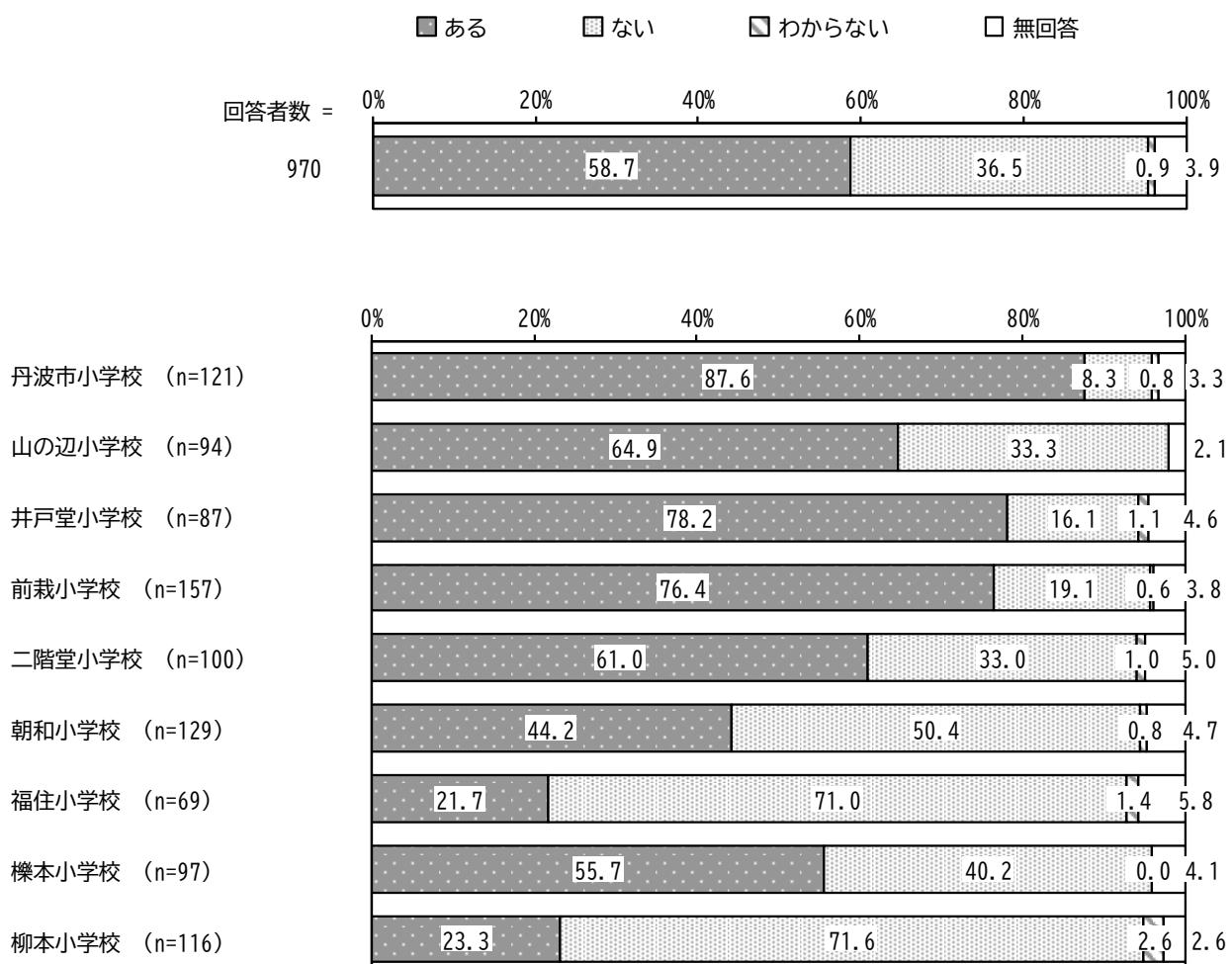
回答者数 = 166



資料：第2期天理市地域福祉計画の策定に向けたアンケート調査結果報告書（支援機関調査）

## 【生活環境における生鮮食料品が手に入る商店・施設・移動販売の有無（高齢者・地域別）】

家から徒歩圏内（おおむね 1 キロ以内）に、「生鮮食料品が手に入る商店・施設・移動販売」があるは 58.7% となっています。丹波市、井戸堂、前栽は「生鮮食料品が手に入る商店・施設・移動販売」があるが高く、朝和、福住、柳本は「ある」が低くなっています。

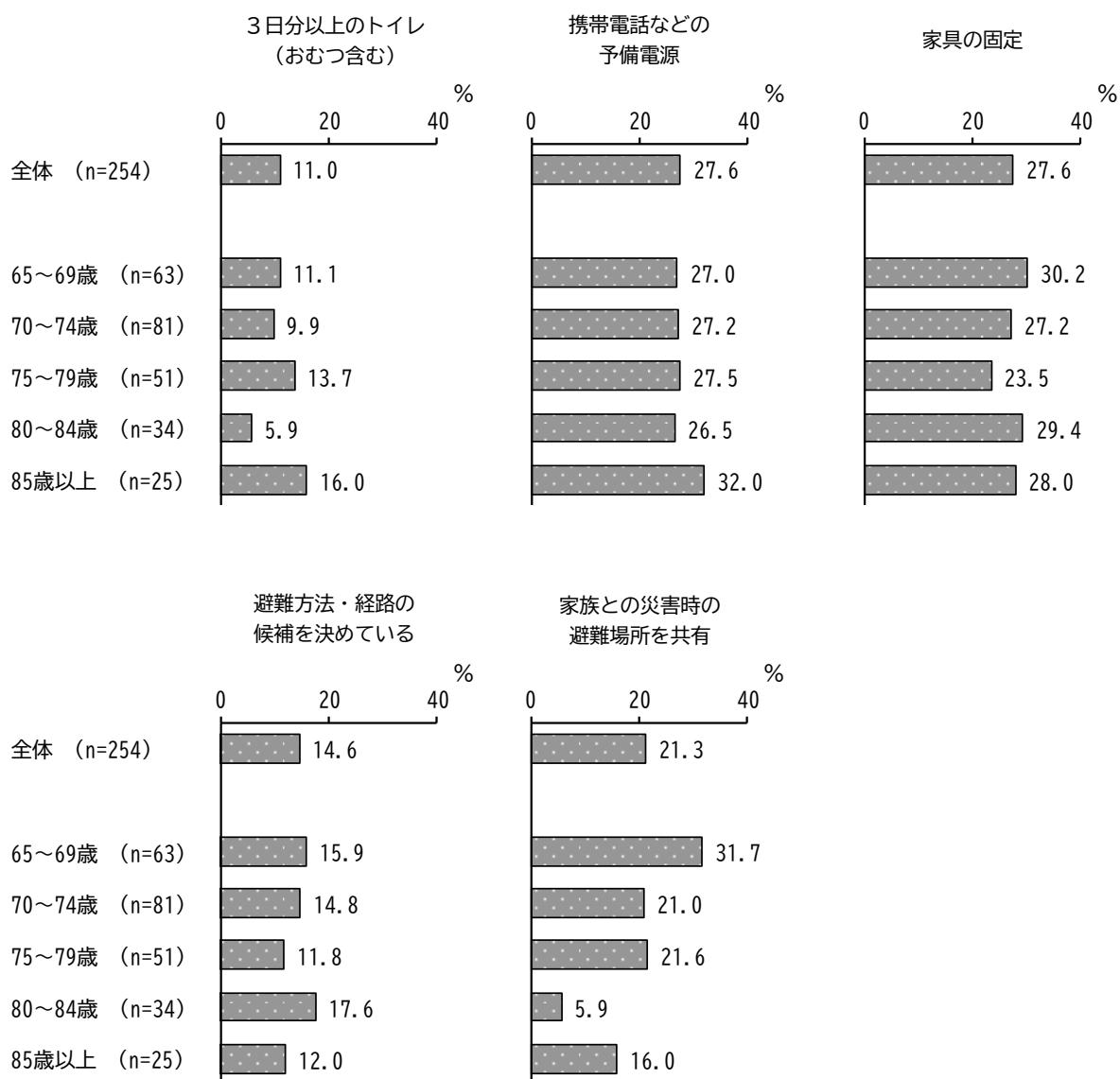


資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和4年度）

## 【災害への備え（高齢者）】

災害への備えでしているものについて尋ねたところ、全体では「携帯電話などの予備電源」と「家具の固定」がともに27.6%と最も高く、「家族との災害時の避難場所を共有」(21.3%)、「避難方法・経路の候補を決めている」(14.6%)が続いています。

年齢別にみると、「家族との災害時の避難場所を共有」は「65～69歳」では31.7%と高いのに対し、「80～84歳」では5.9%と低くなっています。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和4年度）

# 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

### 【 基 本 理 念 】

誰もが地域で安心して暮らし、  
お互いが支え合い、  
思いやりと生きがいのあるまち・天理

近年、ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応していくため、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていく「地域共生社会」の実現が一層求められています。

こうした「地域共生社会」の理念を共有するとともに、「天理市第6次総合計画」における福祉分野の政策方針である「誰もが地域で安心して健やかに暮らせる『福祉』の充実」のもと、天理市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第1期計画）の基本理念『誰もが地域で安心して暮らし、お互いが支え合い、思いやりと生きがいのあるまち・天理』を継承し、こどもから高齢者まで属性や世代、障害の有無にかかわらず、地域で暮らすすべての人々が互いに支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちの実現を目指します。

## 2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

### 基本目標Ⅰ みんなで支え合う地域福祉の推進（人づくり）

地域福祉活動を進めるためには、市民一人ひとりが地域福祉に関わる主体であるという意識を持ち、地域福祉に関する活動に取り組める環境や仕組みを整備することが必要です。

地域住民が自分以外の人のことを考える気配りや思いやりの大切さの普及や、さまざまな人の多様性についての理解を深め、支え合う気持ちの醸成に努めます。

また、地域コミュニティの活性化につながる活動を支援し、地域のつながりや支え合いを感じ、誰もが自分の暮らす地域に愛着をもって主体的に関わることができるまちを目指します。

### 基本目標Ⅱ 誰ひとり取り残さない地域福祉施策の推進（仕組みづくり）

地域住民の複雑化・複合化していく支援ニーズに対応する包括的な相談支援等の充実が求められます。

誰ひとり取り残さないためにも地域の中で安定した暮らしができるように、相談支援体制を充実させるとともに、支援ニーズを抱えながらも支援が届いていない人・世帯へのアウトリーチ等による包括的な支援体制を整備します。

また、福祉サービスの質の向上に努めるとともに、成年後見制度の利用促進や再犯防止の取り組み、社会的に孤立する可能性のある人に対する支援、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりなど、多様な困りごとに対応する体制を整えていきます。

さらに、住民主体の取り組みや社会福祉協議会との連携を強化し、多様な主体との協力を進めます。

### 基本目標Ⅲ いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進（環境づくり）

住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくためには、外出しやすく誰もが行動しやすい環境や安全に暮らせる環境など、身近な地域内でのきめ細かなまちづくりが求められます。

すべての人に優しい環境となるよう、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化の視点を取り入れた施設整備や社会参加等を促進する交通の充実、アクセスしやすい情報発信の充実などを進めます。

また、安心して住み続けることができるまちとなるよう、防災対策や防犯・交通安全対策を推進します。

### 3) 施策の体系

[ 基本理念 ] [ 基本目標 ]

誰もが地域で安心して暮らし、お互いが支え合い、思いやりと生きがいのあるまち・天理

[ 施策の方向性 ]

[ 主な取組 ]

I みんなで支え合う  
地域福祉の推進  
(人づくり)

(1) 支え合う気持ちの醸成と人材育成

① 多様性を受け止める意識の醸成

② 地域活動の担い手の発掘・育成

重点施策  
(2) 多様な地域活動の推進と支援

① 地域活動の推進と支援

② 地域活動団体等の活性化と活動支援

II 誰ひとり取り残さない  
地域福祉施策の推進 (仕組みづくり)

(1) 包括的支援体制の充実

① 各分野の支援体制の強化

② 属性を問わない支援体制の構築と多機関連携の強化

③ 多様な社会参加に向けた支援

(2) 市民の権利を守る体制の推進

① 権利擁護の推進

② 虐待防止等の推進

(3) 福祉サービスの質の向上と社会福祉協議会との連携強化

① 福祉サービスの質の向上と適正化の推進

② 社会福祉協議会との連携体制強化

III いきいきと暮らせる  
生活環境づくりの推進 (環境づくり)

重点施策  
(1) 地域の絆づくりの場・居場所の構築と交流の推進

① 地域の絆づくりの場・居場所の構築の推進

② 公共施設の「支え合い」拠点化

(2) 誰もが地域に出やすい環境の整備

① アクセスしやすい情報の収集と提供の充実

② 社会参加等を促進する交通の充実

③ 住みよい生活環境の向上

(3) 安心・安全な生活環境づくり

① 地域における防災体制の充実

② 地域における防犯・事故防止対策の推進

## 4 地域福祉の推進に向けた重点課題

### （1）福祉の担い手の育成と多機関連携の強化

天理市では、生活支援センター（てんさぽ）の養成や、ささえあいポイント券を活用した有償ボランティア制度を導入するなど、地域住民による支え合いの仕組みづくりを進めています。しかし一方で、ボランティア活動を行う人材不足が顕在化しており、持続的な支援体制の維持が課題となっています。

地域づくりの活動に「参加者」として参加意向を持つ人が61.8%、「企画・運営」として関わりたいと考える人が45.5%（天理市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）と、一定の関心が見られるものの、実際の参加にはつながっていないケースも多く、意欲を行動につなげる仕組みや働きかけの工夫が求められます。

また、地域の支援ニーズが複雑化・多様化する中で、支援者の孤独・孤立化を防止するため、支援に関わる専門職同士の情報共有や連携の強化も不可欠です。地域福祉の担い手である民生委員・児童委員をはじめ、保護司、医療機関そのほか多種多様な支援機関などの福祉・医療・教育などの分野を超えた連携を強化し、地域全体で支え合うネットワークの充実に努めます。

### （2）複雑化・複合化した支援ニーズへの対応

天理市においても支援が必要な人やひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケラー、孤独・孤立問題など、複雑化・複合化した支援ニーズを持つ個人や世帯が増加していることが考えられます。

子育て分野では、令和6年度に実施した「天理市子育てアンケート」から、子育てについて「相談できる人や場所がない」と感じている保護者も一定数存在しており（子ども・子育て支援事業計画：就学前児童の保護者で4.1%、小学生の保護者で10.8%）、必要な支援にたどり着けないまま孤独・孤立するリスクも懸念されます。

高齢分野では、令和4年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、地域包括支援センターの認知度が56.6%（天理市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）にとどまっていることから、支援機関や相談窓口の存在や役割についての周知が必要です。

生活保護の状況については、全国・奈良県と比較しても保護率は低く、天理市では令和4年度から生活保護受給世帯・受給者数がほぼ横ばい傾向であり、昨今の物価高騰率の上昇により今後生活困窮に陥る事例が増加する懸念があるため、生活困窮者自立支援に向けた相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

複雑化・複合的な課題に対して切れ目のない支援を提供する体制の強化とともに、福祉サービスや相談窓口に関する情報を住民に広く分かりやすく周知し、誰もが必要なときに支援を受けられる環境づくりが重要です。

### （3）再犯防止に向けた様々な活動の実施

政府は、平成29年12月に再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、第1次再犯防止推進計画を策定し、令和5年3月には再犯防止施策の更なる発展及び推進を図るため、第1次計画を見直し、第2次再犯防止推進計画を策定しました。

全国の刑法犯検挙者数は平成16年移行大幅に減少しており、そのうちの刑法犯再犯者数についても平成19年以降毎年減少傾向にあるものの、刑法犯再犯者率については平成9年以降上昇傾向にあり、令和3年以降下降しているものの、令和5年度は47.0%でした。そのため天理市においても、保護司、更生保護女性会や地域、民間事業者等が連携し、再犯防止に向けた取組みを一体的に実施していくことが重要となります。

### （4）権利擁護の推進に関するネットワークの構築

天理市では認知症や知的障害、精神上の障害により判断能力が不十分でない人の財産や権利を守るために、成年後見制度の利用促進に係る啓発活動や日常生活の援助等に関する支援を実施しています。全国の成年後見制度申立て数は年々増加傾向であり、天理市でも家族や親戚等身寄りがいない場合における市長申立てについても、増加しています。

今後成年後見制度に対する需要がより一層高まる傾向があり、市民の権利擁護を推進していくため、国の動向を見極めつつ、成年後見制度を利用しやすい環境を整備し、その中心となる市と社会福祉協議会が設置する中核機関による支援体制及び支援機関同士のネットワークを構築していく必要があります。

### （5）認知症施策の充実

令和6年12月に認知症施策推進基本計画が閣議決定され、認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進することが重要です。今後、令和22年には高齢者の約3.3人に1人が認知症または軽度認知障害になると推計されており、天理市においても認知症高齢者の増加が予測されます。

天理市では、地域包括ケア広場「まちかど相談室」や認知症カフェなど、認知症の本人や家族が気軽に相談できる場の整備や、認知症サポーターの養成・活動支援といった取り組みを進めています。しかし、天理市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画認知症に関する相談窓口の認知度は28.3%にとどまっており、支援が必要な人に必要な情報が届いていない現状があります。

認知症に関する相談窓口や支援制度のさらなる周知を図るとともに、本人や家族が孤立することなく地域の中で安心して暮らし続けられるよう、支援体制の強化と認知症に関する正しい理解の促進など認知症施策の充実を図ることが求められます。

## 5 市民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進

### (1) 市民・地域の役割

市民一人ひとりが福祉への認識をより深め、地域社会の大切な一員であると自覚することが重要です。

日常生活における何気ない心配りや、福祉施策への意見表明、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に関与するなど、思いやりあふれる行動者となることが期待されています。

### (2) 事業者の役割

福祉サービスを提供する立場として、利用者の自立支援、サービスの質維持、利用者保護、事業内容やサービス内容に関する情報提供および公開、さらには他のサービスとの連携が求められます。

また、地域福祉のニーズを踏まえた新たなサービスの展開、市民の福祉活動への参加支援、そして福祉のまちづくりへの積極的な参画が求められています。

### (3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するためには、市民、事業者、市、社会福祉協議会などがそれぞれの役割を果たしながら、協力して取り組むことが不可欠です。

その実現のためには、地域の福祉活動をリードする社会福祉協議会が、さらに中心的な役割を果たすことが求められています。そのため、円滑な福祉活動やサービス提供が実現できるよう、社会福祉協議会の機能強化を進めていきます。

### (4) 市の役割

公的福祉サービスが必要なすべての人に行き渡り、適切に利用されるよう、住民やサービス事業者と連携しながら福祉ニーズを把握し、それに応じたサービス提供体制の整備を進めることができます。

また、市民やボランティア、NPO、社会福祉協議会、事業者など、民間団体による地域福祉活動をより活発にするため、普及啓発、情報提供、支援などの環境整備が必要です。

さらに、こうした公的サービスと住民やボランティア、NPOといった自発的な福祉活動を結びつけ、調整する中心的役割を担いながら、連携を強化し、個性豊かな地域づくりを支援していきます。

# 施策の展開

## 基本目標 I みんなで支え合う地域福祉の推進（人づくり）

めざす姿

思いやりと多様性への理解が広がり、  
地域に愛着をもって支え合う人が  
育っている。

### 【目標指標】

	項目名	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	地域全体でお互いに支え合い助け合う機会や仕組みが充実していると思う市民の割合	38.2%	55.0%
2	生活支援ボランティア人数	411人	600人
3	イチカプラス参加店舗数	68店舗	72店舗

### （1）支え合う気持ちの醸成と人材育成

#### 現 状

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では地域活動への参加意向が一定程度確認されています。一方、市内の高校に在学する高校生へのボランティア活動への意識調査では「忙しい」「きっかけがない」といった理由で参加が進みにくい傾向があります。
- ・校区別懇談会や関係団体アンケート調査では、担い手の不足・不在、世代間の関心の差が課題として挙げられています。
- ・校区別懇談会では、障害のある人や高齢者との交流機会が限られており、理解促進の場が不足しているとの声があります。

#### 課 題

- ・若年層や未参加層への働きかけを強化し、参加のきっかけづくりが必要です。
- ・地域の実情に応じた柔軟な支援体制と、誰もが関われる場づくりが求められます。
- ・交流や体験を通じた福祉教育の充実と、多様性を尊重する意識の定着が課題となります。

## ① 多様性を受け止める意識の醸成

高齢者や障害のある人との交流や体験を通じて理解を深める機会を設けるとともに、イベントや街頭啓発活動を通じて、福祉への関心・理解を持つてもらうことができるような取組を行っていきます。

性別や年代、障害の有無、文化的背景などの違いを受け止め、互いの存在を尊重し合える地域づくりを進めるため、家庭、学校、地域が連携した福祉教育や人権教育を推進します。

### 【市の主な取組】

取組	内容	担当課
福祉への興味関心づくり	○天理駅前広場コフフンでのライトアップや街頭啓発活動を通して、認知症に対する理解や手話など福祉への興味関心をもってもらえるようきっかけづくりをしていきます。	福祉政策課 社会福祉課
福祉分野と教育分野との連携	○障害をもつ人々との出会いを通して、自らを見つめ問題解決・自己実現につなげる教育や、社会福祉協議会等と連携した「車椅子体験・アイマスク体験」等の障害への理解を深める教育を推進します。 ○小中学校での高齢者体験や地域の高齢者との交流を通して、多世代への理解促進を行います。	まなび推進課
人権教育・啓発の推進	○市民一人ひとりが基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活において人権の大切さに気付く豊かな感性を育むことや、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重することによって人権を尊重した言動ができることが大切です。そのためには、これまでの人権教育の成果と課題を踏まえつつ、家庭、学校、園(所)、職場、地域における人権教育の機会をさらに充実させ、学校教育と社会教育との連携を図りながら体系的・計画的に推進します。市民の人権意識が暮らしの中に根づき、文化として定着することを実現するためには人権教育とともに人権啓発の推進が必要であり、手法としてもインターネット等も含めた多様なメディア媒体の積極的な活用も進めます。 ○お互いの違いを認め合い、励まし合い、支え合える集団づくりについて考える人権教育を推進します。また個別の教育的ニーズのある幼児・児童生徒に対して、将来の自立と社会参加を見据えた「多様な学びの場」を提供します。 ○中学校区ごとの保幼小中連携による人権教育を中心とした授業研究研修会での実践を通じた人権教育を推進するとともに、児童生徒の実態に応じた「多様な学びの場」(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)の提供を実施します。	人権センター まなび推進課

取組	内容	担当課
専門職との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療福祉人材が不足する中、地域をよりよいものにしていくため、福祉をはじめとする専門職との連携を強化していきます。</li> <li>○民生委員・児童委員やNPO団体などと連携することで、支え合う気持ちを醸成していきます。</li> </ul>	福祉政策課

### 【 その他の取組 】

- 障害を理由とする差別の解消の推進・啓発
- 障害に対する理解促進・広報啓発
  - ⇒ 第6次総合計画・第3次障害者福祉基本計画 参照
- 認知症に関する理解促進と普及啓発 認知症
  - ⇒ 高齢者福祉計画・認知症施策推進計画(P.103~104) 参照

### 【 社会福祉協議会の取組 】

取組	内容
福祉教育の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校、地域、家庭が連携し、普段のくらしの生活課題の中から福祉課題に気づき、様々な人と共に考え、実際に行動するための力を育む福祉教育の取組を推進します。</li> <li>○「赤い羽根共同募金」を通して、募金が地域の福祉活動を支えているという意義を知ることで、こどもたちが自分たちのまちの福祉を学ぶきっかけとしていきます。</li> <li>○車いすや福祉体験器具の貸出を通じて、小・中・高等学校の生徒たちが、高齢者や体の不自由な人の身になって身体的機能低下や不自由さを体験することにより、他人の困難や課題を「自分には関係ない」と切り離すのではなく、「自分のこと」として捉える機会としていきます。</li> <li>○地域の福祉教育を推進・支援するための有効な取組を、市と協力しながら検討していきます。</li> </ul>

### 【 市民・地域・事業者のみなさんに期待すること 】

- 隣近所や地域でいさつや声かけを行いましょう。
- 地域社会において、性別や年代、障害の有無にかかわらず、お互いを理解し支え合うことができるよう、体験や交流、学校教育を通じて思いやりの心を育てましょ。
- 市や市社協と連携しながら既存のイベントや地域活動などを活用し、福祉教育や人権教育を推進しましょ。

## ② 地域活動の担い手の発掘・育成

人口減少や高齢化など地域の課題がある中で、自分達が住む地域を活気のある場所にしていくためには、積極的に地域活動に携わることができる人材の育成が必要です。

講座や研修を通じて地域資源としての人材を掘り起こし、生活支援サポーターや地域の介護予防リーダーなど、多様な地域活動の担い手の養成を進めます。

介護予防教室やふれあいサロンの拡充を通じて、誰もが気軽に参加できる地域づくりを推進し、地域福祉の担い手としての役割を広げていきます。

### 【市の主な取組】

取組	内容	担当課
ボランティアの育成と活動の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○共に生きる地域づくりの担い手として、ボランティア入門講座や養成講座を実施し、障害のある人を含むボランティアの育成と活動支援を図ります。</li><li>○市民活動交流プラザで、ボランティア活動者の登録を行うとともに、活動の支援やボランティアを必要とする人へのコーディネートを通じて地域共生の支援を行います。また、ボランティアの研修等を行い知識や技能の向上を図ります。</li><li>○ボランティア活動やNPO活動、ボランティアを求める人のニーズ等に関する情報提供の充実を図ります。</li></ul>	市民総活躍推進課
生活支援センター（てんさぽ）の養成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○生活支援センター（てんさぽ）による高齢者が抱える日常生活における草引きや掃除などちょっとした困りごとを手助けすることで、高齢者が少しでも安心して暮らすことができるよう支援します。</li><li>○有償ボランティア制度（支え合いポイント）を活用することで、生活支援センター（てんさぽ）活動に参加するいきがいやりがいを創出できるようにしていきます。</li></ul>	福祉政策課
地域における介護予防リーダーの発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者自身が介護予防リーダー（STEPリーダー）となって、地域の中でいつでも始められ気軽に参加できる介護予防・認知症予防教室・クラブの活動拡大を促進します。</li></ul>	福祉政策課

### 【その他の取組】

○ 各種養成講座の開催（聞こえのセンター・音訳奉仕員養成講座等）

⇒ 第6次総合計画・第7期障害福祉計画 参照

○ ゲートキーパーの養成等の心の健康づくりの推進

⇒ 第6次総合計画・第3次健康づくり計画てんり 参照

○ 認知症センターの養成 認知症

⇒ 高齢者福祉計画・認知症施策推進計画(P.103) 参照

## 【社会福祉協議会の取組】

取組	内容
ふれあいサロンの人材育成	<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者・障害のある人・子育て中の保護者等で支援を必要とする方が、自分が住み慣れた地域において安心して生活ができるよう、地域のつながりの場として、自治会等で開催されているふれあいサロンの支援をしています。</li><li>○地域福祉活動を推進する担い手を育成するため、また、情報提供の場として「地域福祉活動研修会」や「ふれあいサロン交流会」を開催します。</li><li>○ふれあいサロンがさらに多くの地域で実施されるよう、実際に、サロンを実施している団体の協力を得ながら、ボランティア団体・福祉関係団体等に対して呼びかけを行い、サロンを実施していただける人材の育成に努め、新たなサロンの立ち上げを支援します。</li></ul>

## 【市民・地域・事業者のみなさんに期待すること】

- 市民一人ひとりが支え合いの主体であるという意識を持ち、地域の見守り運動やボランティア活動にできる範囲で参加してみましょう。
- 地域で行われている活動に、経験や知識を活かして参加することで、支え合いの輪を広げていきましょう。
- 地域活動の担い手の活動状況や抱える課題に关心を持ち、できる範囲で活動に協力し、解決に向けて取り組みましょう。

## 重点施策 ➔ (2) 多様な地域活動の推進と支援

### 現 状

- ・子育てアンケートでは、子育て支援サービスの認知度が低く、「知らない」「知っているが利用したことがない」との回答が多くなっています。
- ・高校生調査では、安心できる場所として「学校」「図書館」が挙げられ、地域の居場所づくりの重要性が示されています。
- ・校区別懇談会や関係団体アンケート調査では、若年層と高齢者の交流不足、自治会役員のなり手不足、独居高齢者の増加などが課題として共有されています。
- ・関係団体アンケート調査からは「新しいメンバーが入らない」「後継者が育たない」といった声が多く、活動の継続性に不安があるとの回答があります。

### 課 題

- ・住民同士が気軽に交流できる場やイベントの充実を通じて、孤立防止と信頼関係の構築を進める必要があります。
- ・高齢者の外出支援や福祉サービスの需要増に対応する体制整備が必要となります。
- ・民生委員・児童委員の活動周知と、多様な支援主体による連携強化、支援ネットワークの構築が重要です。

#### ① 地域活動の推進と支援

地域活動を高めていくためには、住民一人ひとりが自らの住む地域に関心を持ち、身近な場面でできることから行動することが重要です。

移動販売や活脳教室などに参加することで、地域とのつながりを実感でき、孤独・孤立が解消することができるよう取り組んでいきます。

また、学校や農村地域との連携による地域づくりや、結婚応援など多様な活動を通じて、地域の課題に気付き、その課題解決に向けた地域活動への支援を行っていきます。

#### 【市の主な取組】

取組	内容	担当課
移動販売による買い物支援の強化	<p>○日常的な買い物に不便を感じている市民を支援するため、「市民生活協同組合ならコープ」と連携協定を締結し、公民館や地域の施設を利用した移動販売を実施することで、身近に買い物できる場や外出の機会の創出を図っています。</p> <p>○新たな販売箇所の設置を検討するとともに、移動販売の場が買い物に来られた方々の交流や施策のアウトリーチの場となるような取組を、事業者と連携して推進します。</p>	総合政策課

取組	内容	担当課
イチカによる支え合い活動（イチカプラス）の推進	<p>○有志の参加店でイチカを使って買い物や食事をすると、その売り上げの一部がこども食堂や音楽・スポーツ団体等に寄付される「イチカプラス」の取組を周知・支援します。</p> <p>○イチカを通じた支え合いの輪を見る化を進めることで、地域に根差した消費活動と社会参加への当事者意識を連携させ、地域愛着とwell-beingの向上を図ります。</p>	市民総活躍推進課
活脳教室・活脳クラブの充実	<p>○公文教育研究会学習療法センターによる認知症予防研修を受けたボランティアがサポートとなり、地域住民を対象に認知症予防を目的とした活脳教室を実施しています。</p> <p>○活脳教室終了後の自主的な活動である活脳クラブは高齢者の通いの場となり、自助・互助・共助の場として地域の活性化へつなげます。</p>	福祉政策課
ハローパートナーシップによる結婚応援	<p>○市が認定した「ハローパートナーシップ（通称ハロパト）」によるボランティア活動により、パートナーとの出会いや結婚応援などを行うことで、少子化・孤独・孤立対策を実施しています。</p>	福祉政策課
中山間部における農村RMOの推進	<p>○中山間地域における農地の保全活動や農業を核とした経済活動を中心に、生活支援等を行う農村RMO（農村型地域運営組織）を推進します。</p> <p>○地域の課題解決に向け、農家や非農家、個人や法人に関わらず地域が一体となって様々な関係者と連携し、地域コミュニティ機能の維持・強化を図ります。</p>	農林課
地域とともにある学校づくり（コミュニティスクール/学校地域パートナーシップ事業）	<p>○コミュニティスクール（学校運営協議会）制度と、「学校・地域パートナーシップ事業」との一体的な推進を図ります。学校運営協議会及び地域学校協働本部が両輪となって、地域の人材を活かして地域全体でこどもたちの教育に携わることで、良好な教育内容の実現を目指します。それによって、地域コミュニティも育まれることが期待できます。こどもたちの最善の利益を考慮し、かつその健やかで幸せな成長を実現できる地域とともにある学校づくりを進めます。</p>	まなび推進課

## 【 その他の取組 】

### ○ 地域活動の推進への支援

⇒ 第6次総合計画 参照

### ○ 健康づくりの推進

⇒ 第6次総合計画・第3次健康づくり計画てんり 参照

## 【社会福祉協議会の取組】

取組	内容
赤い羽根共同募金運動の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○毎年10月1日から翌年3月31日の期間、全国一斉に展開される赤い羽根共同募金運動を展開するとともに、市民や関係機関等へ周知するための広報活動を行っています。</li><li>○集められた募金は地域ふれあいサロン等への助成金としても活用しており、地域住民主体の活動を支援し、地域住民の「地域で何かしたい」という思いを実現させる一助を担っています。</li><li>○より多くの募金を集められるよう区長連合会、民生児童委員協議会等と連携し、取組を一層充実していきます。</li></ul>
善意銀行の運用	<ul style="list-style-type: none"><li>○市民、団体、企業等からの善意の寄附金・物品を市民に還元していく制度として運用しており、民生委員・児童委員と連携しながら寝たきりの高齢者に支援を行います。</li><li>○寝たきりの高齢者の支援、小災害見舞金の助成、こども食堂や生活困窮者への支援など、より一層市民の善意を有効に還元できるよう事業を実施します。</li></ul>

## 【市民・地域・事業者のみなさんに期待すること】

- 地域の課題に関心を持ち、参加したり、助けが必要な人に紹介したりするなど、一人ひとりができることから実践しましょう。
- 地域の福祉活動やボランティア活動に積極的に参加し、体験を周囲に伝えましょう。
- 家族や近隣住民、友人・同僚同士で誘い合って健診を受診し、地域の中で健康づくり活動に取り組みましょう。
- 既存の地域活動を地域住民に知ってもらうために積極的な情報提供を行うとともに、活動しやすい環境づくりに取り組みましょう。
- 各種団体や行政等と連携を深め、保護者や地域人材を活かした教育活動にできる範囲で参画しましょう。

## ② 地域活動団体等の活性化と活動支援

地域活動の担い手である団体が、地域住民の理解と協力を得ながら、継続的かつ積極的に活動できるよう支援を行います。

校区区長会や民生委員・児童委員など、地域に根差した組織や人材が連携し、地域住民との交流や協働を促進することで、支援を必要とする人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができます。

また、各団体の活動内容を広く周知し、地域全体で福祉への関心と参加意識を高めています。

### 【 市の主な取組 】

取組	内容	担当課
地域活動を支える組織形成の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○市内の小学校区を単位とする校区区長会の健全な運営と、校区住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進及びその健全な発展を支援しています。</li><li>○市内の各校区区長会が中心となって行う地域住民との協働事業を推進し、各校区の独自の魅力や特性を活かしたコミュニティ活動を支援します。</li></ul>	市民総活躍推進課
民生委員協力員制度	<ul style="list-style-type: none"><li>○民生委員は、地域住民の身近な相談役として、地域の見守りや関係機関への橋渡しなど、様々な活動を行っていますが、民生委員の負担の増加や担い手不足の問題が生じています。</li><li>○そこで民生委員の負担の軽減や担い手不足の解消を図るため民生委員活動の補佐・協力を行う「天理市民生委員協力員」制度を実施します。</li></ul>	社会福祉課
日本赤十字社天理市地区奉仕団・更生保護ボランティアへの活動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○災害時の救護活動や、防災に関する啓発活動、献血の推進、募金活動などにより地域社会をより住みやすくするため活動している日本赤十字社天理市地区奉仕団に対して、広報協力などの活動支援を行っていきます。</li><li>○犯罪や非行のない明るい社会の実現のために、女性の立場から犯罪や非行をした者の更生と犯罪・非行の未然防止活動に協力している更生保護女性会へ募金活動の周知協力などの支援を実施していきます。</li><li>○保護司会では、保護観察官と協働での保護観察や出所後の住居や就労などの生活環境調整、犯罪や非行の未然防止など犯罪や非行をした者の立ち直りを地域で支える活動をしており、市ではその活動がしやすいよう環境整備を行っていきます。</li></ul>	社会福祉課

### 【 その他の取組 】

- 長寿会への活動支援  
⇒ 高齢者福祉計画 参照

## 【社会福祉協議会の取組】

取組	内容
民生児童委員協議会の活動支援	<p>○事務局として、民生児童委員協議会が円滑に活動できるよう支援しています。現在 152 人の民生委員・児童委員が小学校区ごとで地域住民の身近な相談相手として行政との橋渡し的な役割を担っていただくことにより、地域の福祉活動の充実につながるよう支援していきます。</p> <p>○継続して支援を行うとともに、一層その活動をより良いものにするため、研修内容を一層充実させるとともに市行政他、関係団体と情報連携をさらに密にしていきます。</p>
長寿会連合会の活動支援	<p>○事務局として、長寿会連合会が円滑に活動を行えるよう支援しています。グラウンドゴルフ大会等のスポーツ大会や各種研修活動により、高齢者の介護予防につなげています。</p> <p>○継続して支援を行うとともに、一層その活動をより良いものにするため、市行政他、関係団体と情報連携をさらに密にしていきます。</p>
障害者福祉団体連合会の活動支援	<p>○事務局として、市内の障害者 2 団体で構成している障害者福祉団体連合会の活動を支援しています。はばたき祭（ボッチャ大会）、「障害者の日」記念事業を開催するとともに、障害のある人もない人も自分らしく生きることのできる地域づくりにつなげています。</p> <p>○継続して支援を行うとともに、一層その活動をより良いものにするため、市行政他、関係団体と情報連携をさらに密にしていきます。</p>
フードバンク天理の共同事務局の運営	<p>○フードバンク天理は、天理市及びその周辺地域を活動範囲とし、市民や企業等からの食品の寄付を受け対象地域で活動する福祉施設・事業所、支援団体等を通じて必要としている方々への食品提供を行なっています。</p> <p>○共同事務局として天理市におけるフードバンク事業の仕組みづくりに取り組み、支え合い活動の推進に努めます。</p>

## 【市民・地域・事業者のみなさんに期待すること】

- 地域活動団体等の活動に関心を持ち、できる範囲で活動に協力しましょう。
- 民生委員・児童委員の役割や活動内容に理解を深め、できる範囲で活動に協力しましょう。
- 地域活動団体等の活動状況や抱える課題を共有するとともに、解決に向けて連携して取り組みましょう。

## 基本目標Ⅱ 誰ひとり取り残さない地域福祉施策の推進 (仕組みづくり)

めざす姿

支援が必要な人に確実に届く仕組みが整い、  
誰もが安心して地域で暮らしている。

### 【目標指標】

	項目名	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	安心してこどもを産み育てられる子育て支援が充実していると思う市民の割合	35.9%	40.0%
2	障害のある人に対する支援が充実していると思う市民の割合	25.1%	30.0%
3	介護保険サービスや高齢者の自立した生活への支援が充実していると思う市民の割合	31.8%	40.0%
4	天理市しごとセンター就職件数	460 件	550 件

### 重点施策 ➤ (1) 包括的支援体制の充実

#### 現 状

- ・高齢化率の上昇に伴い、要支援・要介護認定者数が増加しており、地域包括ケアの必要性が高まっています。
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域包括支援センターの認知度は一定程度あるが、利用経験は少なく、「何をしてくれるか分からぬ」「相談方法が分からぬ」といった声が多くなっています。
- ・校区別懇談会では、高齢者の孤立、地域行事への参加不足、参加者の固定化などが課題として挙げられています。
- ・支援機関アンケート調査では、支援機関間の連携において「日頃の交流がない」「業務内容の共有が不十分」といった連携上の課題が指摘されています。

## 課題

- ・複合的な生活課題（8050問題、ヤングケアラー、生活困窮など）に対応するため、分野横断的な相談支援体制の整備が必要です。
- ・相談窓口の機能や役割を分かりやすく周知し、気軽に相談できる仕組みづくりを進めることが求められます。
- ・地域包括支援センターを中心に、多様な支援機関とのネットワークを強化し、支援のつなぎ手となる人材の確保・育成が重要です。
- ・生活困窮の予防的支援を含め、早期発見・早期対応が可能な包括的支援体制の構築が求められています。

### ① 各分野の支援体制の強化

子育て、障害、介護、生活困窮などの個別課題に加え、ダブルケアや8050問題など複合的な生活課題に対応するため、分野を越えた支援体制の構築が求められています。

こども家庭センターや地域包括支援センター、教育支援機関などが連携し、妊娠期から高齢期まで切れ目のない支援を提供していきます。要支援者を介護するヤングケアラーなど支援者の負担の軽減につながる支援を実施していきます。また保護者の不安や悩みごと、不登校児童など多様な課題に寄り添う支援を充実していきます。

多機関の協働による包括的支援体制を整え、誰もが安心して暮らせるための仕組みづくりを推進します。

### 【市の主な取組】

取組	内容	担当課
社会福祉協議会と連携した生活困窮者自立支援制度の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○奈良公共職業安定所が協定を結び、一体となって生活保護受給者、生活困窮者、ひとり親に対して就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施しています。</li><li>○生活困窮者が就労準備を行う間、住居を失うことがないよう市と社会福祉協議会が情報連携し、市は住居確保給付金の給付を行い、社会福祉協議会は生活福祉資金の貸付により、生活困窮者の生活基盤の確保を支援しています。</li><li>○奈良公共職業安定所、社会福祉協議会等の関係機関との連携をより一層深めつつ、生活困窮者の自立に向けた取組を継続して推進していきます。</li></ul>	社会福祉課

取組	内容	担当課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害のある方もない方も、誰もが地域で自分らしく暮らすことができるよう、精神保健・医療・障害福祉等の関係者による協議を通じて地域の支援者や当事者・家族、医療機関等との包括的な支援体制の構築を推進します。</li> <li>○広く市民を対象とした講演等会等の研修を通じて精神障害に対する正しい理解や支援のあり方を広めるとともに、事例共有等により事業所間の情報共有や連携の強化を図ります。</li> </ul>	社会福祉課
障害のある人や生活困窮者のための相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある人や家族の多様な相談に対して必要とされる情報や支援に結び付けられるよう、関係機関や事業所との連携強化を推進します。</li> <li>○自立支援協議会・相談支援連絡会等での情報共有や研修等を通じたスキルアップを図ります。</li> <li>○地域における相談支援体制の充実のため、基幹相談支援センターを設置し、総合的かつ専門的な相談支援や、地域の相談支援事業所とのネットワークを構築していきます。</li> <li>○生活困窮者の相談に対して必要とされる支援や制度を案内し、関係機関との連携を強化し、自立に向けて支援を図ります。</li> </ul>	社会福祉課
地域包括ケアシステムの深化・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進をしていきます。</li> <li>○地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師、看護師、主任介護支援専門員などの専門職が連携し、総合相談や権利擁護の支援を行うなど、地域の支援拠点としての機能を担います。</li> <li>○地域ケア会議では、個別事例の自立促進に向けて、弁護士やリハビリ専門職、自治会、民生委員・児童委員などが参画し、多職種・多機関による支援方法の協議を行っています。</li> </ul>	福祉政策課
高齢者のための地域づくり体制の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援コーディネーターによる通いの場の発掘および介護予防に関する取組を実施することで、高齢者が活き活きとした地域になるよう支援していきます。</li> <li>○困りごとを抱える高齢者と生活支援センター（てんさぼ）をマッチングさせることで、高齢者の自立促進へとつなげていきます。</li> </ul>	福祉政策課

取組	内容	担当課
こども家庭センターの機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安心して子育てに取り組むことができるよう にこども家庭センターで子育て支援機関が一 体的に妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない 支 援を行います。</li> <li>○妊娠届時にはコンシェルジュによる妊婦の心 身の状況の把握、個別の支援プランの作成、必 要に応じた関係機関とサービスの紹介を行つ ています。また妊娠中にも、安心して出産でき るようコンシェルジュや保健師が相談を行つ ています。</li> <li>○出産後は全戸訪問による産後うつや体調不良 の確認、育児不安の軽減のための支援を行つ ています。心身の回復や育児不安の軽減に繋ぐこ とができるよう、産後ケアとしてデイサービス やショートステイ、ドゥーラ訪問、養育支援訪 問、地区担当保健師継続支援を行っています。個別 支援だけでなく妊婦や出産後間もない時 期から母親同士やドゥーラとの交流ができる ようサロンを開催し、情報交換や不安軽減の場 の提供を行っています。</li> <li>○ホームページやSNSによる「はぐ～る」の周 知を行い、サービスの周知度、必要な利用数を 上げ、妊娠から出産、子育てを通じて悩んでも 相談でき不安を軽減できる人の数を増やして いけるよう支援していきます。</li> </ul>	健康推進課 こども支援課
家庭児童相談・女性相 談支援室の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○育児に関する困難ケースは多様化・複雑化して きており、きめ細やかな対応や組織横断的な対 応が必要となり、機能強化が必須となります。 児童相談システムの連携による情報共有等の 支援体制の整備や強化を図ります。</li> <li>○女性に関する様々な困難ケースや不安な思 いに寄り添う相談室です。相談内容に応じた機関 を案内するなどの支援を行います。</li> </ul>	こども支援課
ひとり親支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てや生活において精神的な支えを必要と する保護者、子育てと仕事の両立が困難な家庭 に適切な援助を行います。収入面・雇用条件面 等でよりよい就業の場を確保し、安定した生活 を送れるよう、関係機関と連携を図り、就業支 援策の周知に努めます。経済的支援や養育費確 保等の情報提供に努め、ひとり親家庭等の生活 の安定と自立の助長に対しての支援体制を推 進します。</li> </ul>	こども支援課
ヤングケアラーの支 援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ヤングケアラー対策として子育て世帯訪問支 援事業を実施しています。</li> <li>○こどもが、家族の介護や日常生活における家事 を過度に行うことにより、こどもが希望する日 常生活を送ることが困難な状態に陥っている 状況にあり、こどもや家族に支援が必要と認め られる世帯に対して、市の支援員が訪問し、家 事支援や育児支援を行い、こどもが担うケアの 軽減を図ります。</li> <li>○「子どもの最善の利益の実現」を目標として、 こども自身の心情・意向や家族の状況に十分寄り添いながら、社会資源の利用勧奨など適切な 支援を行います。</li> </ul>	こども支援課

取組	内容	担当課
ほっとステーションによる支援システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校園所へのこどもたちに関わる相談や、苦情・要求などを、学校のみによる対応とせず、行政も一緒になり、横断的、客観的、専門的な視点で、学校問題の解決を進めていきます。</li> <li>○元校園所長や心理士が相談を受け、こどもたちの課題や特性の「見立て」をもとに、保育・教育現場の職員と共に課題解決に対応しています。</li> <li>○弁護士・心理士・作業療法士等の専門性を活かし、問題解決を図ります。</li> <li>○保育士や教職員向けに「こども理解」研修を実施し、教育・保育現場のこどもへの対応力を高めています。</li> </ul>	教育総合センター
不登校児童・生徒支援（ほっとスクール）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ほっとスクール」は、不登校傾向の生徒・児童を対象として小集団での様々な体験活動等を通して、心の回復と安心できる居場所作りを図り、学校と連携しながら学校復帰に向けた取組を進めています。</li> <li>○ゆうフレンド派遣では、不登校状態が続く児童生徒や登校していても支援が必要な児童生徒に対し、ゆうフレンドを家庭や学校に派遣し、児童生徒の自主性や社会性の伸長を援助し、集団復帰への意欲を育てます。</li> </ul>	教育総合センター
子ども・若者支援てんりネットワーク（夢てんり）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・若者総合相談窓口「夢てんり」は、ニート・ひきこもりや就労に悩みを抱いている方のための相談窓口です。相談の解決に向け、教育・福祉・保健医療・矯正更生・雇用関係の21機関で構成されるネットワークをつくり連携しています。</li> <li>○子ども若者サポート研修講座を開講し、支援を必要とされる方の発見・誘導を担う人材の育成を図ります。</li> </ul>	教育総合センター

### 【 その他の取組 】

- 認知症本人や家族に対する相談・支援体制整備 認知症
- ⇒ 高齢者福祉計画・認知症施策推進計画(P.110~112) 参照

### 【 社会福祉協議会の取組 】

取組	内容
生活福祉資金等事務の受託	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低所得世帯の自立更生及び離職者支援のため、奈良県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業の貸付事務を受託し、貸付相談及び貸付事務を行っています。</li> <li>○低所得世帯の自立及び離職者支援のため、今後も引き続き適正な貸付事務を行います。</li> <li>○多様化、複雑化する問題に対応するべく、市行政、奈良県社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係機関との情報共有を一層密にします。</li> </ul>

取組	内容
緊急食糧支援事業の受託	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「今日明日食べる物がない」等、喫緊に生活上の問題に直面している相談者に対し、食料を支援する緊急食糧支援事業を奈良県社会福祉協議会より受託しています。</li> <li>○引き続き緊急の支援を必要とされている方々の訴えを的確に把握し、対応するための相談支援を行います。</li> </ul>
生活困窮者自立支援事業の受託に向けた情報収集及び整理の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○離職者、多重債務者、ひきこもり等による生活困窮者の自立に向けた相談支援に向けて市と連携しながら研修会や先進地視察等での情報収集を行い効果的な運営が出来るよう準備を行います。</li> </ul>

### 【市民・地域・事業者のみなさんに期待すること】

- 困っている人がいたら声をかけて相談するように勧めましょう。
- 行政や相談支援機関から発信されている情報に关心を持つように心がけましょう。
- 各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深め、必要に応じて福祉サービスを必要とする市民と行政のパイプ役を担いましょう。

### ② 属性を問わない支援体制の構築と多機関連携の強化

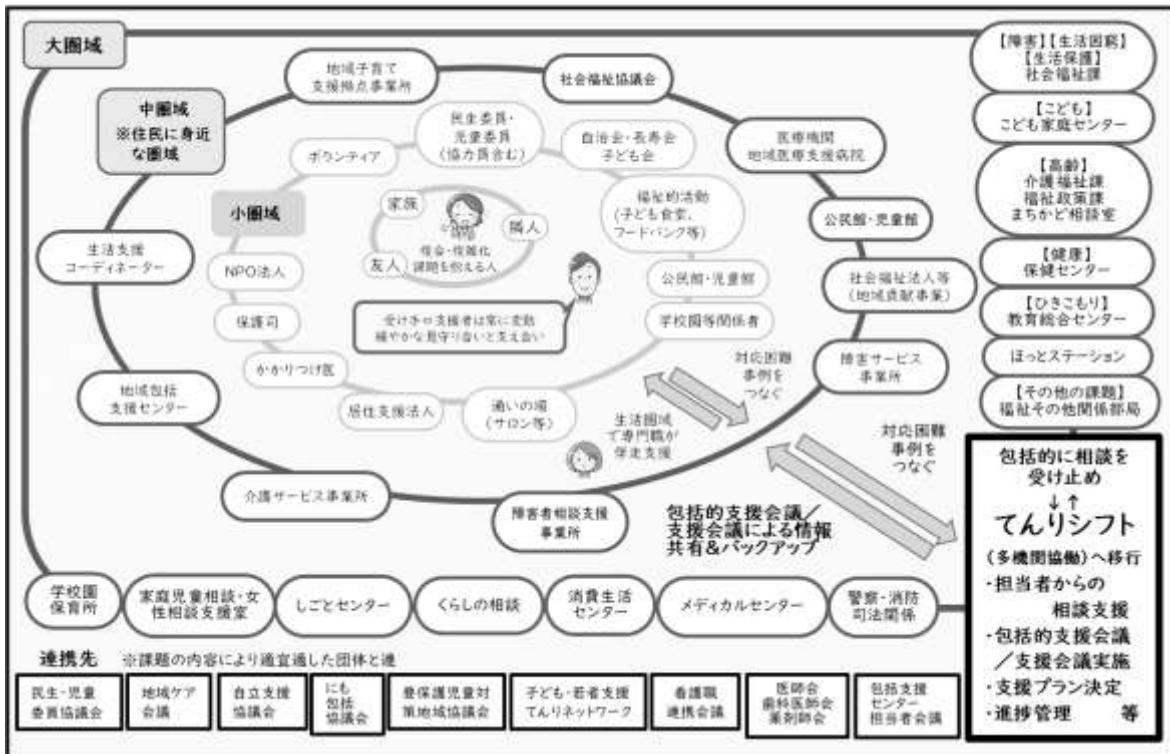
地域共生社会の実現に向けて、行政だけでなく地域住民や多様な関係機関が役割を持ち、協働して地域課題の解決に取り組む体制づくりを進めます。

市民に身近な圏域から市全域まで、支援機関と地域が連携し、複合的な課題にも対応できる包括的な相談・支援体制の構築を目指します。

### 【市の主な取組】

取組	内容	担当課
天理市包括的支援体制「てんりシフト」(仮)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の多様な相談を受け止めるため、住民に身近な圏域から市全域まで、それぞれの圏域に見合った相談機関と地域が連携し、包括的な相談・支援体制の構築を目指します。また、既存の相談機関同士で円滑な情報共有を図り、適切に専門職を配置するなど必要な体制づくりに努めます。</li> <li>○複合化・複雑化した課題を抱える事例、既存の制度では対応が難しい事例に関して、行政内外あらゆる機関で連携し、支援プランを策定して対応する体制づくりに努めます。</li> <li>○「てんりシフト（仮）」を新たに設置し、市内に存在する地域課題を共有し、多機関の協働による包括的な相談・支援体制のあり方について協議し、必要であれば地域資源の開発について協議する体制づくりに努めます。</li> </ul>	福祉政策課
福祉分野以外との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○包括連携協定を締結した多様な組織と様々な分野で連携を図り、地域の課題を解決しながら持続的な地域の形成に取組みます。</li> </ul>	福祉政策課

## 【地域共生社会を目指す天理市版包括的支援体制「てんりシフト」イメージ】



## 【 その他の取組 】

- ## ○ 福祉分野以外との連携（福祉の店）

## 【 社会福祉協議会の取組 】

取組	内容
心配ごと相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員・児童委員に相談員として協力していただき、住民の生活に関する悩みに対して適切な助言を行い、また、必要に応じて各種関係機関へつなぐなど、問題解決のお手伝いをしています。</li> <li>○広く市民の心配ごとに対応するため、関係機関との連携の充実を図ります。また、広く利用していただけるよう、市行政と関係機関での広報に努めます。</li> </ul>
包括的支援体制の整備実施に向けた市との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政だけでなく、地域住民も含めたすべての人が役割を持ち、地域課題の解消に向けて活躍できる地域共生社会の実現を目的としている天理市包括的支援体制「てんりシフト」(仮)に市等と協力して取り組みます。</li> </ul>

## 【市民・地域・事業者のみなさんに期待すること】

- となり近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、できる範囲で地域で助け合いましょう。
  - 支援が必要な人を地域で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。
  - 地域課題の解決に向けた体制の検討・仕組みづくりを推進しましょう。

### ③ 多様な社会参加に向けた支援

障害、生活困窮、高齢者などさまざまな生活課題を持つ人々が、それぞれの状況に応じた支援を受けながら、地域で自立し社会参加できるよう、就労支援と雇用促進に取り組みます。

関係機関との連携による相談支援や技術習得の機会の提供を通じて、就労への道筋を整えるとともに、高齢者の生きがいや若者・女性の意欲を引き出す支援を進め、誰もが社会で活躍できる機会づくりを推進します。

#### 【市の主な取組】

取組	内容	担当課
障害のある人や生活困窮者への就労の支援と雇用の促進	○障害者総合支援法に基づく就労移行支援等の利用を通じて、障害のある人が一般就労へと円滑に移行できるよう、自立支援協議会就労部会等を通じて情報共有や協議を進めます。 ○天理市しごとセンターや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、生活困窮者や障害のある人に対する雇用相談や技術習得等、就労に向けた各種支援の提供に努めます。	社会福祉課
高齢者の社会参画の促進	○地域で活躍する高齢者が地域課題の解決や支え合いの街づくりの原動力となるように、高齢者の社会参画と生きがいづくりを支援します。 ○老人クラブに対する補助金の交付やペタンク大会・グラウンドゴルフ大会などのスポーツ振興事業の実施により、会の運営、健康づくりに資する活動等の支援を行います。	介護福祉課
若者・女性・高齢者を中心とした就労支援	○若者への就労支援として、ハローワークと連携した市内企業の就職面接会や商工会による創業スクールにより、地元就労や起業のきっかけ作りの場を創出します。 ○女性への就労支援として、女性の就労支援等をテーマにした講座の実施等、雇用機会の創出の実現に向けた各種の取組みを進め、就労意欲の後押しを行います。 ○人生100年時代と言われる中、今後、就労活動を通じた社会参加を希望する高齢者の増加が見込まれるため、引き続き高齢者支援の充実に努めます。	市民総活躍推進課 産業振興課

#### 【 その他の取組】

○ レクリエーション活動等の実施

⇒ 第6次総合計画・第7期障害福祉計画 参照

○ 子ども・若者支援てんりネットワーク（夢てんり）の推進 ※再掲

⇒ 第6次総合計画 参照

## 【市民・地域・事業者のみなさんに期待すること】

- 既存の地域活動やボランティア活動などに関心を持ちましょう。
- 自分の興味・関心に合致する地域活動やボランティア活動があれば、気軽に参加してみましょう。
- 積極的に情報を収集し、自分に合った働き方や仕事を選択しましょう。
- 既存の活動を地域住民に知ってもらうために積極的な情報提供を行いましょう。
- 既存の活動・取組みを振り返り、新たに参加しやすい機会づくりに取り組みましょう。

## (2) 市民の権利を守る体制の推進

### 現 状

- ・市では、成年後見制度の市長申立てや報酬助成を通じて、判断能力が不十分な方への意思決定支援を進めています。
- ・こども・高齢者・障害者虐待の防止に向けて、関係機関との連携や啓発活動を継続しています。
- ・子育てアンケートでは、子育てにおける「しつけが虐待ではないか」と不安を感じる保護者が一定数おり、特に小学生の保護者で増加傾向が見られます。
- ・校区別懇談会では、認知症や障害のあるこどもへの理解不足が課題として挙げられています。

### 課 題

- ・虐待や権利侵害の未然防止に向けて、相談体制の強化と市民への啓発が必要です。
- ・認知症や障害への理解促進を図り、偏見や差別のない地域づくりを進めることができます。
- ・こども自身が自分の権利を守れるよう、福祉教育や人権教育の充実が必要となります。
- ・高齢者や障害のある人の権利擁護に向けて、制度の周知と支援体制の整備をさらに進める必要があります。

#### ① 権利擁護の推進

属性や性別にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、固定的な性別役割分担意識の見直しや、DV・ハラスメントの防止に向けた啓発を進めます。

職場・家庭・地域活動などあらゆる場面での人権尊重を促す講座等を実施し、世代を超えた意識の醸成を図ります。

また、成年後見制度の普及啓発や支援者間の連携体制の構築を通じて、意思決定支援や権利擁護の充実を図り、誰もが尊厳をもって暮らせる地域の実現を目指します。

## 【市の主な取組】

取組	内容	担当課
男女の人権尊重の推進（DV防止、ハラスメント防止、職場内での男女格差の解消）	○職場や家庭、地域活動の場において、従来の固定的な性別役割分担意識が未だに根強く残っています。また、コロナ禍によって、テレワーク等の多様な働き方が広まることで家庭生活に変化が生まれ、経済的困窮、ドメスティックバイオレンス（DV）や様々なハラスメントの被害が顕在化しております。あらゆる世代への意識啓発を重点に置き講座等の実施などに取り組んで参ります。	市民総活躍推進課
成年後見制度の利用促進  成年後見	○市広報紙等を活用し、権利擁護や成年後見制度に関する正しい知識や意思決定支援の大切さの普及啓発を行います。また、成年後見制度の相談窓口の周知を行います。 ○後見人、市、社会福祉協議会、自立支援協議会、民生児童委員協議会、地域包括支援センター、サービス提供事業者等、被後見人を支援する人が連携して支援していくよう、ネットワークを構築します。 ○親族等がいなく、申し立てるべき人がいない場合等に、市長による成年後見制度の申立てや、申立て費用及び後見人への報酬費用の助成を行います。	社会福祉課 介護福祉課

## 【その他の取組】

- 人権教育・啓発の推進 ※再掲  
⇒ 第6次総合計画・人権施策基本計画 参照
- 幅広い分野において、男女共同参画の視点に立った教育及び啓発の実施  
⇒ 第6次総合計画 参照

## 【社会福祉協議会の取組】

取組	内容
日常生活自立支援事業の実施	○認知症や知的障害・精神障害等により日常生活を営むのに不安を抱えている人に対し、福祉サービスの利用相談、日常生活に必要な手続き及び日常的な金銭管理のお手伝いなど、生活上のサポートをします。
法人後見事業の実施	○認知症高齢者、知的障害者および精神障害者など意思決定が困難な方の判断能力を補うため、法人として成年後見業務を受託する「法人後見事業」を実施します。 ○本会で行っている日常生活自立支援事業の対象者で、認知機能に大幅な障害が発生した方に対し、その支援を延長する形で本会が法人として成年後見人等の受託運営を行い継続的に支援して行きます。

## 【市民・地域・事業者のみなさんに期待すること】

- 地域社会において、性別や年代、障害の有無にかかわらず、お互いに人権を尊重し、パートナーとしてあらゆる分野で共に参画しましょう。
- 各種福祉サービスや成年後見制度など権利擁護に関する制度について知識を深めましょう。
- 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談しましょう。
- 各種福祉サービスや成年後見制度など権利擁護に関する制度について理解し、それぞれの活動に活かしましょう。

### ② 虐待防止等の推進

こども、高齢者、障害のある人、女性などへの虐待や暴力は深刻な社会課題であり、地域全体での理解と助け合いの意識の醸成が求められています。支援が必要な人を早期に発見し、専門機関や関係者との連携によって、プライバシーに配慮した適切な対応を図ります。相談窓口の周知や啓発活動を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

## 【市の取組】

- 障害のある人に対する虐待防止の推進  
⇒ 障害者福祉基本計画 参照
- 高齢者の虐待に対する相談窓口及び対応体制の周知・啓発  
⇒ 高齢者福祉計画 参照
- 児童虐待防止への取組  
⇒ 第3期子ども・子育て支援事業計画 参照
- 男女の人権尊重の推進（DV防止）  
⇒ 第6次総合計画 参照

## 【市民・地域・事業者のみなさんに期待すること】

- 問題を家族・個人だけで抱え込みず、まずは相談しやすい相手に相談しましょう。
- となり近所や地域の住民に关心を持って状況の変化に気を配りましょう。
- 虐待と疑われることがあった場合には、小さなことでもすぐに関係機関に相談しましょう。
- 支援が必要な人を地域で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。

### (3) 福祉サービスの質の向上と社会福祉協議会との連携強化

#### 現 状

- 市では、高齢者・障害のある人・子育て支援など各分野で、サービスの質の向上と適正化に取り組んでおり、ケアプラン点検や給付費通知の発送などを実施しています。
- 支援機関アンケート調査では「高齢者への支援」「障害児者への支援」「認知症の方への支援」などが地域課題として挙げられます。
- 校区別懇談会では、医療・福祉の充実性や支援体制の不足、交通アクセスへの不安などが共通の課題として示されています。

#### 課 題

- 利用者の多様なニーズに対応するため、分野横断的な支援体制の構築と情報提供の充実が必要です。
- 支援対象者の状況に応じた福祉サービスの質の向上が求められます。
- 社会福祉協議会との連携を強化し、地域に根ざした支援体制の構築と、住民の声を反映したサービス改善を図る必要があります。

#### ① 福祉サービスの質の向上と適正化の推進

市民一人ひとりの利便性向上と職員の業務効率化を両立するため、市役所における窓口支援システムの導入や自治体DXの推進に取り組みます。

ライフイベントに関する手続きを一括で行うことができる体制を整えるとともに、オンライン申請やAIの活用により、迅速かつ正確な市民サービスの実現を目指します。

また、医療・介護関係者との情報共有や福祉医療の充実を図り、誰もが安心して行政サービスを利用できる仕組みづくりを進めます。

#### 【市の主な取組】

取組	内容	担当課
窓口支援システム「窓口DXSa a S」を活用した市民サービスの向上及び職員の業務の効率化	○市役所における転入・転出・出生・死亡等のライフイベントに関する手続きを「1カ所の窓口」で「申請書に記入することなく」行うサービス（窓口支援システム「窓口DXSa a S」）の導入を検討しています。市民課でライフイベントに紐づく他部署の手続きをまとめて受付けることで、市民サービスの向上を目指します。加えて、申請をデータで受け取ることにより従来行っていたシステムへ入力する工程や申請内容のチェック回数が減ることで、職員の業務効率化も同時に実現します。	情報政策課

取組	内容	担当課
自治体DXの推進	○窓口手続きのオンライン化やAI等の活用による業務効率化を図るため、「天理市自治体DX推進方針」を策定しました。加えて、「DX人材育成方針」を策定し、将来にわたって安定的にDXを推進していくため、デジタル化の取組みの中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成を進めています。	情報政策課
医療・介護関係者の情報共有の支援	○医療・介護関係者の情報共有を支援し、医療・介護・看護など多職種による包括的なアプローチを行う体制づくりを進めることで、地域全体での支援体制を強化します。情報通信技術を活用することで、患者の生活状況や健康状態を関係者間で円滑に共有し、在宅医療を受ける方に対して、より適切で質の高いサービスが提供できる環境づくりを進めます。	福祉政策課

### 【 その他の取組 】

- こどもに係る福祉医療の充実

⇒ 第6次総合計画 参照

- 適正な障害福祉・障害児通所支援サービスの提供

⇒ 第6次総合計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 参照

- 適切な介護保険サービスの提供

⇒ 第6次総合計画・第9期介護保険事業計画 参照

- 市民・介護事業者のオンライン申請の推進

⇒ 第6次総合計画 参照

- 高齢者福祉サービスの提供（見守り、配食サービス等）

⇒ 第6次総合計画・高齢者福祉計画 参照

### 【 市民・地域・事業者のみなさんに期待すること 】

- 市やサービス事業者に対して、サービスについての要望や意見を伝えましょう。

- 介護保険制度や障害者総合支援法に基づく支援制度など、福祉サービスに関する情報を得るようにしましょう。

## ② 社会福祉協議会との連携体制強化

市と社会福祉協議会では、生活困窮者や身寄りのない高齢者など多様な課題を持つ者などへの支援に向けて連携の強化をしていきます。支援を必要とする人への個別支援だけではなく、地域の課題を把握したうえで、地域全体の課題解決に向けお互いに補完しながら適正なサービスを提供していきます。

### 【 市の主な取組 】

取組	内容	担当課
社会福祉協議会との連携体制強化	<ul style="list-style-type: none"><li>○市と社会福祉協議会で、通いの場やふれあいサロン等での交流を通じて、地域課題の把握に努めます。</li><li>○多様化する地域課題に対して、市と社会福祉協議会が連携を密にして、地域に合った支援方法を協議していきます。</li></ul>	全部署

### 【 社会福祉協議会の取組 】

取組	内容
市との連携体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○市とふれあいサロンやふれあい教室（介護予防教室）等の地域福祉活動の情報交換や意見交換を密にし、地域福祉活動の成果や課題を共有することにより連携体制の充実に努めます。</li><li>○市の生活困窮者自立支援窓口と連携しながら、生活福祉資金の貸付やフードバンク天理の食糧支援につなげることにより生活困窮者への支援の充実に努めます。</li></ul>
関係機関・団体と協働し合えるネットワークづくりを推進する研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○生活支援コーディネーターや地域包括支援センター等に協力いただきながら地域福祉活動に関する研修会を開催し協働できるネットワークづくりを推進します。</li></ul>

## 基本目標Ⅲ いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進 (環境づくり)

めざす姿

誰もが安心して外出・生活できる環境が整い、  
地域でいきいきと暮らせている。

### 【目標指標】

	項目名	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	通いの場の数	120 か所	130 か所
2	地域子育て支援拠点利用者数	16,726 人	19,000 人
3	公共交通機関の利便性が充実していると思う市民の割合	34.6%	35.0%
4	防災協定等の締結数	74 件	80 件

### 重点施策 ➤ (1) 地域の絆づくりの場・居場所の構築と交流の推進

#### 現 状

- ・高齢者の介護予防や子育て支援、認知症カフェなど、地域の居場所づくりが各分野で展開されています。
- ・公民館や駅前広場などの公共施設が、世代を超えた交流や支え合いの拠点として活用されています。
- ・校区別懇談会では、若年層と高齢者の交流不足、独居高齢者の増加、自治会活動の担い手不足などが課題として挙げられます。

#### 課 題

- ・住民同士が気軽に交流できる場やイベントを増やし、地域のつながりと信頼関係を育む必要があります。
- ・孤立している人を地域で把握し、安心して過ごせる居場所を確保することで、自立支援につなげる体制づくりが求められます。

## ① 地域の絆づくりの場・居場所の構築の推進

地域の中で世代を超えて支え合える関係を築くため、こども食堂や子育てサークル、高齢者の通いの場など、住民主体の活動への支援を通じて、多世代間の交流ができるよう環境づくりを行います。

みんなの学校プロジェクトでは、小学校を地域の支え合いの拠点とし、公民館事業との連携により地域の絆づくりを進めます。孤独・孤立を防ぎ、誰もが生きがいを持って関われる地域づくりを推進します。

### 【市の主な取組】

取組	内容	担当課
「みんなの学校プロジェクト」を通して、多世代コミュニティの構築の促進	○みんなの学校プロジェクトは、地域でこどもたちを育て、それぞれの世代の方が、生きがいを持ちながら支え合う取り組みです。小学校を地域社会の支え合いの拠点とし、公民館事業を小学校で実施することで、多世代交流にもつながり、本市の目指す「地域の絆づくり」の強化を図ります。	市民総活躍推進課
高齢者の通いの場等の提供	○地域の身近な場所で住民主体の通いの場が開催されるよう、立ち上げ支援を行います。	福祉政策課
こども食堂の活動支援強化	○困りごとを抱える地域住民が孤立しないよう、高齢者のサロン活動やこども食堂等の活動への支援を通じて、地域での新たな支え合いと助け合いのつながりを生み出します。 ○施策のアウトリーチの場ととらえ、情報提供により各種相談・支援につなげます。	こども支援課
子育てサークルの育成	○地域でつながりこどもを育て合うことができるように、市民が主体となる子育てサークルへの活動支援を行っていくことで、地域の子育て環境の充実へつなげていきます。	こども支援課

### 【その他の取組】

○ 認知症本人と家族の交流の場づくり 認知症

⇒ 高齢者福祉計画・認知症施策推進計画(P.104) 参照

## 【社会福祉協議会の取組】

取組	内容
ふれあいサロンへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者・障害のある人・子育て中の保護者等で支援を必要とする方が、自分が住み慣れた地域において安心して生活ができるよう、地域のつながりの場として、自治会等で開催されているふれあいサロンの支援をしています。</li> <li>○住民が相互に支え合い、生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げ、住民の孤立感の解消、地域の見守り活動、閉じこもり予防や介護予防、健康の維持向上を図ることを目的としたふれあいサロンを地域が主体となって取り組んでいただけるよう、その開設及び運営の支援を行います。</li> <li>○サロン活動がより多くの地域で自主的に実施されるよう、新規開設に助力するとともに、以降の運営についても実施内容の相談支援を行います。また、ふれあいサロンの活動の中で地域の見守り活動や生活支援活動に関連した課題を見つけ、解決に向けた活動につながるよう提案します。</li> </ul>
ふれあい教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内公民館において、概ね 65 歳以上の方を対象に、寝たきりなどの原因となる身体機能の低下や閉じこもりを防止し、要介護又は要支援状態となることを予防することを目的として、音楽療法・健康体操・創作活動等を実施しています。</li> <li>○今後多くの方に参加してもらえるよう、プログラムを充実させるとともに、広報活動に努めます。</li> </ul>
障害者ふれあいセンターの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者・児の教養の向上、文化、スポーツ、健康増進等に係る活動の推進、地域住民とのふれあい交流の場として運営を行っています。障害に対する理解を深め、福祉の増進を目的として各種教室やイベントを開催しています。また、障害者団体等への協力やその他様々な目的でご利用いただけるよう施設の貸出も行っています。障害者が地域で孤立することなく、安心して生活することができる環境づくりを推進します。</li> <li>○スポーツ教室や文化教室、イベント、貸館業務等の現在行っている事業内容を広く市民に知ってもらい、利用・参加してもらえるよう、啓発活動を推進するとともに内容の充実を図ります。また、相互理解の場として「ふれあい交流会」を開催しています。障害のあるなし、性別、年齢に関わらずお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合う、それぞれの幸福を追求する共生社会に向けて、実行委員会で協議していきます。</li> </ul>

## 【市民・地域・事業者のみなさんに期待すること】

- 地域の行事などに参加して、顔見知りの人を増やしましょう。
- 身近にある地域の絆づくりの場・居場所に関心を持ち、支える立場として参加したり、必要な人に紹介しましょう。
- 気軽に集まれる活動・居場所などを普及し、信頼関係を築きましょう。
- 既存の活動の充実を図り、地域住民に活動を知ってもらうために積極的な情報提供を行いましょう。

## ② 公共施設の「支え合い」拠点化

地域の多世代が集い、つながりを育む場の充実を通じて、誰もが安心して過ごせる地域づくりを進めます。天理駅前広場コフフンをはじめ、地域包括ケア広場や子育て・児童育成支援拠点などを活用し、健康づくりや子育て支援、子どもの居場所づくりを推進します。

学びや交流、支え合いの機会を広げることで、地域課題の解決と地域コミュニティの活性化を図ります。

### 【 市の主な取組 】

取組	内容	担当課
天理駅前広場コフフンの運営・活用	<ul style="list-style-type: none"><li>○天理駅前広場コフフンは、多世代が集い、天理の魅力を発信し、天理で暮らすことの豊かさを体験できる拠点として、市の魅力である音楽・ダンス等をはじめとする多彩なイベントを誘致・開催するとともに、地域産品の販売を通じた産業の発信や周遊観光の拠点として、官民連携による運営により新たに賑わいを創出しています。</li><li>○にぎわいの創出とともに高齢者の健康づくりや子育て支援等、多様な主体のつながりの場として地域課題の解決や支え合いのまちづくりの拠点として、さまざまな施策・取組を市内各地域に拡散・展開させます。</li><li>○令和6年度から天理駅南団体待合所を天理大学サテライトキャンパスとして位置づけ、観光や農業について単位を取得できる講義を行っています。また学生だけでなく社会人の受講も可能であるため、学びなおしの場としても活用しています。</li></ul>	総合政策課
地域包括ケア広場（まちかど相談室）による介護予防への取組	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域包括ケア広場（まちかど相談室）を活用し、介護予防教室や健康相談、健康チェック等を実施して地域の健康づくりの推進を図ります。</li><li>○地域包括ケア広場（まちかど相談室）では認知症地域支援推進員を配置するなど、認知症に関する相談の充実を図ります。</li></ul>	福祉政策課
地域子育て支援拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○現在、市内5か所で事業を展開し、子育て中の保護者等が気軽に、自由に利用できる場を提供するとともに、子育て相談・情報提供・子育てに関する講座などを実施しています。</li><li>○ホームページやSNS等で事業の紹介をし、子育て中の親子の拠点事業の利用を促進しています。</li></ul>	こども支援課

取組	内容	担当課
児童育成支援拠点の充実	<p>○子どもが家庭や学校に自分の居場所を見つからず、孤立化するおそれがあるため、令和6年度より旧天理市御経野老人憩の家を利活用して、子どもに家庭や学校以外で、いつでも安心して過ごすことができる居場所となる場を提供する「子どもの居場所づくり」を民間事業所と連携・協働して実施しています。</p> <p>○活動の理念を、『学習支援』・『食支援』・『心の支援』の3つの柱としており、『学習支援』では、日々の宿題の支援や積極的な自主学習に対する教材や学習資料の提供による支援、『食支援』では、定期的なフードパントリーや開館時のことども食堂の実施による喫食への支援、『心の支援』では、専門の公認心理師による子どもの精神衛生指導を行うとともに、保護者に対するケアやカウンセリングなどの支援を実施しています。</p>	こども支援課
御経野児童館の利活用	<p>○令和9年度を目指して御経野児童館の施設を利活用し、民間事業者と協働で子どもの居場所づくりや地域振興に関する事業を実施します。</p> <p>○様々な悩みや生きづらさを抱え、居場所がないと感じる子どもたちを中心に、アートやデザイン教育を通じて『自己形成』と社会的なつながりを支えながら『生きる力』を育むクリエイティブスクール（養育事業）と児童館敷地内にオープンスペースを確保し、地域の皆様が集い、賑わいを創出しつつ、地域全体で子どもを支える地域コミュニティの活性化事業を実施します。</p>	こども支援課

### 【市民・地域・事業者のみなさんに期待すること】

- 年齢に関わらず主体的に学び、その成果を地域の中で広げていくことで、「地域づくり」や「まちづくり」に活かしましょう。
- 各種団体や行政等と連携を深め、保護者や地域人材を活かした教育活動にできる範囲で参画してみましょう。

## (2) 誰もが地域に出やすい環境の整備

### 現 状

- ・市では、障害のある人への情報提供支援や、福祉タクシー券の交付、A I デマンド交通の導入など、外出支援の取組を進めています。
- ・公共施設のユニバーサルデザイン化や空き家の活用、住まい支援など、住環境の整備にも取り組んでいます。
- ・校区別懇談会では、徒歩圏内に買い物施設がない地域があり、地域差が見られるとの意見があります。
- ・校区別懇談会では、交通アクセスの不便さ、買い物や医療への距離、道路の狭さなどが共通の課題として挙げられます。

### 課 題

- ・高齢者や自動車を持たない住民の移動支援を強化し、地域間の交通格差を是正する必要があります。
- ・ユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進し、誰もが安心して外出・参加できる環境づくりが求められます。
- ・情報発信の工夫により、すべての市民が必要な情報にアクセスできる体制を整えることが重要です。
- ・公共交通の充実は、ひきこもり防止や地域交流の促進にもつながるため、継続的な改善が必要です。

#### ① アクセスしやすい情報の収集と提供の充実

誰もが必要な情報にアクセスできる環境を整えるため、S N S の即時性や発信力を活かした情報提供を充実させるとともに、障害のある人にも配慮したわかりやすい表現や手段による情報発信を推進します。

点訳・音訳・遠隔手話通訳などの支援や、意思疎通支援用具の周知を通じて、情報のバリアフリー化を進め、市民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

## 【市の主な取組】

取組	内容	担当課
SNSの特性を活かした情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ SNSの特性である「即時性」「発信力」を活かし、Facebook・Instagram・LINEなど多様な媒体を利用して災害情報、緊急情報の他、市のイベント情報などを発信しています。</li> <li>○ 引き続き、市政に関する最新情報を迅速に発信します。</li> </ul>	秘書広報課広報室
様々な福祉支援や子育て支援情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な福祉制度・子育て支援制度など、年代や属性に合わせて、生活保護の手引きや高齢者の支援に関する冊子の配布、子育て情報のLINEによる情報発信などを行っています。</li> <li>○ 支援を必要とする人にとって、分かりやすいように窓口やホームページご案内をしていきます。</li> </ul>	健康福祉部 健康・こども家庭局
障害がある人に配慮したわかりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある人やその家族に対して保健、医療、福祉の情報提供のため、「障害福祉のご案内」の内容を充実するとともに、市ホームページや広報紙「町から町へ」、パンフレットなどを活用し、必要な情報提供をわかりやすい表現等で行っています。</li> <li>○ 引き続き「障害福祉のご案内」や市ホームページ、広報紙等において内容を充実するとともに、障害のある人に配慮したわかりやすい情報提供を図ります。</li> </ul>	秘書広報課広報室 社会福祉課
情報のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害のある人の情報入手を支援するため、「テープ天理」、点訳サークル「さくら」等のボランティア団体等との連携を図り、音声や活字資料の点訳、音訳などを行うとともに、ろう者が情報を取得しやすいように、遠隔手話通訳を行っています。また、障害のある人のコミュニケーションや情報を容易にするため、日常生活用具の情報・意思疎通支援用具の給付について周知を行い、利用促進を図っています。</li> <li>○ 障害のある人の情報入手を支援するため、情報のバリアフリー化を進めます。</li> </ul>	社会福祉課

## 【他の取組】

- 介護保険サービスの情報提供の推進  
⇒ 第6次総合計画・高齢者福祉計画 参照

## 【市民・地域・事業者のみなさんに期待すること】

- 広報紙や回覧板、SNSなどを活用し、関心を持って情報を得るようにしましょう。
- 情報発信の際には、ホームページの文字サイズや色、ふりがな設定など、だれもが利用しやすい表示や伝達の方法、操作の工夫などに取り組みましょう。
- 多くの住民が参加できるよう行事の企画や運営など、活動内容の工夫や充実に取り組み、魅力をPRしましょう。
- 地域の支援機関・団体同士で積極的に交流を図りましょう。

## ② 社会参加等を促進する交通の充実

高齢者や障害のある人など、移動に困難を抱える市民が安心して外出できるよう、地域公共交通の整備と移動支援の充実を図ります。

A I を活用した乗り合い送迎サービス「チョイソコてんり」など、交通空白地帯の解消や生活に必要な移動手段の確保に向けて、住民・行政・関係者が協働しながら利便性の向上とサービスの持続に取り組みます。

### 【 市の主な取組 】

取組	内容	担当課
地域公共交通（チョイソコてんりを含む）の整備及び推進	<p>○交通空白地帯の解消や、高齢者などの交通弱者の利便性の向上、医療施設、商業施設、公共施設等への移動手段の確保に向け、A I を活用したデマンド型乗り合い送迎サービス「チョイソコてんり」を運行しています。</p> <p>○「チョイソコてんり」は、市民の暮らしに必要な不可欠な移動手段であることから、住民、行政、関係者の協働により、運行サービスの維持を図ります。運行サービス内容と利用実態、利用ニーズ等に乖離が生じる場合は、効率化や利便性向上の観点より、住民、行政、関係者が協働して、必要な改善を実施します。</p>	総合政策課

### 【 その他の取組 】

#### ○ 移動支援事業の推進

⇒ 第6次総合計画・第7期障害福祉計画 参照

#### ○ 福祉タクシー利用券の交付

⇒ 第6次総合計画 参照

### 【 社会福祉協議会の取組 】

取組	内容
車いすやシニアカーの貸出	<p>○緊急的又は一時的に車いすを必要とする方に対し、短期間の貸出を行っています。また、一時に短期間シニアカーを必要とする方に対し、貸出すことにより日常生活の便宜を図ります。</p> <p>○必要とする方の利便性の向上を図るため、引き続き貸出を実施とともに、「社協だより」等で周知します。</p>

### ③ 住みよい生活環境の向上

高齢者や障害のある人、生活に困難を抱える人が地域で安心して暮らせるよう、居住支援体制の強化とバリアフリー化を推進します。

福祉と住宅施策の連携により、住まいの相談支援や利用援助を充実させるとともに、地域の特性に応じたユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。また、ゴミの戸別収集など生活支援の取組を通じて、誰もが住みよい環境で自立した生活を送れる地域づくりを目指します。

#### 【 市の主な取組 】

取組	内容	担当課
空き家対策と活用の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○平成29年度より「天理市空き家バンク」を開設し、市内にある空き家の所有者と利用希望者との連絡調整や情報提供、地域への移住のサポート等を行っています。</li><li>空き家物件を利活用することで、倒壊や周辺への悪影響をもたらす恐れのある「危険空き家」発生の抑制や、移住者受け入れによる地域活性化を図っています。</li><li>○今後は地域住民に向けた空き家相談会の実施や、空き家の適正管理の啓発等を行い、安全な居住環境を維持するために、地域と協力しながら取り組みます。</li></ul>	総合政策課
居住支援の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者や障害のある人、生活困窮など住まいについての困りごとを抱える方々（要配慮者）が地域で安全・安心して暮らすことができるよう、居住に関する相談支援や利用援助等を行い、福祉施策と住宅施策が連携した居住支援体制の強化を図っていきます。</li><li>○居住支援法人である社会福祉法人やすらぎ会や地域包括支援センター、福祉サービス事業所等と連携し、要配慮者への支援を実施していきます。</li></ul>	福祉政策課 社会福祉課 介護福祉課 建築課
バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能を適切に誘導し、コンパクトで安全なまちづくりと地域交通の再編を行うなかで、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、地域の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めています。</li><li>○年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが暮らしやすい都市環境の構築を推進します。</li></ul>	都市整備課
ぬくもり収集の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○日常のごみの排出が困難で、親族や近隣住民の協力を得られない高齢者・障害のある人等の世帯に対して、戸別に玄関先等でごみ収集を行うことにより、住みよいまちづくりを推進することを目的とします。</li></ul>	環境業務課

#### 【 その他の取組 】

##### ○ 立地適正化の推進

⇒ 第6次総合計画・立地適正化計画 参照

### (3) 安心・安全な生活環境づくり

#### 現 状

- ・市では、避難行動要支援者名簿の整備や自主防災組織の育成、防災士の研修などを通じて地域の防災力向上に取り組んでいます。
- ・防犯面では、防犯カメラやLED防犯灯の設置、特殊詐欺防止機器の補助、見守りボランティアの支援などを継続しています。
- ・関係団体アンケート調査では「防犯・防災の安全対策」が地域課題として最も多く挙げられており、災害時の備えや避難行動への関心は年齢層によって差があります。
- ・校区別懇談会では、防災訓練の未実施、防災意識の低さ、地域のつながり不足などが共通の課題として指摘されています。

#### 課 題

- ・災害時に迅速な対応ができるよう、平常時から地域内のつながりを強化し、避難支援体制の整備と訓練の充実が必要です。
- ・防犯意識の向上とともに、地域ぐるみの見守り活動や再犯防止への理解促進が求められます。
- ・高齢者や障害のある人など、支援が必要な住民の情報を地域で把握し、災害時に適切な対応ができる体制づくりが重要です。
- ・誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、防災・防犯の両面から継続的な啓発と支援が必要です。

#### ① 地域における防災体制の充実

自主防災組織や防災士の養成を通じて地域防災力の向上を図ります。

避難行動要支援者名簿の活用や安否確認訓練を通じて、支援が必要な人への対応体制を強化するとともに、福祉避難所の整備により、障害のある人や高齢者が安心して避難生活を送ることができる環境を整備します。行政と地域が連携し、相互に支え合える防災体制の構築を推進します。

## 【市の主な取組】

取組	内容	担当課
地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織に対する研修会や啓発等の実施、市防災訓練において防災士の避難所運営訓練への積極的参加を図ります。また、災害時には行政と連携をとりながら消防団によるパトロールや被害場所の養生などを行います。</li> <li>○今後も引き続き、自主防災組織及び防災士の地域防災力の向上を図ります。</li> </ul>	防災安全課
避難行動要支援者の避難支援対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から情報を、自治会長、自主防災組織会長、民生委員・児童委員、消防署と共有し、災害時の安否確認等に役立て、要支援者の被害の減少を図っています。</li> <li>○災害時に円滑な要支援者名簿の活用ができるよう、市防災訓練等において要支援者名簿を用いた要支援者安否確認訓練を実施します。</li> </ul>	防災安全課 社会福祉課 介護福祉課
福祉避難所（二次的避難所）の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害等により避難所での生活を余儀なくされた際に、障害のある方が少しでも安心して生活を送ることができる環境を整えるため、福祉避難所の充実に向けた関係機関等との連携強化を図ります。</li> <li>○災害時において一般の方と避難生活を続けることが困難となり、特別な配慮を必要とする高齢者が安心して避難生活を送ることができるよう、特別養護老人ホーム等の施設を避難所として利用します。</li> </ul>	社会福祉課 介護福祉課
災害ボランティアセンターの設置及び運営	○災害時には、天理市社会福祉協議会と締結した協定書により、市の要請に基づき迅速に災害ボランティアセンターの設置及び運営を行います。	防災安全課 文化センター 図書館

## 【他の取組】

- 相互応援体制・協力体制の整備
- 災害ボランティア活動  
⇒ 第6次総合計画・地域防災計画 参照
- 再犯防止の推進 再犯防止  
⇒ 再犯防止推進計画 参照

## 【社会福祉協議会の取組】

取組	内容
災害時の災害ボランティアセンターの設置及び運営	<ul style="list-style-type: none"><li>○災害時には天理市と締結した協定書により、市の要請に基づき迅速に災害ボランティアセンターの設置及び運営を行います。</li><li>○災害ボランティアセンターの設置運営訓練等の研修会を開催するとともに、災害ボランティアセンター設置及び運営マニュアルを適宜更新していきます。</li><li>○災害ボランティアの事前登録を行います。災害ボランティアセンターの運営補助及びボランティア活動の調整役としてのボランティアコーディネーターを募集するとともに、市内の被災者の生活再建支援のため自主的に救援活動に参加いただける方の登録も呼びかけます。</li><li>○天理青年会議所と「災害時における協力体制に関する協定」を締結しました。また天理市シルバー人材センターと「災害時における資機材貸与協力体制に関する協定」を締結しました。今後は被災者の支援に向けた災害ボランティア活動をより迅速かつ効果的に進める為、平常時から青年会議所と連携し協力体制を充実します。また、他の関係団体とも協働体制の構築を推進します。</li></ul>

## 【市民・地域・事業者のみなさんに期待すること】

- 「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、そのための知識や技術を身につけましょう。
- 平常時から住民同士の顔の見える関係づくりを進め、地域防災力の向上に努めましょう。
- 防災訓練に積極的に参加してみましょう。
- 災害時の災害時避難行動要支援者の見守り体制を整えましょう。

## ② 地域における防犯・事故防止対策の推進

高齢者や障害のある人が安心して暮らせる地域づくりのため、消費者トラブルや犯罪被害の未然防止に向けた啓発と支援を強化します。

警察や地域団体と連携した消費者トラブル抑制のための見守りネットワークの構築や、相談窓口の周知、通いの場での情報提供を通じて、予防意識の向上を図ります。

また、防犯ボランティア活動への支援を通じて、地域全体で安全・安心を守る体制づくりを推進します。

## 【市の主な取組】

取組	内容	担当課
消費者見守りネットワークの構築	○令和6年10月に天理市消費者安全確保地域協議会を設置し、警察などの関係機関や地域団体等と消費者見守りネットワークを構築し、高齢者への消費者意識の啓発や、適切な情報提供を行い、消費者トラブルの未然防止に努めます。	市民総活躍推進課
高齢者・障害のある人への啓発強化	○高齢者を対象にした詐欺や高齢者を狙った犯罪が増加していることから、市広報紙やホームページ等での情報発信とともに、消費者センターや警察の相談窓口の周知を行います。また、通いの場等に出向いて情報提供と予防の意識喚起を行います。 ○電話による特殊詐欺等の被害防止のために、特殊詐欺等防止対策機器購入にかかる補助を実施します。	防災安全課 福祉政策課 社会福祉課 介護福祉課
防犯ボランティアに対する支援の推進	○幼児・児童の登下校園中の立哨ボランティアに地域安全ボランティアベストの配布を行い、防犯・見守り活動支援を行っています。 ○継続して地域安全ボランティアベストの配布を行い、防犯・見守り活動支援を行います。	防災安全課

## 【その他の取組】

- 消費者への意識啓発の推進
- 防犯対策に係る情報発信  
⇒ 第6次総合計画 参照
- 交通安全啓発活動の推進  
⇒ 第6次総合計画・交通安全計画 参照

## 【市民・地域・事業者のみなさんに期待すること】

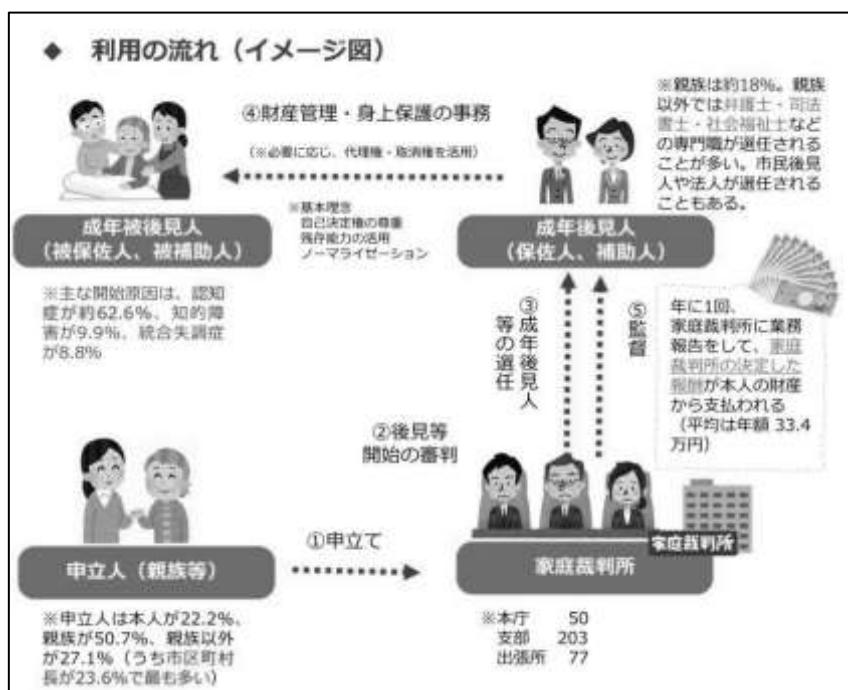
- 犯罪・消費者被害に関する情報等に注意を払い、防犯・消費者被害防止に関する知識を身につけましょう。
- 普段の消費生活に関する不安や疑問はすぐに周囲に相談しましょう。
- 消費者被害に遭いやすい高齢者等に対し、消費生活の安全確保を図るとともにトラブルに関する民間事業者として受け付けるなど、被害の発生・拡大を未然に防ぐ体制を整えましょう。
- 日頃から隣近所や地域でいさつや声かけを行い、子どもの安全を守る見守り活動等にできる範囲で取り組むなど地域の防犯力の向上に努めましょう。

# 成年後見制度利用促進基本計画

## 1 成年後見制度とは

認知症の人や障害のある人のうち、判断能力が十分でない人に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人の財産の管理、福祉サービスやその他の契約等を行い、本人の財産と権利を守り、その生活を支援する制度です。

### 【成年後見制度の利用について】



出典：厚生労働省「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について」

## 2 計画策定の背景・趣旨

### （1）国・奈良県の動向

国では、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、平成28年に「成年後見制度の利用促進に関する法律」（平成28年法律第29号）が発令され、平成29年に「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定）、令和4年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）が策定されました。

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、「全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指す」こととし、その中で「中核機関」の設置及び地域連携ネットワークの構築が市町村の役割となっています。

奈良県では、尊厳ある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善（適切な後見人等の選任・交代の推進等、後見人等に関する苦情等への適切な対応、報酬助成の推進）や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの支援、担い手の確保・育成等の推進（担い手育成方針の策定、市民後見人養成講座の実施等）等を行うとともに、市町村への後方支援についても実施しています。

## （2）本市の現状

高齢化・単身化が進む中、全国的に成年後見制度が必要となる事例が増加傾向にあり、本人の財産の管理、福祉サービスの利用援助、日常生活の援助等、成年後見制度のニーズは年々増加していくことが見込まれます。

本市では、令和6年における認知症と判定された割合は40.6%であり、直近の推移として減少傾向であるものの、今後高齢化率が上昇することで認知症の人の割合が増加することが見込まれます。また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得者数が年々増加傾向となっています。このことから本市でも一定程度の需要があることがうかがわれます。

本市の施策としては、現在障害のある人や認知機能が低下した人で、親族や身寄りがないなどの理由により成年後見制度申立てを行うことができない場合に、市長による成年後見制度の申立てを行っています。

また障害のある人や認知機能が低下した人に対する成年後見制度の利用促進として、各種啓発を行うとともに、制度利用の費用負担が困難な人に対して申立費用・報酬の助成を実施しています。

## （3）成年後見制度利用促進に関する課題

単身高齢世帯の増加により支援対象者が増加することが考えられます。身寄りのいない人が増加することで、市による支援が必須となり、その対応が急務となっています。

これまで高齢福祉や障害福祉などの各分野で権利擁護における支援が必要な人へ行政や民生委員、N P Oなどがそれぞれ支援を実施してきましたが、今後それぞれの支援機関が役割分担を行い、連携して支援を実施していくなければなりません。

そのためには高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくり、成年後見制度の普及啓発・利用促進や後見人等の担い手の育成など、市・市社会福祉協議会が連携し、さまざまな関係機関との「地域連携ネットワーク」を構築し、成年後見制度の利用がしやすい地域づくり・体制の整備を図ることが必要です。

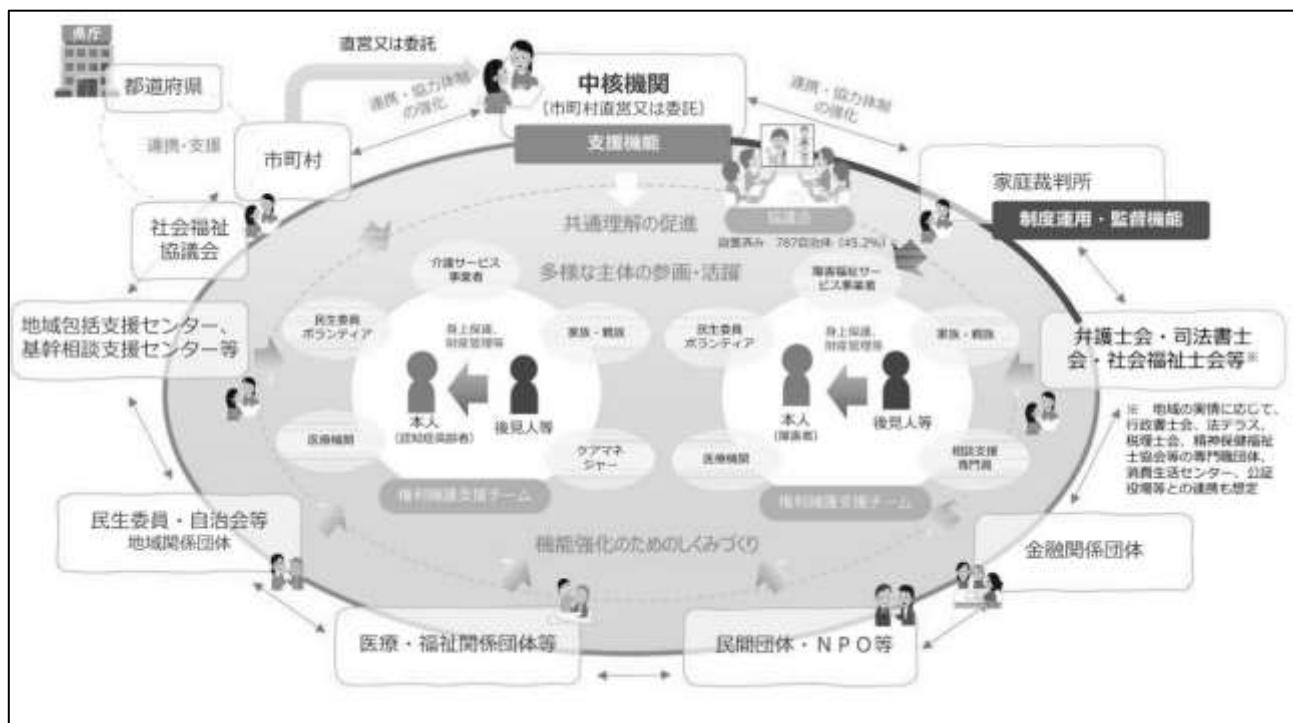
### 3 施策の基本方針

#### (1) 権利擁護の地域連携ネットワークの構築について

市、市社会福祉協議会、自立支援協議会、民生児童委員協議会、地域包括支援センター、サービス提供事業者等の関係機関の連携を一層深め、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職との連携や家庭裁判所からの支援などを得ながら、「チーム」として動くことができるよう、「地域連携ネットワーク」の構築を進めていきます。

地域連携ネットワークの構築について、専門職や関係機関等と連携し、地域の課題を話し合う「協議会」を組織し、医療・福祉・司法等につながる仕組み・体制づくりを推進していきます。また「中核機関」機能を市・社会福祉協議会で担い、支援が必要な人への適正な権利擁護支援を実施していきます。

#### 【地域連携ネットワークのイメージ】



出典：厚生労働省「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について」

## （2）相談支援体制の強化と後見人等の支援

市、市社会福祉協議会が連携し、成年後見制度の広報や相談の強化に努め、成年後見制度の利用促進に積極的に取り組み、後見人等支援に関する取組等を推進していきます。

広報誌等を活用し、権利擁護や成年後見制度に関する知識や意思決定支援の大切さの普及啓発、成年後見制度の相談窓口の周知を行います。成年後見制度の相談窓口は、市・地域包括支援センター・社会福祉協議会で行い、支援につながるよう相談援助を実施していきます。引き続き、市長による申立て手続き、申立費用・報酬助成を行うことで、成年被後見人等の権利擁護に努めます。

また適切な後見人等の選任等ができる仕組みづくりや後見人等候補者の検討、後見人等の担い手の育成につながる取組を検討し、成年後見制度の利用がしやすい地域・体制づくりを進めていきます。

## （3）権利擁護における社会福祉協議会との支援連携強化

令和7年度から市社会福祉協議会では法人後見を受託・運営を行い、今後市やその他関係機関と連携を行っていきます。

# 再犯防止推進計画

## 1 計画策定の背景・趣旨

平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、地域の状況に応じた再犯防止施策を実施する責務を有すること、国の「再犯防止推進計画」を勘案して「地域再犯防止推進計画」を定める努力義務があることが明記されました。

犯罪をした者等の中には、生活困窮、依存症、孤独・孤立など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。また令和6年度の奈良県における再犯率は44.1%であり、安心・安全な地域社会づくりを推進するうえで、再犯防止は大きな課題となっています。

そのためには社会復帰後、関係機関が連携・協力し、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を実施する必要があります。

## 2 再犯防止を取り巻く現状

### 【「居場所づくり（住居）」と「出番（就労）」の必要性】

刑務所出所者等の多くは、出所後帰るところがないまま出所したために、住むところがなく、再犯に及ぶ割合が高くなっています。また刑務所再入所者で、再犯時に無職であった者は、有職者に比べて非常に高い割合となっています。

そのため、再犯防止のためには住居・就労の確保が非常に重要となっています。

安定した住居と就労を確保し、社会の中で自分が必要であると感じることで、自己像（自己有用感・自尊心・自己肯定感等）を確立し、更生への努力に繋がると考えられます。

### 【再犯防止や非行の未然防止における広報・啓発活動の推進】

犯罪をした人等が円滑に社会復帰するためには、地域の理解と協力が非常に重要です。

そのため、保護司会や更生保護女性会、協力雇用主など更生保護や再犯の防止に携わる団体の周知活動や、「社会を明るくする運動」等、地域での啓発活動や非行の未然防止に向けて小中学校と連携した教育を推進していく必要があります。

### ③ 施策の展開

#### （1）保護司会による取組

保護司会では、刑務所出所者等の就労への指導・支援（困りごとへの相談窓口）としての役割を担うとともに、更生保護女性会、協力雇用主、民生児童委員、教育機関等団体との連携を行い、犯罪や非行をした人について、地域ぐるみでその立ち直りを見守り、支援することで再び犯罪や非行に陥らないような環境づくりを目指します。

そこで保護司会では現在、「社会を明るくする運動」の一環として、小中学校での作文コンテストや、保護司の活動紹介と犯罪の未然防止を目的とした出前授業を実施しており、今後引き続き地域での再犯防止に対する理解の醸成に向け取り組んでいきます。また7月には再犯防止啓発月間の活動として天理駅前広場コフフンでのイエローライトアップや街頭啓発活動を実施していくとともに、警察や教育機関と連携のもと、低年齢化する薬物依存症に関する防止啓発活動を行っていきます。さらに、更生保護施設や刑事施設への視察研修、更生保護女性会との合同研修会など更生保護に関する研修を行うことで、保護司の資質向上や自己研鑽に努めます。なお、持続可能な保護司活動に向け、学生のサークル活動、若者のボランティア活動を通してBBS会への参加や協力が、将来の保護司確立に繋げるため、学校や学生、地域への働き掛けが必要です。

#### （2）更生保護女性会の取組

更生保護女性会は少年院や更生保護施設である至徳会への手作りのお餅や野菜の提供を行うとともに、少年院や至徳会での各種イベントに参加し、入所者と交流するなど今後も継続して更生保護活動に取り組んでいます。また、出所者等の円滑な社会復帰を目的とする一般社団法人かがやきホームの研修生との交流を続けていくことで、更生保護に向けて支援を行っていきます。そのほか愛の善意募金活動を行っており、集まった募金は少年院や至徳会において生活用品の購入などに活用し、今後も継続して支援を実施していきます。

#### （3）協力雇用主・職親企業の取組

協力雇用主・職親企業では、出所者等の孤独感や疎外感、不安・不満などを少しでも解消し、生きがいのある生活を過ごすことができるよう目指し、就労の機会だけでなく、住居、食事の提供、礼儀の指導を行い、金銭や周囲の環境、障害などの理由から立ち直りが困難な人が、仮出所時、仮退院時の働きたい、更生したい、迷惑をかけないといった更生意欲を維持し、再犯に至ることがないよう、立ち直りに寄り添った支援を行っていきます。

## (4) 市の取組

本市では保護司会の活動拠点となる更生保護サポートセンター天理の開設や、事業への助成など保護司会・更生保護女性会が活動しやすい環境を整備していきます。その他本市のホームページ等において、保護司会や更生保護女性会の活動を紹介し、市民の更生保護活動への理解促進を図っていくとともに、住居・医療・保健・子育て等福祉及び教育支援などの各分野をこえた包括的支援体制の整備に向けた取組を推進していきます。

## (5) 保護司、更生保護女性会等の適任者の確保に関する取組

犯罪や非行をした人たちの立ち直りや、誰もが共生できる安心安全な地域社会を築くための担い手を見つけるため、市役所への働きかけや地域活動を通じた紹介、学校への出前授業を通じた更生保護への理解醸成、ボランティア活動や地域活動に参加している人への啓発活動に取り組んでいきます。



保護司会・更生保護女性会では活動に必要な知識について講師を呼んでの研修を実施し、自己研鑽に努めておられます。



保護司会女性部、更生保護女性会で餅つきをし、できたお餅を少年院・至徳会へお届けしています。



地域の小中学校で犯罪・非行の未然予防のための出前授業を行っています。

## 保護司とは

保護司は、保護司法により法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であり、ボランティアです。天理地区保護司会には現在 28 名の保護司が所属しており、犯罪や非行をした人たちが、再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える活動や、犯罪予防活動などを行っています。

## BBS会とは

BBS会とは、Big Brothers and Sistersの頭文字をとった略称で、BBS運動とは、こども・若者が非行に陥っても立ち直ることができ、生きづらさを抱えながらも安心して生きていける社会を築こうとする、青年が先導する全国的な運動のことです。

## 更生保護女性会とは

更生保護女性会は、女性としての立場から、地域社会から犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成と犯罪者、非行少年の更生を目的としたボランティアです。天理地区更生保護女性会には現在 19 名の会員が所属しており、更生保護活動をはじめ、さまざまな活動を行っています。

## 協力雇用主とは

協力雇用主は、犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的にそれらの方々を積極的に雇用し、就労機会だけでなく社会生活が送れるよう食事の提供や指導など立ち直りを支える民間の事業主です。保護観察終了後の再入所者のうち、無職者の割合は、有職者の約4倍となっており、就労支援は大きな課題となっています。

※ 「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省が唱える全国的な運動です。

## 更生保護とは

更生保護は、犯罪や非行をした人に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことで、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助け、安心安全な地域社会を作る活動です。これらの方々の中には生活困窮、依存、孤独孤立など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在するため、彼らが社会復帰した際、地域社会の中で孤立せず再犯しなくても良い環境を整える必要があるため、更生保護には地域社会での理解・協力が非常に重要となっています。

# 認知症施策推進計画

## 1 計画策定の背景・趣旨

### (1) 計画策定の背景

わが国では、急速な高齢化が進む中で、認知症の有病率が増加し続けています。団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、65歳以上高齢者人口が3,677万人となると予想され、そのうち5人に1人にあたる約700万人が認知症になるといわれています。認知症はいまや特別な病気ではなく、誰もがなり得る身近な課題であり、地域社会全体で認知症に向き合うための取組が必要です。

こうした状況を受け、国では、平成27年（2015年）1月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定し予防や医療・介護の体制整備、普及啓発を進めてきました。さらに令和元年（2019年）6月には「認知症施策推進大綱」がまとめられ、本人や家族の尊厳を守りつつ、共生社会を実現するための方向性が示されました。そして令和5年（2023年）6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、市町村に対して「認知症施策推進計画」の策定努力義務が課され、当該市町村の実情に応じた計画づくりが求められています。

本市においても、これまで認知症カフェや予防教室、見守りネットワークづくりなど、地域に根ざした取り組みを進めてきましたが、今後さらに高齢化が進む中で、認知症の人やその家族を取り巻く課題は多様化・複雑化していきます。特に新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に地域活動や対面での支援が制限される状況が続きましたが、感染症の収束に伴い、地域のつながりや支援体制の重要性が再認識され、活動の再開・充実に向けた取り組みが徐々に広がりつつあります。こうした状況を踏まえ、国の基本法や県の計画の理念に基づき、地域住民の意見や認知症の人・家族の声を反映しながら、「認知症の人にやさしいまちづくり」を一層推進していくことが必要です。

本市では、これらの背景を踏まえ、今後の諸課題に対応し、誰もが安心して暮らせる持続可能な共生社会の実現をめざして「天理市認知症施策推進計画」を策定します。

## （2）計画の目的と目標

本計画は、認知症基本法第13条の規定に基づく「市町村認知症施策推進計画」として策定するものです。認知症の予防、早期発見、安心できる支援体制の整備、そして認知症についての正しい理解を広げる啓発活動を総合的に進めていくことを目的としています。また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する「市町村地域福祉計画」、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」および介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」など、認知症施策に関連する事項を定めるものと調和を図りながら策定しています。

市民の意見や認知症の人・家族や支援者の声を反映し、共に支え合う仕組みを作ることで、誰もが安心して暮らせる持続可能な地域社会を目指します。施策の実施にあたっては、国の「認知症施策推進基本計画」で示された国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、奈良県が策定した「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」における「認知症施策の推進」に基づき、認知症の人にやさしい地域づくりを一層進めていきます。

## （3）計画の期間

本計画は「天理市地域福祉計画」と一体的に策定しており、令和8年度を初年度として令和12年度までの5年間を計画期間とします。

## 2) 認知症に関する現状

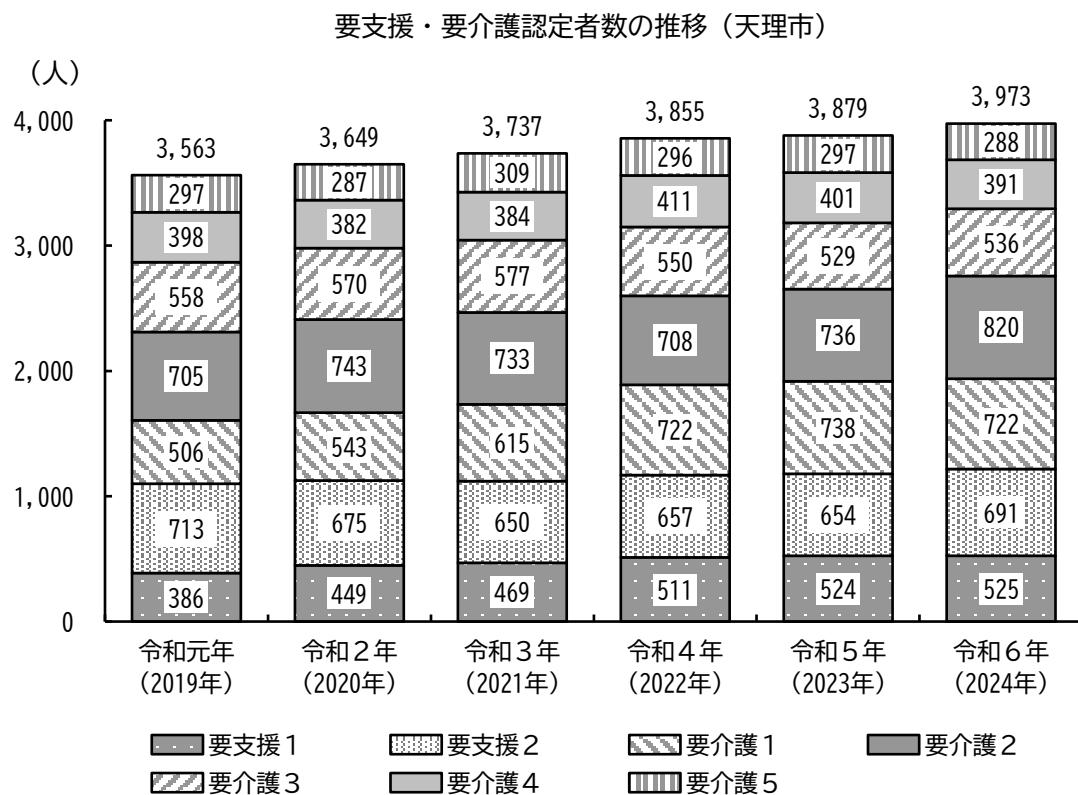
### (1) 認知症高齢者数の見通し

本計画期間の被保険者数及び要介護（要支援）認定者数の推移は、次のとおりとなっています。

#### 【要介護（要支援）認定者数の推移】

##### 現 状

天理市の65歳以上の高齢者における要介護（要支援）認定者数は令和6年には3,973人となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

## 【認知症高齢者の状況】

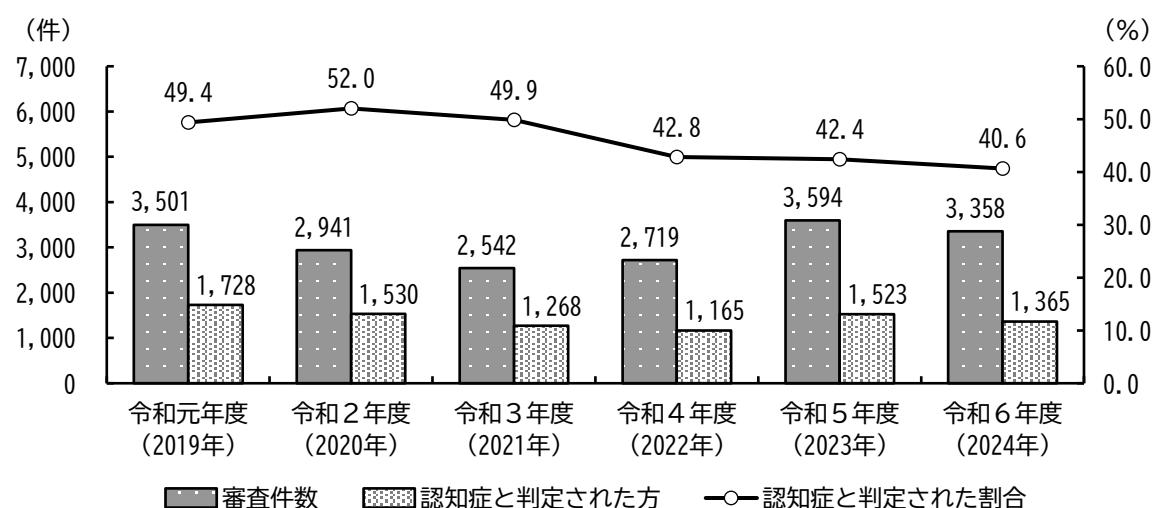
### 国・県内の推計

新オレンジプランに基づく有病率研究では、認知症高齢者の有病率は、2025年には **18.5～20.0%** とされ、奈良県全体では **78,879～85,274人** と推定されています。  
(奈良県認知症施策推進計画より)

### 天理市における認知症高齢者の推移

要介護認定の審査件数から、認知症高齢者の状況をみると、令和4年度までは減少傾向が続いており、令和5年度以降も1,600件を下回っています。令和6年度は要介護認定にかかる審査件数は3,358件で、そのうち40.6% (1,365件) が日常生活に支障をきたす認知症の症状のある人でした。

要介護認定審査件数と認知症の判定数の推移



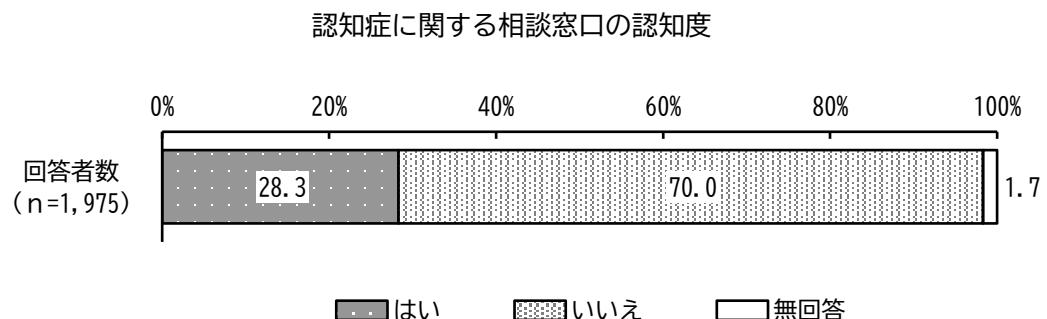
資料：介護福祉課（各年度3月末現在）

## (2) アンケート調査の結果

「天理市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定にあたって実施した市民アンケートでは、認知症に関する相談窓口を知っていると答えた人は28.3%にとどまり、70.0%が知らないと回答しました。このことから、相談先が十分に知られていない現状がうかがえます。

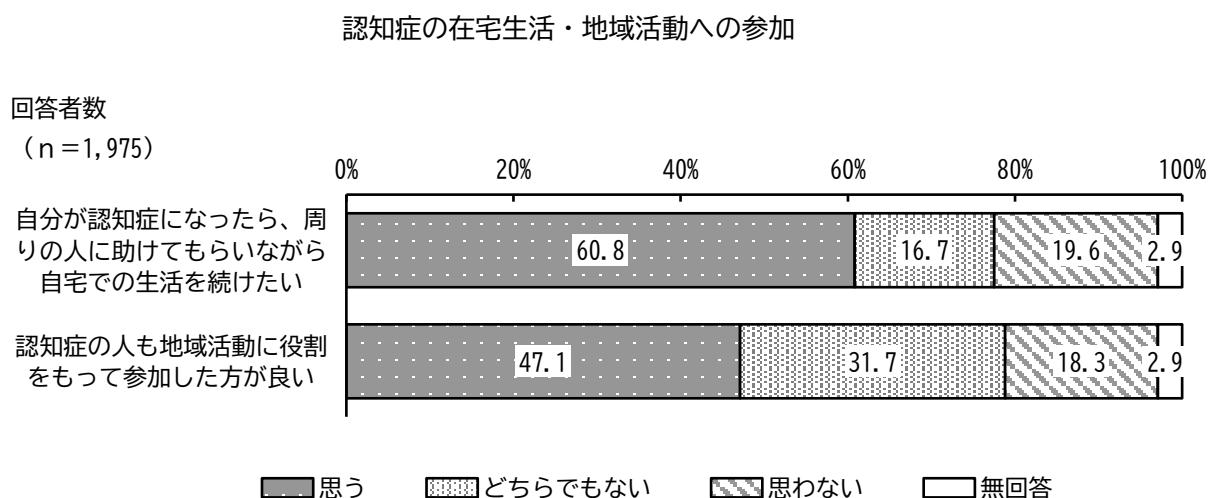
また、「自分が認知症になっても周りの人に助けてもらいながら自宅で暮らしたい」と答えた人は60.8%に上りました。さらに、「認知症の人も地域活動に役割を持って参加した方が良い」と答えた人は47.1%となっており、地域での共生に前向きな意識が一定程度示されています。

### 【認知症に関する相談窓口の認知度】



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和4年度）

### 【認知症の在宅生活・地域活動】



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和4年度）

### (3) 認知症の人とその家族の想い

認知症施策は、すべて認知症当事者の視点に立ち、認知症の人やその家族・関係者の意見を踏まえて推進することが基本です。本市においても、認知症施策推進計画の策定にあたり、認知症カフェ等の場に出向いて、認知症の人やその家族・関係者の声を直接伺う機会を設け、貴重な意見を多数いただきました。

以下に示すのは、本市で暮らしている認知症の当事者やその家族の声の一端です。これらを受け止め、たとえ認知症になっても住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせるまちづくりを進めていくことが必要です。

#### 本人の言葉

- ・毎日楽しい
- ・特に困っていることはない
- ・遠方の家族も頻繁に連絡してくれる
- ・友達とおしゃべりもできて、今の生活に満足している
- ・認知症ということを周りに知られるのは恥ずかしい
- ・認知症と診断されてホッとした
- ・認知症になってしまって、みんなに迷惑をかけてしまう



#### 家族の言葉

- ・大変な時期もあったが今は毎日デイを利用しててくれて、やっと落ち着いてきた
- ・グループホームを数年前から予約し、あと少しで順番がまわってくる
- ・施設に入所したらお金はかかるが、もう自分も歳だし体力もなくなり家でずっとは無理
- ・トイレに行っている間に勝手に出かけていなくなったりしたことがあり、ゆっくりトイレもできず、気が休まらない
- ・介護疲れで自分の気持ちが不安定になり、精神科を受診したことがある
- ・施設入所の順番がまわってきたが、まだ本人も家族も気持ちの整理がついておらず、今回はお断りした
- ・近所の知り合いや友達には介護の話はしてもわかってもらえないで、あまり話さない
- ・施設入所している親の面会に行くと、帰りたいと言われてつらい
- ・介護でつらいときは、日記に気持ちを書き、自分を落ち着かせている
- ・力っキカフェで皆さんとの情報交換ができ、その経験を参考にしたい
- ・出かける機会を増やすために、力っキカフェのような企画をもっと増やしてほしい
- ・力っキカフェにきて喋ると元気になるが、家に帰ると現実に戻りつらいことがある
- ・夫が認知症になってから、こどもたちが寄り付かなくなったりのが悲しい
- ・これから先、認知症が進んできたら、どうしていけばよいのか不安



### 3 計画の基本的な考え方

#### (1) 基本理念

##### 【 基 本 理 念 】

###### 「認知症になっても安心して暮らせるまち」

認知症になっても「できること」「やりたいこと」を大切にし、仲間とつながりながら希望を持って暮らし続けられるという「新しい認知症観」に基づき、認知症を個性の一部として尊重する共生社会の実現を目指します。

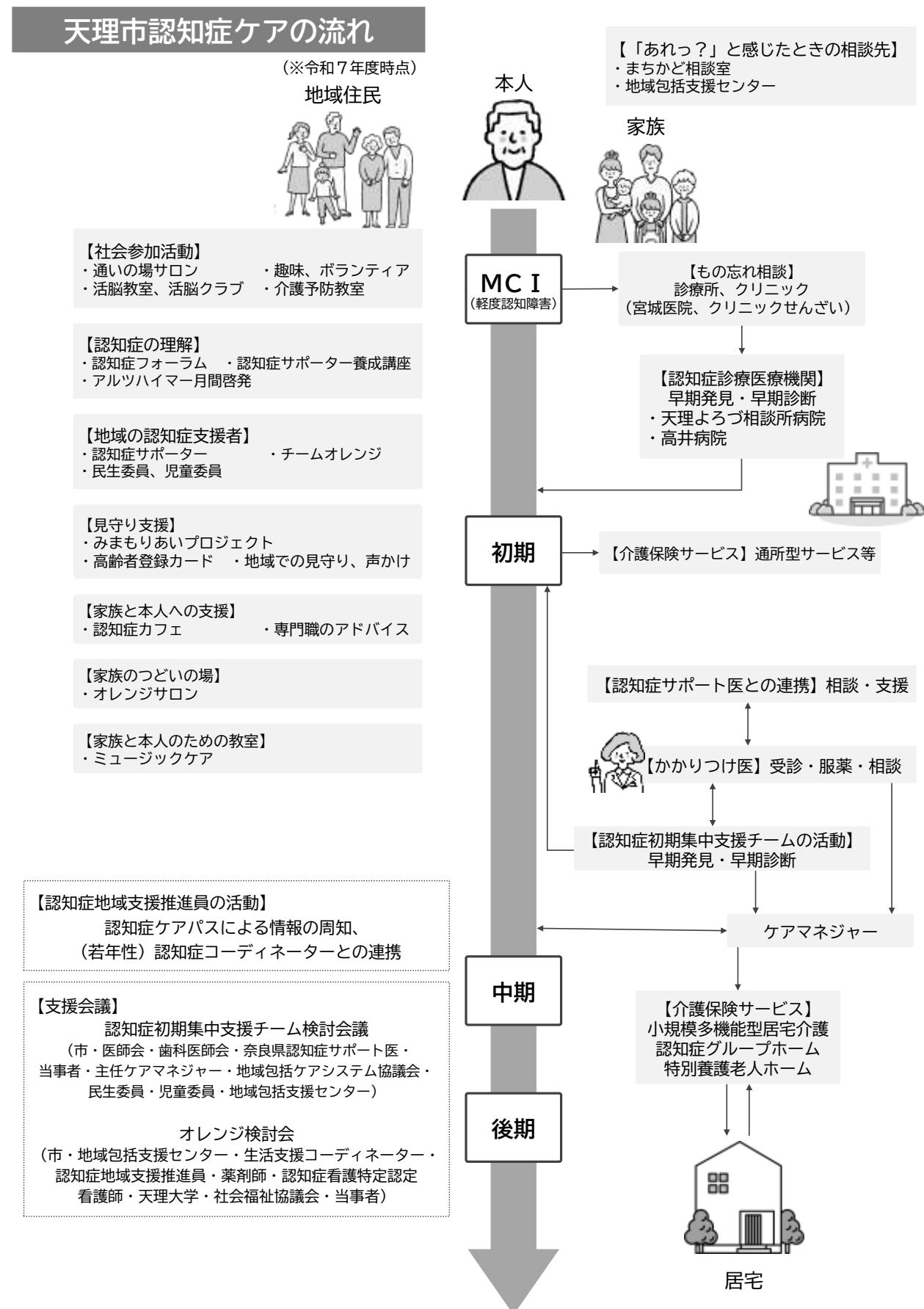
本市の認知症施策は、認知症高齢者の増加を見据えて国が策定した「認知症施策推進大綱」（令和元年）に基づいて展開されています。大綱では、認知症の発症をできる限り遅らせ、たとえ認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる「幸齢社会」の実現を目指すことが基本理念として示されており、「共生」と「予防」を両輪として推進することが求められています。

また、令和5年6月に制定された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（第1条・第13条）では、認知症に関する正しい知識と理解の普及を進め、認知症を個性の一部として尊重し、その人らしい暮らしを支え合う社会づくりを推進することが定められました。この理念は、地域での暮らしを尊重し、本人・家族の視点を中心に据える本市の方向性とも一致するものです。さらに、奈良県では「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」において、県全体としての役割と方向性を定めており、本市はこれと連動しながら施策を充実させていきます。

認知症の方の意思を尊重し、予防から重度の方への対応、介護者への支援まで切れ目のない体制を整えることで、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けられる環境をつくります。

本市においても今後増加する認知症の方への対応として、「理解促進」「予防」「早期発見・対応」「本人・家族支援」の4つを柱とする総合的な認知症対策を推進します。これにより、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる共生社会の実現を目指します。

## (2) 本市の考えるケアの流れとMC I の重要性について



## MC I（軽度認知障害）への理解と早期対応の重要性について

MC I（軽度認知障害）は、加齢によるもの忘れとは異なり、本人や周囲が気づく程度の認知機能の低下がみられるものの、日常生活には大きな支障がない状態を指します。認知症の前段階とされることもありますが、すべての人が認知症に進行するわけではなく、一定の割合で正常な認知機能に回復する例もあります。

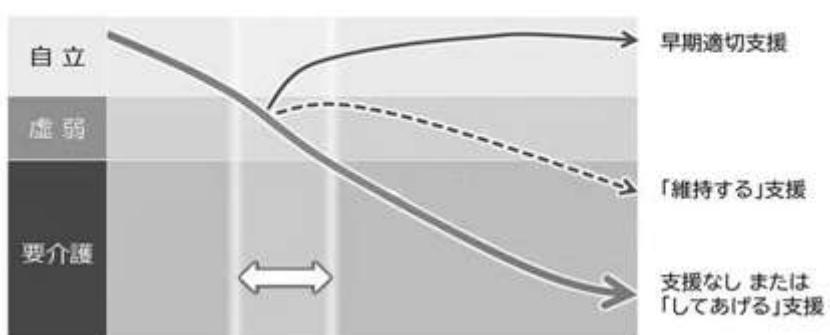
一方で、MC I の段階で生活習慣の見直しや社会参加、医療的支援などに取り組むことは、認知症の発症を遅らせたり、進行を緩やかにする可能性があるとされており、早期の気づきと対応が重要です。ただし、支援を行えば必ず改善するというものではなく、個人差が大きいことにも留意が必要です。

こうした支援の考え方として、「リエイブルメント（再自立）」が注目されています。リエイブルメントとは、本人の持つ力を引き出し、できることを再び獲得して自立した生活を目指す支援のことであり、MC I の段階においても、認知機能や生活機能の維持・向上を図るうえで有効なアプローチとされています。

本市では、MC I の段階からの早期発見・早期対応を重視し、地域での気づきの促進や相談体制の整備、かかりつけ医や支援機関との連携を強化することで、認知症の予防と本人・家族の安心につなげていきます。（「認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」の趣旨を踏まえ、本市でも認知症にやさしいまちづくりを進めていきます。

### コラム

#### リエイブルメント（再自立）の考え方



「出来なくなった状態を維持する」のではなく  
早期かつ適切な介入で、「元の暮らしを取り戻してもらう」

### （3）基本目標

「認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」の趣旨を踏まえ、本市でも認知症にやさしいまちづくりを進めていきます。認知症の予防や早期対応、本人と家族への支援、そして市民への理解を広げることを大切にした施策の方向性として、次の4つの基本目標を定めます。

#### 基本目標Ⅰ 理解促進と普及啓発

地域における認知症に関する正しい知識と理解を深めるための普及・啓発活動や地域の高齢者等の保健利用・介護等に関する総合相談窓口であるまちかど相談室と地域包括支援センターの周知を図ります。

#### 基本目標Ⅱ 予防と健康づくりの推進

運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等、認知症の予防に資する活動を推進します。

#### 基本目標Ⅲ 早期発見と早期対応

認知症早期発見・早期対応のためにかかりつけ医・認知症支援推進員、認知症初期集中支援チームの連携強化や認知症の人やその介護者の精神的、身体的な負担の軽減や生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

#### 基本目標Ⅳ 本人と家族の支援・地域の支え合い体制

認知症になっても利用しやすい生活環境の改善、成年後見制度の利用促進、若年性認知症の人への支援体制整備、社会参加を推進します。

## 4) 施策の展開

### (1) 施策の体系

[ 基本理念 ] [ 基本目標 ]

[ 具体的施策 ]

認知症になつても安心して暮らせるまち



## (2) 施策の主な取組

### 基本目標Ⅰ 理解促進と普及啓発

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるためには、地域全体が認知症について正しく理解し、共に支え合う社会を築くことが必要です。そのため、幅広い世代に向けて、認知症の普及啓発を進めるとともに、認知症の人や家族を支える「認知症サポーター」の養成を推進します。また、世界アルツハイマー月間の機会を活用して啓発イベントを実施し、認知症への理解を広げます。また、本人や家族自身が思いや経験を発信できる機会を設け、その声を地域づくりに活かしていきます。

#### 現状と課題 //

本市では、認知症に対する正しい理解の普及のため「認知症サポーター養成講座」を実施しており、令和6年3月末時点で延べ6,617名が受講しています。

一方で、現在も「認知症の人というのは、何もわからなくなってしまう」「認知症というのは恥ずかしい病気である」といった誤解や偏見に苦しむ認知症の人やその家族が少なくありません。このような偏見を払拭するためには、市民一人ひとりが認知症の人もそれぞれ想いを持って行動していることを理解し、その想いを尊重できるように、認知症に関する正しい知識を持つことが重要です。

#### 主な取組

##### ア 認知症に関する啓発・理解の促進

###### ① 認知症サポーター養成講座

- ・認知症への正しい理解を広げるため、幅広い世代を対象とした「認知症サポーター養成講座」を実施しています。小学生や中学生をはじめ、地域で活動する団体や企業、そして働き盛りの世代や高齢者まで、すべての市民が対象です。
- ・この取組により、市民一人ひとりが認知症を自分ごととして捉え、互いに助け合い、地域全体で認知症の人とその家族を見守る仕組みづくりを推進します。

###### ② 世界アルツハイマー月間

- ・毎年9月21日の「世界アルツハイマーデー」および9月を中心とする「世界アルツハイマー月間」に合わせ、認知症に関する普及・啓発イベントを実施しています。市役所や公共施設をオレンジ色にライトアップする「オレンジライトアップ」、啓発パネル展示や講演会の開催、体験型ワークショップなど、多彩な取り組みを通じて市民に認知症への理解を広げています。
- ・これらの活動は、認知症を正しく理解し、偏見や誤解をなくす契機となるとともに、認知症の人やその家族を地域全体で支える機運を高める重要な機会です。市民一人ひとりが認知症に向き合い、支え合う地域づくりを進めています。
- ・アルツハイマー月間に合わせて、専門医や当事者による講演会を開催し、認知症への理解を深め、共に支え合う地域づくりを推進します。

## イ 認知症当事者からの発信支援

### ① 認知症本人と家族の交流の場づくり

- ・認知症の当事者やその家族が語り合い、情報交換や学ぶ機会をもうけることで、介護負担の軽減や日々の暮らしを支えあう交流の場とします。さらに本人が思いや希望を語り合う「本人ミーティング」とも連動させ、自己決定を尊重しつつ、地域や専門職も交えた支え合いの仕組みを広げます。
- ・本人にとっても自らの思いや体験を語ることが尊重され、地域で役割やつながりを持ち続けるきっかけとなります。情報交換や学び合いを通じて、認知症を抱えても自分らしく暮らすことができる環境づくりを推進し、地域全体で支え合う仕組みを強化していきます。

### ② 認知症施策の企画や評価への本人の視点の反映

- ・認知症当事者その家族にとって優しい地域づくりの推進のため、認知症の人やその家族が各施策の企画段階から意見を述べられる機会を設け、日常生活の実感に基づいた声が施策の改善や新たな取組につながるよう努めています。さらに、施策の実施後の評価にも当事者の視点を取り入れることで、計画だけにとどまらず、実際に役立つ仕組みへと反映できる環境づくりを進めます。

### コラム

認知症サポーター～地域でできることから始めてみませんか～

「認知症について正しく理解し、地域で支える人」を指します。

認知症サポーター養成講座を受講することで、認知症の人やその家族に対して温かく見守り、声をかけるなど、身近な支援を行うことができます。

特別な資格は必要なく、誰でも参加できる取り組みです。講座を受講すると「オレンジストラップ」が授与され、地域の認知症支援の輪を広げる一員となります。

## 基本目標Ⅱ 予防と健康づくりの推進

認知症の発症リスクを下げるためには、日常生活の中での健康づくりが重要です。本市では、運動習慣の定着やフレイル予防、糖尿病や高血圧など生活習慣病の予防に取り組みます。また、社会参加を通じて孤立を防ぎ、生きがいや役割を持つことが認知機能維持につながるよう、地域の介護予防教室や交流の場を推進します。

さらに、食生活改善や口腔ケアに加え、高齢期に多い聴力低下にも着目して早期対応につなげます。こうした健康づくり活動を通じ、市民一人ひとりが住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう支援します。

### 現状と課題 //

本市では、「活脳教室」に代表される認知症予防教室を地域で開催し、参加者の教室前後の認知機能評価において、一定の改善効果が得られてきました。教室終了後も地域住民による自主的なグループ活動として継続することで、介護予防に資する活動が継続できるよう支援を行っています。また、健康づくりや介護予防を継続的に取り組む住民主体の「通いの場」等の地域の介護予防活動について、効果的な活動を継続するため、体力測定の実施やリハビリテーション専門職等を派遣して支援しています。

今後、地域住民が身近に参加できる予防活動を一層充実させるとともに、専門職や関係機関との連携を強化し、継続的かつ効果的な認知症予防の取組を推進していきます。

### 主な取組

#### ア 認知症予防に関する活動の推進

##### ① 活脳教室・活脳クラブの推進

- ・公文教育研究会が開発した「脳の健康教室」プログラムを活用した認知症予防教室を市内各地で開催し、開催しています。教室では計算や読み書きなどを取り入れた活動を通じて、認知機能の維持・向上を図るとともに、地域住民同士の交流・仲間づくりを目的とします。
- ・一定期間の教室終了後も、参加者が主体となり「活脳クラブ」として活動を継続できる仕組みを整えています。こうした住民主体の継続的な取り組みは、介護予防や健康づくりに役立つだけでなく、地域における「通いの場」としての役割も果たし、孤立防止や生きがいづくりにもつながっています。

##### ② 生活習慣病の予防

- ・高血圧や糖尿病、脂質異常症などは認知症のリスクを高める要因とされており、これらを予防・改善することで認知機能の低下を抑える効果が期待されます。市民の健康づくりを通じて、認知症の発生を未然に防ぐ取組みを推進します。

## イ 介護予防教室と地域のサロン

### ① はつらつ教室、ふれあい教室

- ・誰でも取り組みやすい「いきいき百歳体操」や地域独自の「STEP体操」などを実施し、楽しみながら継続できる工夫を取り入れています。また、参加者がその後も自主的に活動を続けられるように支援を行い、地域の「通いの場」へとつなげていきます。
- ・高齢期におけるフレイル予防や健康寿命の延伸を目的に、運動、口腔ケアや栄養指導といった生活習慣の改善、さらに対人との交流による社会参加を重視した様々な介護予防教室を開催しています。

### ② 通いの場、ふれあいサロン

- ・健康づくりや介護予防を継続的に取り組む「通いの場」、地域交流や住民の孤立防止等を目的とした「ふれあいサロン」が地域の公民館等で住民主体により開催されています。
- ・住民が自主的に取り組み外出の機会をもち地域とつながることにより孤立防止、認知症予防につながる「通いの場」や「ふれあいサロン」活動の開設や運営の継続ができるよう支援します。
- ・「通いの場」や地域のサロンに対し、体力測定や耳の聞こえチェックなどの健康チェックの実施といった継続支援を行うことで、認知症予防へとつなげます。

## 基本目標Ⅲ 早期発見と早期対応

認知症は、早期に気づき適切に対応することで、その後の生活の質を大きく高めることができます。本市では、かかりつけ医や地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームなどが連携し、認知機能の低下がみられる人を速やかに把握し、医療や福祉につなげる体制を推進します。

また、住民からの相談や地域での気づきを受け止める仕組みを整え、必要に応じて専門機関への橋渡しを行うことで、本人や家族が不安を抱え込まずに支援を受けられる地域づくりを進めます。

### 現状と課題 //

本市では、かかりつけ医や地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームの連携により、認知機能の低下が見られる人への早期発見と対応を推進しています。加えて、認知症カフェやサロンの開催を通じて、本人や家族が安心して交流できる場を提供し、介護者の孤立防止や負担軽減に取り組んできました。また、市民が気軽に相談できる窓口を整備するなど、切れ目のない支援体制の構築を進めています。

医療・介護・福祉の連携を一層深め、地域全体で認知症の人とその家族を支える体制を強化することが重要な課題であり、今後は、これまで培ってきた取り組みをさらに広げ、誰もが参加しやすい形での相談・交流機会の拡充を目指します。あわせて、家族介護者や就労世代への支援を強化し、より多様なニーズに対応できる仕組みづくりを進めます。

### 主な取組

#### ア 早期発見・早期対応のための体制整備

##### ① 医療機関と支援機関の連携の推進

- ・かかりつけ医や専門医、地域包括支援センター、介護サービス事業者などが定期的に集まり、情報交換や意見共有を行う場を設けています。こうした会議の中で、それぞれの機関の役割や業務内容を確認し合い、支援の重複や抜け漏れを防ぐとともに、顔の見える関係づくりを進めることで、認知症の人や家族が安心して相談できる体制を強化し、切れ目のない支援の実現を目指しています。
- ・認知症の人を支える家族介護者的心身の負担軽減のため、レスパイトケアの充実が求められています。短期入所や一時的な介護サービスの提供など、家族が安心してひと息つける時間を持つてよう、地域の関係機関と連携しながら、受け入れの環境づくりに取り組みます。

## ② もの忘れ検査の推進

- ・「もの忘れ検査」を普及することで、認知症の早期発見・早期治療につなげます。まちかど相談室や通いの場などで、簡易チェックリストを活用し、認知機能の状態を確認する取組みを進めています。今後は、より手軽に実施できる方法の導入も検討し、地域での気づきの機会を広げます。検査結果から認知機能の低下が疑われる場合には、認知症の診断に対応できる専門医への受診を勧め、適切な診断と治療につなげていきます。
- ・気軽にチェックを受けられる体制を整えることで地域全体で予防と早期対応の意識を高め、認知症を早い段階で発見し、必要な支援や介護サービスを迅速に利用できるようになるとともに、本人や家族の安心につなげています。

# イ 本人や家族に対する相談

## ① 認知症地域支援推進員の配置

- ・地域において認知症の人とその家族を支援するため、関係者の連携強化及び相談支援や支援体制の構築を目的として、まちかど相談室や地域包括支援センター等に「認知症地域支援推進員」を配置しています。推進員は、医療・介護・福祉の関係者をつないでオレンジ検討会（認知症事業検討会）を開催し、支援体制の調整役としての役割を担います。
- ・認知症ケアパスを活用して相談から医療や介護につなぐ流れを明確にするとともに、「認知症カフェ」などの交流の場の企画・運営を進めています。こうした取り組みにより、本人や家族が地域で安心して暮らせるよう、情報提供や相談支援を充実させ、地域全体の支援力を高めます。

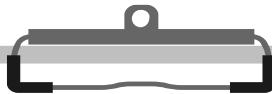
## ② 認知症初期集中支援チームの活用

- ・認知症が疑われる人または認知症の人やその家族からの相談に対し、初期の支援を集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療や支援につなげ、自立生活のサポートを実施します。
- ・本人や家族の不安を軽減し、安心して暮らせる地域づくりの基盤とするため、早期から必要な医療や介護サービスを利用できる体制を整え、自立生活の継続を支援しています。また、地域の病院、市役所、まちかど相談室、地域包括支援センターなどが連携することで、早期診断・早期対応の仕組みを地域全体に広げていきます。

## ③ 「認知症ケアパス」の普及

- ・認知症ケアパスとは、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立し、認知症の人とその家族がいつ、どこで、どのようなサービスを利用することができるのかをわかりやすく整理したものです。
- ・本市では、認知症に関する相談窓口や利用できるサービスの情報をまとめた「認知症ケアパス」を作成し、市のホームページやパンフレットを通じて広く提供しています。

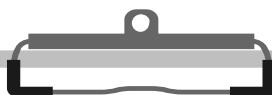
これにより、必要なときに迷わず支援につながることができ、本人や家族の安心につなげていきます。



## コラム

### 認知症初期集中支援チーム～早めの相談が、安心につながります～

「認知症の疑いがある人や診断を受けたばかりの人に対して、早期に支援を届ける専門チーム」のことです。医師、看護師、介護支援専門員などの専門職が連携し、本人や家族の不安に寄り添いながら、必要な医療や介護サービスにつなげる役割を担っています。「最近もの忘れが気になる」「受診を迷っている」といった段階でも相談可能です。早期の対応が、本人の生活の質や家族の安心につながります。



## コラム

### 認知症ケアパス～もしもの場合に、手に取ってみてください～

「認知症の人の状態に応じたサービス提供の流れ」を示したものです。

認知症かもと思ったときや認知症の診断を受けたときに、どこに相談すればいいか、どのような対応をすればよいかなどの情報をまとめたものです。

認知症は病気の進行によって症状が変化します。どの時期にどのような支援が必要となるのか、大まかな目安が一覧で見られるようになっていますので、今後を見通す参考としてください。

「認知症ケアパス」は、まちかど相談室や地域包括支援センターで配布しています。

## 基本目標IV 本人と家族の支援・地域の支え合い体制

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けるためには、認知症への正しい理解の広がりとともに、日常生活の中で自然に支え合える環境が大切です。本市では、交流や相談ができる居場所を整え、介護者の孤立感や心身の負担を和らげます。また、音楽や文化活動を通じて本人の心身の活力を支える取組を進めるとともに、若年性認知症の人が自らの思いや希望を語り合える機会を設け、生活や就労の継続を支援します。

さらに、地域住民や企業、関係機関が連携し、見守りや協力体制を築くことで支え合いの輪を広げます。加えて、公共施設や地域の活動を「認知症バリアフリー」として整備し、物理的環境だけでなく市民の理解や思いやりを重視した地域づくりを推進します。

### 現状と課題 //

本市では、認知症サポーター養成講座の開催を通じ、市民の認知症への理解促進に取り組んできました。養成されたサポーターは地域や職場などで活動し、認知症の人や家族を支える存在となっています。これにより、市民の理解促進や地域の支え合いの仕組みが徐々に広がりつつあり、認知症にやさしい地域づくりの基盤が整いつつあります。また、地域包括支援センターや民生委員、ボランティア団体などが連携し、介護者の孤立を防ぐための相談や交流の機会も提供しています。

一方で、介護者の負担感は依然として大きく、就労世代や高齢の介護者が担う役割は増加しています。支援の場は設けられているものの、参加できる人が限られることや、支援情報が十分に行き届かないことが課題です。さらに、地域での見守り活動も担い手不足が見られ、持続的な仕組みづくりが求められています。今後は、これまでの取組を一層広げ、より多様な世代や主体が参画できる体制を整備し、介護者の負担軽減と地域全体の支援力向上を進めていく必要があります。

### 主な取組

#### ア 地域支援体制の強化

##### ① 認知症カフェ・認知症家族交流会（オレンジサロン）

- ・認知症カフェは、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう場のことです。認知症の人にとって地域とつながり安心して過ごせる場所であり、家族にとって介護についての悩みを相談できる場所であり、同じ立場の人と気持ちを分かち合える場となります。また、地域の方々にとって認知症への理解を深め、支え合いの輪を広げる機会になります。
- ・市では「力っキカフェ」の名称で地域の企業や事業所に専門職等を派遣し、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりの拠点としています。

- ・家族や介護者がほっとひと息つきたい時に立ち寄ることができ、日々の介護で感じている困りごとや悩みを気軽に相談できるほか、同じ立場の人同士が会話を楽しみ、共感し合うことで心を軽くできる場所として、「オレンジサロン」を運営します。専門職による助言や情報提供を受けられる機会もあり、介護負担の軽減や支援制度の活用につなげます。
- ・「オレンジサロン」は、家族が「ほっとひと息」つける場所であると同時に、介護者の孤立を防ぎ、地域で支え合うネットワークを強める役割を果たしています。こうした交流の場を通じて、家族や介護者が安心して介護を続けられる環境づくりを進めていきます。

## ② 本人と家族のための教室

- ・ミュージックケアとは、音楽を聴く、歌う、楽器を奏でるといった活動を取り入れ、本人の気持ちを和らげ、自然な笑顔を引き出すことを目的としています。認知症の人が安心して生活できる環境づくりのために音楽を通じて本人の笑顔を引き出し、家族や地域住民との交流を促進するものです。
- ・家族や地域住民との交流を促進することで、安心できる生活環境づくりにもつながります。また、音楽活動を通じたリズム運動や发声は、認知機能や身体機能の維持・改善にも効果が期待されています

## ③ 見守りネットワークの整備

- ・認知症の人をできる限り早く発見し、安心して地域で暮らせるよう「見守りネットワーク」の構築を進めています。市民や事業者に広く参加を呼びかけ、「みまもりあいプロジェクト」への参画を促すことで、地域全体で支える体制を強化します。
- ・誰でも利用できる「みまもりあいアプリ」を活用し、福祉SNSやラジオ機能を通じた情報発信を行うことで、本人や家族、地域の支援者がつながり合える環境づくりを推進します。
- ・認知症の人も安心して地域で暮らせるよう、市内の企業や民間事業所にも理解促進と普及啓発への協力を呼びかけていきます。
- ・徘徊などにより行方不明となるおそれのある認知症高齢者等を早期に発見し、安全を確保するため、「高齢者等事前情報登録制度」を運用しています。あらかじめ本人の特徴や緊急連絡先などを市や地域包括支援センター、警察に登録しておくことで、行方不明が発生した際に迅速に情報共有が行われ、関係機関が連携して捜索活動を展開できます。これにより、発見までの時間を短縮し、本人の安全確保や家族の不安軽減につなげています。さらに、登録を通じて地域全体で見守る意識を高めることにも寄与しており、安心して暮らせる環境づくりのため、普及啓発に力を入れています。

#### ④ チームオレンジ（にじいろサポーター）

- ・認知症サポーターのさらなる活躍を促すため、ステップアップ研修を受講した「にじいろサポーター」を中心に「チームオレンジ」の活動を推進しています。チームオレンジは、地域に暮らす認知症の人やその家族の支援ニーズに応じて、具体的な支援を行う実践的なボランティア組織です。地域包括支援センターをはじめ、自治会、民生委員、福祉団体、企業など多様な主体と連携し、見守り活動や相談支援、日常生活でのちょっとした手助けなどを行います。こうした活動を通じて、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを支える担い手を育成し、市民一人ひとりが支え合う共生社会の実現を目指しています。

#### ⑤ 若年性認知症の人への支援・認知症当事者の交流の場

- ・若年性認知症の本人等が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を推進します。日常生活での困りごとや将来への不安を共有するだけでなく、互いの経験から学び合い、前向きに生活を続けるための工夫を見出すことができます。さらに、家族や支援者も参加することで、本人の思いを理解し、支援につなげる機会となります。このような交流の場は、本人の自己決定を尊重し、自分らしく暮らせる環境を整えるとともに、地域全体で若年性認知症への理解を深める大切な役割を担っています。

#### ⑥ 認知症にやさしいまちづくりの推進

- ・認知症の人が安心して暮らせる地域を目指し、物理的な環境整備だけでなく、市民の理解や対応の在り方を重視しています。店舗や公共施設などの案内表示や設備の工夫に加え、市民や関係機関が認知症について正しい知識を持ち、思いやりを持って接することが大切です。認知症サポーター養成講座や普及啓発イベントを通じて、日常生活の中で自然に寄り添える関わりを広げています。

### (3) 評価指標と目指す目標値

本計画の基本理念である「認知症の人が尊重され、安心して暮らせる地域社会の実現」に向け、表に示した評価指標を設定し、それぞれに目指す目標値を定めます。

本計画は、定めた目標と指標の達成に向けてP D C Aサイクルに基づき推進します。毎年度、施策の進捗や事業効果を点検・評価し、市民や関係機関の意見を取り入れながら改善を図ります。これにより施策を見直し、実効性のある取組として進め、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを実現していきます。

#### 【目標指標】

	項目名	基準値 (令和6・7年度)	目標値 (令和11年度)
1	通いの場の数	120か所	130か所
2	活脳教室へ参加している高齢者数（延べ人数）	345人	500人
3	活脳クラブへ参加している高齢者数 (延べ人数)	264人	400人
4	認知症の人同士による「本人ミーティング」の実施回数	0回	3回
5	認知症サポーター養成講座の実施回数・養成人数 (延べ人数)	8回 6,617人	12回 8,000人
6	認知症カフェの実施回数・参加人数（延べ人数）	12回 74人	24回 100人
7	オレンジサロンの実施回数・参加人数（延べ人数）	11回 52人	24回 100人
8	物忘れ検査の実施回数・検査人数	5回 54人	12回 120人
9	地域全体でお互いに支え合い助け合う機会や仕組みの充実度	38.2%	55.0%
10	認知症について正しく理解していると感じている人の割合	20.7%	30.0%

※基準値は項目1～9は令和6年度、項目10は令和7年度の数値を記載しています。

# 計画の推進に向けて

## 1 計画の普及啓発

地域福祉は、天理市で生活を営むすべての市民が主体となって取り組むものです。そのため、計画内容への理解と協力を得るために、多くの市民に情報を伝える必要があります。広報紙、ホームページ、公共施設での配布など、様々な手段を活用して市民への周知を図ります。

## 2 地域福祉の推進体制

地域福祉を推進するためには、活動圏域ごとに求められる機能を活かしながら、地域福祉に関わるすべての者が連携して取り組むことが重要です。

住民に近い地域では、民生委員や児童委員、各種事業者、そして福祉活動に取り組む人たちが協力し、ネットワークを充実させるとともに情報交換を活発に行することで、問題の早期発見・解決が可能となります。

一方、市圏域においては、保健、医療、福祉などの課題に迅速かつ効果的に対応するため、市の担当課だけでなく各福祉関係機関や福祉施設との連携、関係部署間での連絡・調整や協力体制の整備が求められています。さらに、各種会議や研修会を通じて、福祉ネットワークの強化と充実を図っていくことが重要です。

## 3 計画の進行管理・評価

本計画を総合的に推進していくため、設定した定量的指標により施策の評価をするとともに、数値などでは計ることのできない利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行うことができるよう、市民参加の視点から意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換などを適宜行い、地域福祉活動に関する市民の意識や活動実態の把握に努めます。

計画の進行管理にあたっては、少なくとも年1回、行政による関係所管課で進捗管理を行い、計画期間の令和10年度及び令和12年度には天理市地域福祉計画審議会で進捗状況についての点検・評価を行います。